

特別研究論文概要文一覧

専門職大学院所属院生は、教員の指導のもと、知的財産に関わる研究課題を設定し、日々研究活動を進めています。その研究成果は、特別研究論文として毎年末に提出されております。ここでは、論文審査を通過した研究論文の概要文をHPに公開しております。

以下、年度ごとに過年度の提出論文概要文を掲載しております。本大学院での研究内容に興味のある方、研究テーマの選択を考えている院生は参考にしてください。

2021年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
色彩のみからなる商標の登録を受けるための事例の検討及び登録可能性を有する色彩使用例の探索	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	<p>Review of Cases for Registration of Trademarks Consisting Only of Colors and Search for Examples of Color Use That Are Registrable</p> <p>色彩のみからなる商標は、新しいタイプの商標の1つである。現時点における出願数は500件を超えるが、その登録例はわずか8件に留まっている。その主な要因となっているのが、色彩のみからなる商標は原則として商標法3条1項2号、3号又は6号に該当するとする判断である。これに当てはまらず登録を受けるためには、色彩がその使用によって識別力を有するに至ったことを証明するほかない。そこで、色彩のみからなる商標の識別力の証明に必要な事項を登録例や判例、拒絶査定不服審判例から検討した。また、その検討から得た知見を基に複数の既存のブランドカラーについて、色彩のみからなる商標として登録を受けることができるかを考察した。</p>
建物造りのIT活用・知的財産権保護についての考察と建築設備領域から見る実施難易度分析	大塚 理彦	武部 邦彦	<p>Examination of IT Utilization of Building Construction and Protection of Intellectual Property Rights, and Analysis of Difficulty of Implementation from the Field of Building Equipment</p> <p>本稿では、建物造りのIT活用と知的財産権評価についてライフサイクルを有する建設業界の構成に基づき、請負契約関係とIT利用(BIM)および契約関係における知的財産権について考察を行った。また、多分野の境界領域を有する建築設備領域のライフサイクルについて特許出願状況を分析し、BIMとの情報共有化に寄与する建築</p>

			<p>設備登録特許を選別し、これに実施難易度分析評価・考察を行った。</p> <p>現在も建設業界でくすぶり続ける契約と知的財産権のあり方について、建築主と請負業者等が WIN・WIN となるような登録特許の創作背景をもとに推定できる分析評価方法が求められ、本稿における考察がその一端を担うことができれば幸いである。</p>
知的財産を活用した地域ブランディング～万願寺甘とうの事例から～	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	<p>本研究の目的は、知的財産を活用した地域ブランディングについて、如何なる課題が残されているのかを明らかにし、解決案を検討することである。権 ky 通手段は、地域団体商標の活用事例を取り上げ、その事例の地域ブランディングにおける問題点を実際に取材した。「万願寺甘とう」の課題は、類似する「万願寺とうがらし」の名称を使用した個人販売が存在することであり、それについて3つの解決方法で検討した。第1に、地域団体商標等による法的措置は困難である。第2に、差別化のためには「万願寺甘とう」と命名したことは妥当ではなかった。第3に、特別こだわって栽培した「万願寺甘とう」については、生産者個人のオリジナルブランドとするか、又は農協がサブブランドをつくることで、ブランドが向上する。</p>
包装資材業界における知的財産について～製紙業界におけるセルロースナノファイバーに関する特許の比較を中心に～	尾茂 康雄	知的財産研究科修了生	<p>近年の脱プラスチック化の影響で、プラスチックを削減する動きとともに、プラスチックの代替素材として紙が注目されている。本論文では、包装資材業界に限定した上で、最先端のバイオマス素材「セルロースナノファイバー」に関する王子 HD と大王製紙の特許を比較調査した。その結果、王子 HD は基礎的な研究に関する特許に力を入れていることが分かった。一方で、大王製紙では基礎的な研究に関する特許も相当数あるが、人体に使用するシートなど具体的な用途が明記された商品化に近い応用段階の出願が多いことが分かった。また、王子 HD では特許の全件が製造方法に関する特許であるのに対し、大王製紙では、製造方法及び製造装置に関する特許（製造装置のみを含む）があった。</p>
日本の自動車産業における技術戦略の考察	尾茂 康雄	知的財産研究科修了生	<p>2020 年の日本の自動車業界の売上上位 3 社であるトヨタ自動車株式会社、ホンダ技研工業株式会社、日産自動車株式会社について、売上高及び研究開発費の推移を調査・考察した後、環境問題等の視点から技術戦略並びに</p>

			<p>知的財産戦略がどのように行われているのかを2つの仮説として立てた。1つ目の仮説は業界全体で技術分野の傾向が近いという説、2つ目はエンジン技術が需要と共に変遷していく形が明確に表れているという説である。研究開発費や売上高と特許出願件数の推移には関連性がないが、これはコストの増加が原因と推測される。筆頭IPCランキングでは、業界全体では共通の技術について研究を行っている中で、どのように注力するかで各企業が差別化していることが分かった。また、ガソリンエンジン、ハイブリッドエンジン、電気エンジンそれぞれに特有のIPCを選定し、出願件数及び一部出願の権利内容の精査を行った結果、ガソリンエンジンとハイブリッドエンジン、ハイブリッドエンジンと電気エンジンに関する研究開発の関連性が明らかになり、仮説が正しいことが判明した。</p>
ASEAN に於ける実用新案を活用した知的財産戦略に関する研究	角田 全功	知的財産研究科修了生	<p>Studies on Intellectual Property Strategy Using Utility Model in ASEAN Countries</p> <p>日本企業の ASEAN への進出が加速し、それに伴い、ASEAN に於ける知的財産の重要性が高まって来ている。日本企業は ASEAN に於いても、特許出願に頼った知財戦略を推進して来た。しかし、特許出願の権利化の遅延及びそれに伴う模倣品の流入に対して十分な成果を奏していないのが現状である。</p> <p>本論文は日本企業が従来、重要視して来なかった実用新案の活用に関心を当てたものである。詳細には、ASEAN 主要国に於ける実用新案制度を俯瞰し、その共通の特徴を利用した知的財産戦略を実際の活用例を参考に研究した論文である。</p>
周知商標の広義の混同	小林 昭寛	山下 絵理華	<p>Confusion in a Broad Sense of a Well-known Trademark</p> <p>本論文は、周知商標の広義の混同からの保護に関する。商標権の保護範囲には該当しないが混同のおそれのある表示（「広義の混同」）からの保護は、主に不正競争防止法第二条1項1号で行われており、本論文では広義の混同を熱かった判決をいくつか分析している。他方、防護標章制度は広義の混同からの保護のためにはあまり利用されていない。その理由は、防護標章登録の保護範囲は類似商標の範囲までは及ばず、不正競争防止法二条一項一号の方が保護範囲が広いからである。しかし、防護標</p>

			章登録制度は、著名表示であることを立証するために利用されることがある。
キャラクターの法的保護について	小林 昭寛	伊藤 綾香	<p>Study on Legal Protection of Characters</p> <p>本論文では、知的財産を活用したキャラクターの保護の限界について検討する。著作権を活用したキャラクターの保護を著作権法の判例に基づいて限界を述べる。さらに、著作権法での保護による弱点を商標法でどのように保護強化できるのかについて、商標法の限界と共に述べる。これらに加えて、不法行為や不正競争防止法でのキャラクターの保護の検討を行う。その結果、具体的な容姿を文章で表示しているキャラクターは現知的財産法での保護は不可能に近いことが分かった。そのため、日本においても今後キャラクターの法的保護について保護可能な範囲を明確に示す等、保護について柔軟な考え方が必要になってくると考える。</p>
製造業のサービス化における知的財産の論点の調査・研究 - SDGs・IOT時代のリカーリングビジネスモデル構築におけるデータベース活用の視点から -	小林 昭寛	山田 俊成	<p>Thoughts about Some Legal Issues on Servitization of Manufacturers</p> <p>近年、“製造業のサービス化（リカーリングビジネス）”が注目を集めている。日本では、1960年代から複写機レンタルビジネスなどが成功事例として知られているが、他業種では顧客の経済的メリットが十分でないなどの要因で進展していなかった。しかし、IOTやSDGs時代の到来により、リカーリングビジネス構築が加速しつつあり、データベース活用やリサイクルの活発化により、知的財産の法的論点（特許権の消尽や限定提供データなど）を含め技術法務を軸としたマネジメントが重要になっている。製造業において、ハードウェア製品売切りモデルからの変革が進み、循環型ビジネスモデルが構築されると期待される。</p>
モデルチェンジ商品の不正競争防止法2条1項3号の適用について	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>Application of Unfair Competition Prevention Act § 2(1)(iii) to a Model-change Product</p> <p>商品形態模倣に関するサックス用ストラップ事件の原審における実質同一性の判断手法（モデルチェンジ部分に比重をおいた判断手法）と、控訴審における判断手法（商品形態の全体観察による判断手法）について比較検討している。</p> <p>また、控訴審方式の全体観察による判断手法を他の同種の事件に適用することにより、サックス用ストラップ事</p>

			<p>件の控訴審の影響を検討した。</p> <p>その結果、控訴審方式では、商品全体に占める共通の形状における相違点が実質同一性を否定する方向に影響を与えるため、同様の事実関係の事案においてはモデルチェンジの認定がされやすくなり、19条1項5号イの適用がされない事件が増加するとの結論に至った。</p>
知的財産から見る企業のオープン・イノベーション動向	小林 昭寛	石崎 寿明	<p>Analysis of Open Innovation by Start-up Companies from the Perspective of Intellectual Property</p> <p>株式非公開のベンチャー企業について、企業活動に関する公開情報（事業内容、ビジネスモデル、沿革、IR情報）と、知的財産に関する情報とを併せて分析することにより、その企業のイノベーションの動向についての分析・調査を行った。公開情報が少ないベンチャー企業についても、経営情報と知的財産情報とを組み合わせることにより、Dahlander と Gann が定義するオープン・イノベーションの類型に沿ってオープン・イノベーションの動向を分析することが可能であることを確認した。この手法を発展させる事で、企業の将来についての動向を予測する事が可能になると考えられる。</p>
中小企業の知的財産活用の実態	小林 昭寛	鈴木 理可	<p>Actual Situation of Intellectual Property Utilization by Small-and-Medium Enterprises</p> <p>中小企業が知的財産を意識するきっかけはある日思わぬかたちで訪れることがある。「あなたの会社の製品は当社の権利を侵害しています」等の警告が会社に届けば、知的財産を意識していようがなかろうがそれらと向き合うことになる。本稿では零細事業者、個人事業主の事例を挙げたうえで、彼らの身近にある特許相談窓口の利用状況を調べるとともに、中小企業の知的財産活動調査の分析結果から知的財産活動の傾向を探る。これらの結果から中小企業事業者にとって最も効果的で取り組みやすい知的財産とは何かを検討する。最後に中小企業製造業1社の事例を挙げ、中小企業における知的財産活用の可能性について考える。</p>
八ッ橋事件の創業年の表示について	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>Study on the False Indication of the Founding Year in "Yatsunashi" Case</p> <p>本論文は、不正競争防止法2条第1項第20号について、八ッ橋事件を中心に研究をしたものである。八ッ橋事件は、創業年の表示が、不競法2条第1項第20号の</p>

			品質等誤認表示に該当するかが争われた初めての事件であり、今後の判決に影響を与えると考えられる。判決では、300年以上前の江戸時代の創業年の真否を検証することは困難であることを需要者が認識している事実などから、消費者の商品選択を左右する品質表示とは認められなかったが、本論文ではこの論点について検討をしている。また、第20号で争われた他の判例の類型化や景品表示法との比較なども行っている。
先使用の要件論とピタバスタチンカルシウム医薬事件に関する考察	杉浦 淳	知的財産研究科修士	発明の同一性を巡って、数値限定発明に関する事案である平成29年(ネ)10090号事件に注目が集まっている。本事案は数値限定発明に関する事案であり、本件発明2は「固形製剤の水分含量が1.5～2.9質量%である」である。本来なら証拠不十分として先使用権を否定できたにも関わらず、裁判所は、先使用権者側が本件発明2と同じ意識を持って水分含量を管理していたことを求めた。特許発明は明細書等から技術的思想を抽出するが、先使用発明の技術的思想の抽出は非常に困難であり、その外延を無理に明確にしようとする、先使用権者側と特許権者側との公平を図る先使用権の趣旨からも不当となってしまう。技術的思想に自覚的な管理を求めた本事案は否定的な意見が多数であり、上告受理申立てがされている今後の動向に注目したい。
技術的制限手段の最新状況とその法的保護	杉浦 淳	知的財産研究科修士	本論文では、無断での複製や視聴を防ぐ技術的制限手段に関する法改正と課題を、主にゲームやセーブデータなどに焦点を当て検討していく。不正競争防止法における技術的制限手段の規定は技術の進歩と共に改正され、最新の平成30年改正では、保護対象に新しく「情報」が加わり、ゲームのセーブデータなどもこの「情報」に含まれると解されている。改正法は、一見すれば、ゲームメーカー側に有利すぎる法改正にも思えるが、今ではほとんどのゲームがオンラインで世界中の人とプレイできる時代となっている。セーブデータの改変が他のプレイヤーへの迷惑行為、ひいてはゲーム全体のエコシステムを乱すことに繋がっていたため、改正法は、こういった治安維持的な意味でも今後のゲーム界に対応した妥当な改正だったと考えられる。
知的財産としての技術データの実務的管	内藤 浩樹	藤原 誠悟	Considerations for the Practical Management of Technical Data as Intellectual Property - Proposal of a

<p>理に関する考察 一技術データ管理フェーズ毎の法的検討フレームワークの提案一</p>			<p>Legal Review Framework for Each Phase of Technical Data Management</p> <p>第四次産業革命の下でデータの重要性が高まっている。しかし、未だ企業において知的財産担当者が「知的財産としてのデータ」の保護・管理に対する業務をどのように行うかが明確ではない。</p> <p>本論文では、データの流通の態様を横軸に、データの取引の態様を縦軸にとった9象限からなる「データ管理フレームワーク」を提案した。さらに、「データ管理フレームワーク」の各象限に対応する検討事項を視覚的に把握することができる「各象限における検討事項の概要表」を提案した。</p> <p>これにより、企業の事業戦略に応じて「知的財産としてのデータ」の管理方針を決定して最低限検討を要する事項の確認を行うことができるものとする。</p>
<p>知的財産としてのデータ保護の現状と課題 ～データ利活用促進に向けたデータの法的保護の考察～</p>	<p>内藤 浩樹</p>	<p>知的財産研究科修士</p>	<p>Current Status and Issues of Data Protection as Intellectual Property - Considerations for the Legal Protection of Data to Promote Data Utilization -</p> <p>世界的なデータの重要性の高まりに伴い、平成30年不正競争防止法改正によってデータの法的保護が強化されたが、依然としてデータの法的保護について議論がなされている。本研究において、データの法的保護の必要性と許容性の検討から、データの法的保護は必要であり、「データ利活用を阻害しない範囲での柔軟な保護規定の整備」が課題であることがわかった。保護法益は、創作的価値・機密的価値・労力的価値に分類することができた。特に現行知的財産法では保護されない労力的価値を有するデータについて柔軟な法的保護規定を設けることで、データの創出、流通、利活用の保護を図り、ひいては飛躍的な産業の発達を期待できる。</p>
<p>産学協創における共同研究契約の在り方についての調査研究</p>	<p>内藤 浩樹</p>	<p>知的財産研究科修士</p>	<p>大学と民間企業との共同研究で、共同研究の成果物である知的財産が権利として大学に帰属した場合においては、共同研究先の企業、および第三者に対して知的財産権の実施許諾や譲渡を可能とする条項を規定している大学が多く、その維持管理費用等の負担や、実施料の支払いを企業に求めることが多いということ、知的財産権の取得や維持、管理に関する費用は、大学の大きな負担となっていること等が判明した。「産学官連携による共同研</p>

			究強化のためのガイドライン」で提唱された新しい考え方に着目し、産学協創における共同研究契約形態としては、共同研究の成果物である知的財産権を大学に帰属させないということ、また、その対価として支払う大学の研究資金等の受入額の見直しを行い、適切な価値評価と契約交渉を行うことが必要であるという結論を得た。
大学の商標管理・活用について	長谷川 光 一	知的財産研究科修了生	本研究では、大学・産学連携をめぐる商標の管理・活用について、国立大学と私立大学を対象とし、大学の商標出願状況の把握、大学の商標に関する規程の調査、商標の活用事例の調査を行った。産学連携において使用される商標は、大学を表示する商標、教員や学生が行った研究成果に関して商標を取得した成果商標、産学連携における研究成果について共同出願で商標を取得した成果商標の3つであると考えた。これらの商標について、全体でみると出願数が10件に満たない大学が全体の約5割を占め、企業との共同出願も全体の1割程度しかされておらず、商標を管理・活用する大学の規程の整備状況が十分ではないこともわかった。この現状への対応として、大学側が研究成果に商標を付与してブランド化を図る体制と担当部署の明確化とガイドラインの作成が必要になると考えられる。
特許データを用いた知的財産マネジメント評価の指標化	長谷川 光 一	知的財産研究科修了生	本研究は、給水装置業界とエアコン業界で知的財産部門の活動が外部から観察可能かどうかを、出願件数と審査請求率等を用いた分析によって試みた。結果として給水装置分野では、先行研究とは異なるパターンを見出せた。その理由として出願件数自体少ないため審査請求料を考慮したうえで知財関連予算を組んでいる、研究・開発者の意欲向上のための特許活用を行っていない、特許出願前に審査請求したい特許を絞っていると考えられる。また、エアコン業界では、知的財産制度および制度環境・運用の改善、企業活動・研究開発のグローバル化の流れにそって各企業が知財マネジメントに力を入れていることがわかった。
株式会社フジキンの水素ステーション関連技術の開発動向	三浦 武範	知的財産研究科修了生	Development Trends of Hydrogen Station-Related Technology of Fujikin Co.,Ltd. 近年、カーボンニュートラル実現に向けて水素エネルギーが注目されている。水素エネルギーの利活用で燃料電池自動車があり、水素を燃料として走行する。その水素

			を燃料電池自動車に充填するには水素ステーションが必要になってくる。水素ステーションには様々な設備や部品があるが、重要な部品としてバルブが挙げられる。その水素ステーション用バルブを提供し、国内シェア70%を誇っている特殊バルブメーカーの株式会社フジキンという企業がある。本論文では、水素ステーションの実情も踏まえ、株式会社フジキンの水素関連技術や、さらには水素ステーション関連技術の開発に関する取り組みについて考察する。
包装容器業界における環境問題と知的財産の活用 一生分解性プラスチックの技術動向を手がかりに—	三浦 武範	知的財産研究科修士	SDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」、目標14「海の豊かさを守ろう」の解決に向け、環境問題の解決策として注目されている、微生物により分解される生分解性プラスチックを開発する企業として、大手2社の株式会社カネカと三菱ケミカル株式会社の技術動向を調査し、プラスチック業界の今後について考察を行った。特許分析からは、各社ともに開発を開始してから常に改良が行われていることが読み取れる。また、生分解性プラスチックと一括りに捉えても、問題解決に貢献する環境問題が異なることがわかる。今後も既存の企業や研究機関、新規参入の企業等により、実用化を見据えた更なる解決が行われていくものと考えられる。
AI等の限定提供データに関する不正競争防止法の改正について	村川 一雄	知的財産研究科修士	限定提供データの不正取得・使用・開示行為等の不正競争は、民事措置の対象であるが、事業者に対して過度の萎縮効果を生じさせないため、刑事罰の対象とはなっていない。しかし、今後のデータ利用の促進とそれに伴う不正競争のバランスを図るためには民事措置のみでは不十分である。このため、本研究では、アメリカ・欧州委員会・中国等の制度やその検討状況等を踏まえ、限定提供データの利活用を促進させつつ、当該データを保護する法整備について言及し、さらに、法改正に向けて刑事罰の条文案を提案した。
無線通信機に関する技術とブランドの知的財産動向	山田 繁和	波戸 優輝	Intellectual Property Trends of Technology and Brands Related to Transceiver 免許の必要ない業務用トランシーバーに焦点を当て、無線機メーカーの知的財産状況、知的財産権の使用実態、競合他社と競合他社以外との提携関係を調査することで、各社の無線機の技術動向とブランドイメージ、そして業界の動向を分析した。調査の結果、各社異なる技術

			開発やブランド形成により開発する技術分野、製品名保護、標章の配置、デザインに違いが表れた。日本国内企業はトップシェアの外国企業に対抗した技術開発や他社通信網を利用した無線機に参入し、区別化や特許出願を行うことが近年の動向である。これら結果を踏まえ、国内企業1社に対して、ブランド力を高めるためにどうすればよいかを標章配置の観点から考察している。
不正競争防止法第2条第1項第1号における「その他の商品又は営業を表示するもの」の商品等表示該当性についての考察	山田 繁和	有吉 光	<p>Consideration on Applicability of an Indication of Goods of 'Other Indication of Goods or Trade Pertaining to a Person's Business' Under Article 2(1)(1) of the Unfair Competition Prevention Act</p> <p>不正競争防止法2条1項1号に言う「その他の商品又は営業を表示するもの」の商品等表示該当性、その周知性の要件についての判断基準は今尚不明瞭なものであり、本稿ではこれを解き明かす事は可能かを問う。その為、それぞれ同号を理解する上で重要な手掛かりとなる4つの判例——「TRIPP TRAPP 事件」、「コメダ珈琲事件」、「マリカー事件」、「ドラゴンソードキーホルダー事件」——を研究し考察を重ね、そこから得られた結論で以て、同号の保護の活用による公正な競争の促進に資さんとする。</p>
知的財産権からみた自動車用ヘッドランプの分析研究	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>An Analytical Study of Automobile Headlamps from the Perspective of Intellectual Property Rights</p> <p>自動車用ランプ、特にヘッドランプについて知的財産の観点から分析研究する。</p> <p>特許・意匠の出願が盛んにされており、知的財産での積極的な保護がされている。そこで、本論文では、自動車メーカーとランプメーカーの知的財産について調査し、どのような戦略がとられているか考察した。</p> <p>調査対象は「小糸製作所」と「スタンレー電気」で、国内外の特許・意匠について調査した。</p> <p>調査したデータをもとに、どのようにしてシェアを獲得しているか、どのような分野について進出しているかなど戦略について考察し、今後の動向についても考察する。</p>
海賊版ゲームの著作権による保護について	山田 繁和	田尻 真望	<p>Copyright Protection for Pirated Games</p> <p>海賊版などからゲームの権利をビジネス上どのように守っていくのか、また実際に著作権がゲームを保護できるのはどのような場合か、著作権でカバーできない部分</p>

			<p>はどうやって保護されているのかについて研究した。海賊版の問題点や現状について考察し、海賊版サイトが減った理由について考察した。現状のゲームの海賊版の劣勢的状况は法律改正と同等かそれ以上に技術の発展やゲーム環境の変化によりもたらされたものであると考える。しかし同時に、海賊版問題が発生するたびに法改正によりその後の被害を減少させてきたとも考える。原状の著作権法と技術の発展によりゲームの海賊版対策は十分機能していると言えるのではないかと結論付けた。</p>
改正意匠法による建築物と内装の保護と活用の考察	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>2020年4月1日に意匠法が改正されたことを受けて、各国に先駆けて保護対象となった建築物と内装の衣装に焦点を当てて研究する。今後どのような建築物、内装の意匠を保護する価値があり、どのように権利を取得すると効果的な権利となるのかについて、条文や意匠審査基準、判例から検討する。まず、意匠法24条に鑑み、現行の意匠審査基準では、建築物、内装の意匠は、物品の意匠と異なり、権利範囲が権利範囲が明確とは言えず、権利範囲が、業界及び業者にとって、広すぎるのではないかと考え、業界等にとって、適切な認定内容を考察した。さらに、意匠登録の必要性を考える判断材料として、評価基準を作成し、建築物、内装の意匠の判断主体、観察方法、機能、用途の認定について考察した。最後に、意匠権を取得しない時の対処や、建築物や内装に使う設備品や建築資材等の物品の契約上の注意事項についても考察した。</p>

2020年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
著作権法改正後のキャラクター保護について——識別力観点からの保護——	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	<p>The Character Protection After the 2019 Revision of the Copyright Law ---The Protection from Distinctiveness Perspective---</p> <p>平成30年著作権法改正が行われたが、同改正法によれば、情報解析のためであれば、必要な範囲で、著作権者の承諾なく著作物の記録や翻案ができる。現時点ではAI技術を使い、原著作物の作風の生成物を大量生成することが技術上可能になる。そこで、本稿は、キャラクター</p>

			を対象に、情報解析を目的とした使用により、新たに生成された原著作物に酷似するキャラクターと、原著作物との法的関係を明確にしたい。具体的に、改正著作権法但書、民法不法行為または、不正競争防止法周知表示混同惹起行為などを適用する場合、どのように解釈されるかを検討する。既存スキームの限界を探りつつ、AI技術の発展に対応した保護のあり方を検討したい。
パロディ商標の現状とパロディの本質から見る登録可能性	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	<p>Current State of Parody Trademarks and Registration Possibility Considered from Essence of Parody</p> <p>日本の商標法では、パロディ商標についての規定はない。そのためパロディ商標を取り扱う事件では対象の商標がパロディであること考慮しない上で、オリジナル商標とパロディ商標の外観・称呼・観念を基準にオリジナルとの類似性の程度について争われる。しかしパロディはオリジナルの上に成り立つものであり、そしてパロディの本質はオリジナルに加えたアレンジの独自性である。その独自性によってオリジナルとの方向性が異なってくる。そのため現状の判断方法ではパロディの本質を捉えていないと考える。本稿ではパロディの本質を理解した上でパロディ商標の現状を調べ、パロディ商標の登録可能性について検討する。</p>
地域団体商標の後発的無効 -「博多織事件」と「小田原蒲鉾事件」から分析する可能性	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	<p>Posterior Invalidity of Regional Collective Trademarks - Possibility to Analyze from "Hakata-ori Case" and "Odawara Kamaboko Case"</p> <p>本研究では、地域団体商標における後発的無効の可能性を検討する。地域ブランドを保護する地域団体商標は、通常の商標と比べ、加入の自由や商標法 26 条 1 項 2 号の観点から、権利行使が困難である。権利を所有する組合が、組合に加入していない企業に対して、権利行使を行い、裁判となったのは「博多織事件」と「小田原蒲鉾事件」の 2 件のみであり、どちらの裁判も権利を所有する組合が敗訴する結果となった。この 2 つの裁判から、裁判所で認められた他者の使用によって、地域団体商標の周知性の力関係が入れ替わる可能性がある。実際に起こりうるかの検討を行い、無効になる場合は、地域団体商標が保護として不安定であることを示す。</p>
色彩のみからなる商標の現状と課題	尾茂 康雄	知的財産研究科修了生	<p>Current Status and Issues of ColorMark(s)</p> <p>色彩のみからなる商標の目的は十分には果たされていない</p>

			<p>ないのではないかと考える。本論文では、それを解決するにはどうすればいいのかを考察する。調査の結果、色彩のみからなる商標の出願数は減少しており、拒絶理由を見て調べたところ、商標法3条2項の要件が、一番の原因であった。この課題を解決するためには、特許庁側は、商標法3条2項の要件が厳しいため、緩和すること、また、全国的に周知であるとされる審査基準が、具体的ではないと考えるため、基準を明確にすべきであると考え。企業側では、色彩のみからなる商標を意識したブランド戦略を行う必要があると考える。特許庁と企業が共に対策を行うことで、解決できるのではないか。</p>
商標権価値の評価手法について	尾茂 康雄	荒川 一也	<p>Evaluation Methods of Trademark Rights</p> <p>知的財産権の一つに商標権があるが、その評価方法はどのようなものがあるか。コストアプローチ・マーケットアプローチ・インカムアプローチといった大別された価値評価方法は知られるところであるが、その計算方法の詳細であったり、実際に運用された例については一般に知られてはいない。そこで、本論文では商標権価値評価方法の如何なるものがあるかをまとめ、またその評価方法を誰でも手軽に扱うことができるように纏めることで、商標の評価とその運用をより身近なものにすることが目的である。また、その価値評価方法を纏めるにあたって実際の商標権取引事例と照らし合わせることで、確度を高めることも重視する。</p>
希少糖ビジネスを支える知財戦略に関する研究 - 松谷化学工業株式会社の知財戦略について -	角田 全功	北 翔二郎	<p>Studies on Intellectual Property Strategies That Supports the Rare Sugar Business - Intellectual Property Strategies of Matsutani Chemical Co., Ltd.-</p> <p>今日、日本企業における中小企業の数 99.7%を占める一方で出願件数の割合は 16.1%に過ぎず、知的財産の活用が十分にされていない。しかし、長期にわたって事業を守るためには、大企業だけでなく、中小企業においてもより強固な知財戦略の実現が必要である。そこで、本論文では中小企業として、知的財産を有効に活用している松谷化学工業株式会社を例に挙げ、その知財戦略を研究した。具体的には、製品に係る製造方法の秘匿化及び権利化、周辺技術の権利化によるパテントポートフォリオの形成、並びに食品業界特有の制度の活用について調査、解析した論文である。</p>

ASEAN 特許審査協力を活用した ASEAN 知財戦略に関する研究	角田 全功	黒木 祥彦	<p>Studies on Intellectual Property Strategies in ASEAN Utilizing ASEAN Patent Examination Co-operation</p> <p>"日本企業の東南アジア諸国連合 (ASEAN) への進出は年々加速し、今や ASEAN は日本企業にとって重要なマーケットとなっている。しかし、ASEAN では特許審査の遅延が常態化しており、自社製品を迅速に保護できないという課題がある。一方、ASEAN 特許審査協力 (ASPEC) は ASEAN 特許庁間で特許調査及び審査結果を共有することにより、審査の迅速化を図る目的で導入された制度である。本論文では日本企業が従来あまり活用してこなかった ASPEC に着目し、ASPEC を活用した ASEAN 知財戦略を検討したものである。</p>
不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・2 号に基づく商品形態の保護について	小林 昭寛	知的財産研究科修士生	<p>Study on the Protection of Product Form Under Items 1 and 2, Article 2 of Unfair Competition Prevention Law</p> <p>商品形態については、意匠権や不正競争防止法の商品形態模倣行為に基づく差止等による保護が可能であるものの、意匠権を取得していない場合や当該商品が日本国内において最初に販売された日から 3 年を経過した場合はこれらの保護は受けられない。このような場合は、商品形態について不正競争防止法 2 条 1 項 1 号又は 2 号に基づく保護を検討することになる。</p> <p>本論文では、裁判例を分析することにより、商品形態についての商品等表示該当性の成立要件を確認した上で、その成立要件の 1 つである「他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有すること (特別顕著性)」について、これを肯定する方向に働く要素を明らかにする。</p>
特許請求の範囲の補正に関する考察	小林 昭寛	知的財産研究科修士生	<p>Consideration on Amendments of Patent Claims</p> <p>特許請求の範囲は権利書としての役割を有するため、その記載内容は完全であることが好ましい。しかし、特許要件や第三者との関係を意識すると、権利として要求する範囲を変更したい場合もある。その際に、どの程度までの補正が許されるのかについては、多岐にわたる情報を踏まえつつ検討する必要がある。本論文では、補正のうち、「新規事項の追加の禁止」に着目し、まず、条文、審査基準、裁判例から特許請求の範囲の補正の変遷について説明し、現在の特許請求の範囲の補正の判断基準の位置づけを明らかにした。その後、ソルダーレジスト大</p>

			合議判決以降の裁判例から、「新規事項の追加の禁止」に関する考え方を明らかにした。
不正競争防止法における営業秘密に係る刑事事件（刑事罰）について	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>Criminal Cases (Criminal Penalties) Pertaining to Trade Secrets Under the Unfair Competition Prevention Act</p> <p>近年、企業の営業秘密を持ち出し、逮捕されるという事件を、テレビなどのニュースで目にするが多くなった。営業秘密は、不正競争防止法によって保護されている。日本で、この法律に営業秘密に係る不正競争行為に対する刑事罰規定が導入されたのは、平成15年であるが、裁判例の数は諸外国と比べて少ない。ノウハウなどを営業秘密としている企業にとって、営業秘密が外部に漏れだすことは、企業活動を行う上でも死活問題になりかねないが、なぜ刑事事件の裁判例は少ないのか、これについての考察を行う。また、刑事罰規定の中心である法21条1項3号について、この規定が持つリスクと、目的要件の解釈についても考察を行う。</p>
日本におけるパロディ保護についての考察	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>Consideration on Parody Protection Under the Cooyright Law in Japan</p> <p>本研究では、フェアユース等の権利制限規定によりパロディ保護を実現している米国とフランスの判例と取扱いを調査し、日本においてパロディ保護を実現するために必要な法解釈と要件についての考察を行った。日本のパロディに関する裁判例と共に著作権法32条1項の引用によるパロディ保護を提案し、パロディモンタージュ事件最高裁判決で示された引用の二要件説による引用の限界を考えつつ、美術鑑定証書事件控訴審判決で示された引用の総合考慮説を用いることでパロディが適法に認められる可能性とその問題点について検討を行った。</p>
日中悪意の商標登録出願比較	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>Comparison of "Malicious" Applications for Trademark Registration in Japan and China</p> <p>本研究では日中の悪意の商標登録出願についての理解のため、日中双方の悪意の商標登録出願に対応する規定を整理した上で比較し、悪意の商標登録出願の規定の相違点や悪意の商標登録出願の状況について考察した。両国において規定面での大きな相違点はないが、外国でのみ周知な商標保護規定や国内使用要件で異なることが分かった。また現在中国において保護が欠けていると考えられる規定の導入を検討した。</p>

変形玩具及びアニメ映画ビジネスにおける知的財産保護の現状と課題	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	変形玩具ビジネスは、ロボット玩具から始まりハリウッドの映画に至るまでビジネス領域を拡大し発展してきており、他方、本ビジネスは模倣しやすいことから、知的財産権による保護の態様も特許権や意匠権によるものから、著作権によるキャラクターの保護へとその領域を拡大してきている。変形玩具の進化を追ったところ、創造の原動力は、新しい属性をつけるなどの模倣を基礎にした面白みを交えた改良にある。知的財産権による一方的で画一的な保護の強化は、創作活動の萎縮を招き、変形玩具の発展に望ましくない。そして、変形玩具文化を支えるビジネスにおいては、市場の拡大について変形玩具愛好者のすそ野の拡大をにらんだ知的財産権の法執行の工夫が求められる。
日本と韓国の営業秘密保護制度に関する調査研究	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	本研究では、まず、日本と韓国の営業秘密保護制度の歴史を検討し、最近日本と韓国の企業を対象に実施した営業秘密の侵害と保護状況の調査を通じて、各国の状況を検討した。これにより、中小企業の場合、営業秘密の保護措置をよくとっていないことを把握し、営業秘密の流出は、現職従業員または元従業員を介して流出される場合が多いことがわかった。また、日本と韓国の営業権保護制度の改正を通じて、新しく追加された事項について検討した。日本と韓国の制度の違いを参考にして、韓国と日本で営業秘密保護制度を補完することができる。特に、日本の立証責任転換と韓国の懲罰的損害賠償の規定は、両国が参考にできる制度だと判断される。
空間デザインに関する仮想空間と現実世界における知的財産保護の検討	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	現実における空間デザインの保護については近年の意匠法や商標法の改正により各権利を取得することができる。また、不正競争防止法や著作権法による空間デザインの模倣へ対応することも可能である。仮想世界の空間デザインの保護については各法律で可能であるが、意匠法ではコンテンツにおける画像意匠での保護が認められておらず、商標法では電子プログラム内の一部について取引がなされている場合に保護が可能かどうかは議論の余地があるなど仮想空間上の空間デザインの保護については万全な状態ではない。現実世界と仮想空間のそれぞれを行き来する空間デザインの模倣行為については、見た目について同じであっても意匠法の物品や商標法の商品役務が異なるため、意匠法、商標法において侵害は成

			立しない。これらの解決策として意匠法と商標法において解釈を広げ、商標法を中心として各法律によって侵害に対応できるよう提言を行った。
ICTの進展に伴う建設業界における中小企業の知的財産課題の検討	内藤 浩樹	知的財産研究科修士	本論文は、建設業界における企業の知的財産を中心とした調査分析を行った。ICTの進展に伴い建設業界は特許とノウハウに注目しており、共同開発による連携分野も建築技術から情報通信関連技術に及ぶことがわかった。この現状を見ると、建設業の中小企業が安定的な進展を図るためには、俯瞰的な思考を持って会社の事業戦略や知的財産の基盤を強化していかなければならないと考え、ICTの進展に伴う事業方針決定から連携交渉までの知的財産戦略の循環検証制度の手順を提言した。この制度によって、会社内部で知的財産の調査をし、研究開発によるノウハウや特許などの知的財産を投資し、他社と差別化な商品や工法などの事業を展開することで様々な企業と連携で共存共栄になるように安定成長することができる。
特許情報を用いた知財マネジメントの定量評価可能性に関する探索的研究	長谷川 光一	知的財産研究科修士	ダイキン工業の特許出願業務に着目し、外部の弁理士をどのように使っているのか、特許データの分析と関係者へのインタビューにより明らかにすることを試みた。分析の結果、企業が特許業務の外注を選択する理由には、社内に人材を抱える固定費に関する問題と外部の施文性の活用という2つのよういんがあることが明らかとなった。外注を活用することにより、外注できない業務に社内の担当者が専念できるため、この業務に関する社内の従業員のスキル向上が早まる効果があるだろう。
並行輸入と消尽～BBS事件の検討を中心として～	三浦 武範	洪 静亭	The Study of Patent Exhaustion - Focusing on the BBS Case 日本の最高裁はBBS事件において、国内消尽を採用する、かつ、個人の契約関係は契約当事者の自由な意思によって決定されるべきで、条件付き契約により消尽は自由な意思により決定することができる。これに対して、米国Lexmark事件の最高裁判決は、特許製品の自由流通の保障の点を根拠として、国際的消尽を採用する。日本では、二重利得の防止及び特許製品の自由流通の保障の二点を保障する前提として、国際消尽を採ったと思われる。次善の策として、日本は国内消尽を採用としても、

			当事者間の条件付き契約が、特許権の消尽という法的効果を阻止することができないという見解が考えられる。
富士通の知的財産戦略研究 ～国内外IT企業の知的財産戦略との比較～	村川 一雄	梶 皓槻	<p>Research on Intellectual Property Strategy of Fujitsu -- Comparison with IT Domestic and Abroad Companies</p> <p>IT 企業や新興国における企業の発展に伴い、企業間の競争は一段と激化し、効率化や生産効率の向上が求められている。このため、IT 化だけでなく DX 化が必要となっている。本論文では、DX 化に向けてとりくんできている DX 先進企業として、IBM や GAFA についてそのビジネス上の取組みについて明らかにしている。さらに、日系企業はものづくりやレガシーシステムに拘ることによって、DX 化に遅れたことを明らかにしている。これに対し、IT 企業の代表企業である富士通に対して、クラウドベースのプラットフォームを構築し、中小企業の IT 化や DX 化に移行しやすい環境を提供することが重要であることを述べている。</p>
IT 技術の知的財産分野における活用に関する研究 ～ブロックチェーン技術による電子データの証拠能力～	村川 一雄	孫 蕾	<p>Research on Utilization of Intellectual Property of IT technology area -Electrical Data Proof Ability with Block Chain Technology -</p> <p>企業活動のグローバル化や迅速化に伴い、知的財産に関する訴訟（知財訴訟）が増加傾向にある。知財訴訟においては証拠が重要となっており、その証拠の形態として電子証拠と非電子証拠がある。企業活動のグローバル化や迅速化に伴い、電子証拠に注目が集まっている。近年では、ブロックチェーンによる電子証拠への利用検討が中国や米国、ドイツなどで活発化している。本論文では、電子証拠に関わる裁判数の推移、各国の取り組み状況、ブロックチェーンの概要を説明し、そのメリットやデメリットを説明している。あわせて、法制度や企業の知財活動に関して、ブロックチェーンへの取り組みの重要性と具体的な取り組み提案を図っている。</p>
若年層の知財教育に関する研究～知財創造性及び知財尊重性の向上に向けて～	村川 一雄	長野 景太	<p>Research on Intellectual Eduaction for Young Generation -- Rising of Creativity and Respectivity to IP</p> <p>2002年の知財立国宣言を受け、知財推進計画や学習指導要領においても知財人材育成が提言され、近年の学習指導要領において、若年層の知財創造教育の重要性がクローズアップしている。知財創造教育において、知財創造性や知財尊重性の醸成が重要であり、その際、若年</p>

			層を担当する教員の知財創造教育への理解を支援することが重要となっている。このため、本論文では知財創造性を高めることで、知財尊重性も高まるものと仮定し、これを実現するための e ラーニングシステムを提案した。当該システムを Microsoft の Forms を利用して構築した。今後、当該システムのブラッシュアップや教育現場での検証などを図る。
AI が生み出す著作物の著作権の帰属に関する研究	村川 一雄	陳 睿豊	<p>Research on Attribution of Copy Right of AI Generated Works</p> <p>近年、ディープラーニング技術の進展に伴い、AI により生成物が膨大に増加し、あわせて、AI 生成物の品質は一段と高まっている。このため、AI 生成物に関する著作権の帰属問題に注目が集まっている。本論文では、AI 生成物に対する英国や米国、中国における検討状況を明らかにし、英国が最も先進的な取り組みを図っていることを明らかにした。今後、AI 生成物において人の関与がある場合、著作権は人に帰属するものとし、人が関与しないものは自由に利活用できるようにすべきであると提言した。また、AI 生成物について AI マークを付与することで、AI 生成物であることを明記することを提言している。</p>
周知表示混同惹起行為における周知性の立証方法と裁判への対応方法	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>本論文では、まず過去の裁判例の中から周知性の立証や、その他争点の立証方法について述べられたものをピックアップし、それらの事件の中で商品等表示として認められたもの、認められなかったものを整理しつつ、その認定の背景にある提出された証拠資料の概要等を確認することで、呼び名、マーク、建物等のシンボリックなもの、キャラクターの着ぐるみなど、商品等表示の種類に応じてどのような証拠資料を提出すれば周知性の立証に優位となるか明らかにする。また、周知性の立証に関する証拠能力や証明方法についての留意点等をチェックリストという形でまとめた。日頃から、チェックリストに上げた項目の資料については、知財部門や広告宣伝部門等で協力し準備しておくことが重要である。</p>
建築物及び内装の意匠の意匠法による保護の考察	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>2020 年 4 月 1 日の意匠法改正を受け、不動産としての「住宅」そのものの保護が可能となり、内装の意匠も保護することができるようになった。従来の建築物、建造物、内装デザインの保護について判例から整理し、改正</p>

			<p>意匠法によるほごについて、建築物等は様々な当事者が絡むことから権利者は誰であるのか、建築物の実施行為における「使用」の範囲はどこまでかを研究した。権利の活用において、権利者は事前に契約によって明確化し共同出願をすることで回避できると推測され、実施行為の範囲においては侵害とする範囲を権利取得時に検討しておくことが必要であると整理した。また、意匠登録の必要性が高い建築物及び内装の意匠と、必要性の低いものを従来の保護状況や用途に照らし考察した。</p>
デザインの認知と意匠法	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>裁判所における意匠の類否判断の具体的な手法は、意匠全体を総合的に検討した際に、基本的/具体的構成態様に加え、意匠の要部を認定し意匠の類否判断を行うとしているが、我々がどの様にして物品のデザインを認識し、何を以ってデザインの良し悪しを決めるのかを、認知科学、心理学、経済学の観点から考察する。「類似」は「事実として実在」する概念であり、法目的から導き出すような概念ではない。それは、基本的構成態様、具体的態様、基本形態、ありふれた形態、意匠の要部、創作性の有無等々の概念を言語化できたとしても、それらの概念のあいまいさ故に普遍性が担保されていない。しかし、だからこそ、我々はデザインに対してその形状（プロトタイプ）だけではなく、「どういう行動が可能か」「それが何を意味するのか」「その製品はどんな使われ方を想定されるのか」を抽出する作業を怠ってはいけない。</p>
著名商品等表示におけるダイリューションからの保護手段のひとつとしての保護擬制の可能性とその活用について	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>日本には主要国のようなダイリューション防止法が存在せず、特に著名な商品等表示については不正競争防止法に委ねられている。同法を適用した訴訟での勝訴により当事者以外の第三者に対しても著名商品等表示について、事実上対世効のような効果（保護擬制）を有している。現段階では、日本の商標法に即座にダイリューション防止法規定を作成することには否定的であるが、ドイツの通用商標権制度の導入を検討した。保護擬制の活用については、判例考察の結果、一定程度効果を期待できると推察し、著名標章を有する企業が、当該著名標章に類似するものや略称等を含む商品等表示については網羅的に商標登録するのではなく、保護擬制の活用が抑止力として有効であり、ダイリューションから保護するための対応策のひとつとなる。</p>

改正意匠法におけるデバイスの画像の保護について	山田 繁和	知的財産研究科修了生	家電機器や情報機器のグラフィカルユーザーインターフェースは重要な役割を担っている。さらに、近年のセンサー技術や東映技術の発展により、壁や人体等に投影される画像が出現し、利用者は場所に関わりなく GUI を出現させ、機器を操作することが可能となっている。こういったことを受けて意匠の定義が見直され、令和元年意匠法改正へとつながった。物品を必要とする画像意匠と画像そのものを保護する画像意匠とで、意匠の認定方法も異なるが、どちらで取得するにも、メリットとデメリットが存在し、権利者は何をまもりたいのかといったところで、判断しなければならない。まだ改正法施行から1年足らずという時期ではあるが、差止めの際において活用しにくいというところがネックとなり、結局意匠権の出願数自体が伸びるきっかけとはならなかったように考えられる。この先も長く調査していくことが必要とされる分野であると考え。
-------------------------	-------	------------	---

2019年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
なぜ日本人が作ったラグジュアリーブランドは少ないのか～シャネルとの比較を通して～	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	ラグジュアリーブランドは世界に多くあるが、日本人が作ったラグジュアリーブランドは少ないと考える。日本人が作ったラグジュアリーブランドが少ない理由を明らかにするために、日本人が作った KENZO とシャネルを比較することにした。その結果、フランスで経営することが難しい理由として、日本には世界に影響力を与える発信の場がないことやフランス人の共同経営者と上手く経営しなければならないことがわかった。また、ラグジュアリーブランドの価値を保ち続けるために、デザインからものを考えるのではなく、機能性から考えられたデザインのものを考え、一貫したものを提供し、ライセンスビジネスをしないことが重要だとわかった。
日本の調味料製造販売企業の知財活動	大塚 理彦	山口 雄代	和食の味付けの基本となる調味料「さしすせそ」の「砂糖」・「塩」・「酢」・「醤油」・「味噌」から「酢」・「醤油」・「味噌」に焦点を置き、日本の調味料を製造販売する企業が日本において、どのように知的財産を活用し商品展開をおこなっているのか、営業秘密・技術ノウハウの保

			護にはどのような取り組みをしているのか、先行調査による日本市場・海外市場の現状把握、また海外進出を図る際にどのような取り組みを行い、留意点としては何かがあるのかについて、巨大市場である中国をメインの調査市場として分析を行い、現地企業との契約や契約書類作成上の留意点など対策のため重視する点は何かを明確化することを本研究の目的として行った。
地域活性化に向けた地域ブランディングの一考察	大塚 理彦	谷川 駿	本論文では自動車業界におけるスポーツカーを中心としたブランド戦略に着目し論述していく。現在、日本にはスポーツカーを製造・販売している自動車メーカーは複数存在しているが、本論文ではトヨタ自動車と日産自動車の2社を比較し、特にトヨタ自動車が2017年に発表したスポーツカーブランドにあたるGRブランドに焦点を当てながら今日におけるスポーツカー戦略について検証していく。トヨタGRブランドが誕生したことによって、自動運転や電気自動車など効率が重視された自動車を中心となっている自動車業界のトレンドに、スポーツカーブランドであるGRがどのような影響を与えるのかを考察する。
子どもの夢を応援するロボットと知的財産	大塚 理彦	池田 つぎ 枝	子供を取り巻く環境は近年著しく変化し続けている。とりわけインフォメーション・テクノロジー（IT）の進歩が激しい現代においては、これを教育に取り入れ子どもの可能性を最大限に引き出して子どもの夢が実現するよう応援したい。その方法として人工知能（AI）、ロボットが人間と関わる事によって子どもが自らの長所を見出し、個性を伸ばすことが必要と考える。鉄腕アトムやドラえもんのようなロボットが実在すれば子ども達に夢を与え行動をおこし自らの未来に向けてより良い方向にアドバイスを与えるであろうが本研究では現時点で出来そうなロボットとそのシステム及び関連する知的財産を考えてみたい。
IoT 関連発明の特許性	小林 昭寛	澄川 大樹	最初に IoT 関連発明の出願傾向を調べた結果、業種による偏りが少なく、様々な業種で出願されていることがわかった。次に IoT 関連発明の特許要件について分析した。中でも新規性は、二以上の装置を組み合わせる IoT 関連発明の性質上、組み合わせる各装置の発明と他の装置との関係が重要となっている。最後に IoT 関連発明の具体例を選び、出願、査定不服審判、異議申立て、無効審判等

			<p>の様々な手続きについて分析し、審査官と審判官両方の判断について検討した。その結果、IoT 関連発明の手続きの流れや特許を巡る争いの熾烈さ等を知り、IoT 関連発明特有の注意点と既存の公知技術を確認することが大切であることがわかった。</p>
<p>不正競争防止法の改正により新設された「限定提供データ」についての考察～価値あるデータ保護法制度の検討～</p>	小林 昭寛	王 璐瑤	<p>AI や IoT 技術が進展してきた背景に、企業の競争力の源泉として、データに高い価値が存在することが認識され、各国が適切なデータ保護方法について課題として検討するようになってきていることが挙げられる。日本では、2018年、不正競争防止法の改正により、「限定提供データ」が定義され、その不正取得・使用行為について規制条文が新設された。本稿では、「限定提供データ」の保護制度や価値あるデータ保護についてありうる法的な手段に関する検討を行うとともに、海外における関連法制度からみた日本の不正競争防止法の改正規定の意義を考察した。日本における価値あるデータの保護法について、関心諸国に対して知見や経験を提供する。</p>
<p>ヒット商品と知財戦略</p>	小林 昭寛	知財研究科 修了生	<p>ヒット商品となったものは、どのような観点からターゲットを決め、開発され、人々に愛される商品となったのかを考察する。自社の状況を分析するフレームワーク、外部環境分析の「PEST 分析」「5FORCE 分析」内部環境の「VRIO 分析」「コア・コンピタンス分析」「バリューチェーン分析」「7S 分析」総合環境分析の「SWOT 分析」「3C 分析」ではどのようにマーケティング戦略に活用する分析をするのか、経営資源の把握によって何がわかり、それが戦略にどのように影響するのかを調べる。活用事例をもとに大ヒット商品はどのようにして生まれ、共通することはあるのかなどを見ていく。</p>
<p>取得した学習データの AI への利用における契約に関する一考察</p>	杉浦 淳	知的財産研究科 修了生	<p>本論文は過去及び将来にわたり取得し、利用されるデータの利用に関する契約について論ずるものである。データを取り扱う契約は過去にあまり行われていなかったので経験不足から不完備契約に陥るなど実務上で問題が発生していた。これを受け手「AI・データ利用に関する契約ガイドライン」が作成され、データ契約に対する研究などが行われるようになったが、不十分な点もあった。本論文では、現行の著作権と民法の観点から法的課題を検討したあと、ガイドラインの提示するデータオーナーシップの考えに基づいて、データの扱いに関する契約の</p>

			在り方についての検討を試みた。
改正不正競争防止法における限定提供データの保護と救済措置	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	IoT 技術や AI 技術の発展に伴い、各種データ、とりわけ、ビッグデータと称される巨大データの価値が増大しており、産業の発展を担うファクターとして、データの自由な流通および利活用が推奨されている。一方、データを法的に保護し、不正な流出・使用を抑止して、安心してデータをやりとりできる環境を整備することが要求される。そこで、価値あるデータを保護すべく不正競争防止法の改正法が成立した。ただし、データの流通および利活用に際しては、その提供に際しての契約が重要であり、契約関係終了後のデータの取り扱いや、データを提供する相手方の範囲等、十分に注意して契約を交わす必要がある。
特許から見たチタン酸バリウムの技術動向 -MLCC に関わる研究開発への考察-	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	積層セラミックコンデンサという電子部品の誘電材料として多用されるチタン酸バリウム開発の領域で世界トップの日本において、技術内容を把握し、製造技術の特長を明らかにすることを目的とし、特許公開公報から日本メーカーの研究活動に関する客観的な情報を得た。結果として、メーカーは近年、乾式合成法である固相法に焦点を当てる傾向がある一方、外注先は近年、湿式合成法、特にシュウ酸法に着目する傾向がある。また、粒子ナノ化かつ高結晶や容易に凝集を起こすナノ粒子の分散技術、添加物をナノオーダーのチタン酸バリウムに均一に分散できること等が R&D における重要な課題となっていくと考える。
不実施補償契約に関する問題点と産学連携従事者に対する意識調査	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	大学と企業が共同で保有する特許権の不実施補償には法的根拠が存在せず、ただ企業-大学間の契約のみによって成立しているものと思われる。本稿では、「大学が共同研究費の増額や共同研究の継続といった研究行為自体への利益を得ることと引き換えに不実施補償の免除や減額を行うこと」を提言する。実際に大学の産学連携本部等の関係者に対し、①共有特許を出願する目的、②研究行為自体に駆が大きいことが、不実施補償の免除や減額の条件となるかということについてアンケート調査を行った結果、共有特許を出願する目的として「不実施補償の獲得」以外をあげている者や、「実益」があるならば不実施補償の免除や減額を行ってもよいと考えている者がいることが確認された。

有償開放特許のビジネス化に関する研究～未活用特許問題とそのビジネス化～	村川 一雄	知財研究科 修了生	直接的には収益や利益を生み出さない未活用特許は企業経営の観点からすれば好ましくないと捉えられている。この問題に対し、一部の企業では、未活用特許をWEBサイトで公開し、未活用特許を他企業にライセンスし、活用させることでライセンス料を得る取組みが行われているが、多くの場合、未活用特許のビジネス化は成功しているとは言えない。本研究では、未活用特許を活用するための有償開放特許ビジネスの取組み事例を紹介して特徴や課題を分析し、未活用特許の有効活用に向けた提言を図っている。
若年層の知的財産教育に関する研究—知財リテラシー向上への取組み— 知財クイズによる知的財産意識の醸成と向上	村川 一雄	知財研究科 修了生	グローバル化する世界経済において、知的財産権に関連する専門人材の育成・養成のみならず、若年層を含めた知的財産意識の向上が課題になっている。本研究では、日本や世界における知的財産意識の状況、我が国の知的財産教育の変遷や課題を明らかにした後、知的財産に最も密接に関係し、なおかつ高校卒業後に企業への就職を控えた工業高校生の知的財産意識向上を図るため、「知財クイズ (仮称)」を提案し、知財リテラシーの向上を図るとともに、残された課題と解決案について述べる。
キャラクタービジネスの保護に関する知的財産戦略の研究	村川 一雄	知財研究科 修了生	近年のデジタル技術やインターネット、3D プリンターなどの発達により、オリジナルのキャラクターが短期間のうちに無断使用や模倣がなされ、侵害商品が販売される事例が多発している。このため、キャラクタービジネスの迅速な保護手段の実現が望まれている。キャラクターやキャラクターグッズを著作権や商標権、意匠権などにより保護することは可能ではあるが、その権利保護や周知性や著名性の獲得に多大な時間がかかり、権利保護の実現スピード感と侵害拡散のスピード感に大きなギャップがある。本研究では、キャラクターの著作権的な保護の実現に向けて、ブロックチェーン技術などの新たなインターネット技術導入の必要性を述べ、あわせて企業として取り組むべき知的財産戦略について提言することを狙うものである。
営業秘密の漏洩防止に係る不正競争防止法に関する研究	村川 一雄	知財研究科 修了生	2015年に不正競争防止法が大幅に改正され、あわせてガイドラインも整備されたことから、産業界において営業秘密に関する漏洩問題は低調になると期待されていた。しかし、2016年～2019年において、大企業を巻き込んだ営業秘密漏洩問題が散見されており、その多くは、退

			職者による営業秘密の漏洩問題である。本論文では、営業秘密の漏洩問題の防止に向けて、退職者さらには従業員・役員からの営業秘密漏洩防止に向けた提言を図ることを狙う。また、今後、予測される情報漏洩の形態として、消去した営業秘密を不正な手段で復活・再生する技術を念頭に、不正競争防止法として不正競争行為の類型について見直しを提案し、あわせて、関連する条文提案を図ることを狙う。
産業機械メーカーにおける知財戦略～極東産機(株)の知財戦略と今後～	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	産業機械メーカーである極東産機(株)に対し、主に J-PlatPat を使用した特許分析を用い、知的財産への取り組みなどの把握と、産業機械メーカーの提供先との関係を調査して、販売商品の把握や売上の関係を整理し、競合との比較を行い、今後の知的財産への望ましい取り組み方を考察した。その結果、主力事業の1つは権利化が急がれるものに絞って出願され、もう一つの主力事業においては開発と出願の強化、新規事業に関しては出願数の増加という動きが想定できるということがわかった。
車両デザインのトレンドと意匠戦略～三菱 RV パジェロの先駆的な取り組み～	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	市販車のラインナップでは SUV や SUV 風のクルマ、俗に言うクロスオーバーSUV が増え続けている。そこで、いち早くパジェロという SUV を会社のフラッグシップとし、積極的に SUV 開発に取り組んだ三菱自動車の意匠・ビジネス戦略を考察していく。具体的には、クルマの機能の変遷や知的財産権への取組み（意匠、商標の出願と売り上げ推移の比率調査）から、三菱自動車等のクルマメーカーの今後の研究開発について提案する。
AI 発明の出願上の留意点に関する研究	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	本論文では、近年増加している AI 利用発明に着目し、AI 生成物を生み出すまでの過程を学習段階、利用段階に分けて、それぞれの段階でどのような知的財産権と結びついているかを検討した。AI 利用発明の特許出願する場合、他人の著作物の利用において注意すること、AI 利用発明が発明として認められるために注意することを出願上の留意点とした。また、学習用データセットの種類や選択に工夫がある場合は、それを発明のポイントとして特許出願すれば、学習済みモデルの内部パラメータ等を開示せずに特許取得できる可能性がある。以上のことを検討したうえで、特許出願するのと秘匿するのと自社の事業にとってどちらが有利かを総合的に判断して決定することが重要である。

キャラクターコンテンツにおける知的財産の活用	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	今日では SNS 等の発達に伴い様々な新しいコンテンツが生まれている。プラットフォームの充実により、個人が創作したコンテンツを誰でも気軽に見ることができるようになり、加速度的に世に出回るコンテンツは増加した。しかし、その反面、時代を牽引するような大きなコンテンツは生まれにくくなっているという問題もある。著作権等に関する貿易収支では日本は大きく赤字が続いている。その原因の一つとして契約書の形態があると考えられる。欧米式の契約書では、ライセンス商品・財産について自分たちの創造しうる限りのものを具体的に下記、自分なりの権利をより価値あるものにして、大きく利益を得ている。今後日本も海外に展開していく際には欧米式の契約書の形態をとることが重要である。
宇宙産業における知的財産権の利用の仕方	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	世界の宇宙機器・宇宙利用の技術は円熟しつつあるとはいえ他の産業特に IT 関係との結びつきにより今までにない価値を提供すべく欧米は国家主導から民需主導へ、中国など経済成長を迎えた国家は今までの遅れを取り戻すべく国家主導で、日本はその中間の状態にあり、国家主導と民間への移行のさなかにある。そのなかで日本は JAXA をはじめとした国家と民間が win-win の関係を保ちつつ共同研究開発により宇宙産業を振興しようと考えている。それを踏まえたうえで共同研究の危険性及び知的財産権の保護及び利用について本論文では述べている。
Google の知的財産戦略の調査研究	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	本稿では、Google の企業戦略や知財戦略を調査分析し、プラットフォーマーの実態を始めとし今後重要となるデータの活用、規制に伴う課題や、今後の Google の戦略や日本企業がどうあるべきかについて考察することで、これからのプラットフォーマーと日本企業を考えることを目的としている。Google の戦略から今後日本企業が参考にすべき点としては、スタートアップ企業の共創や企業買収、契約の重要性がある。また経営層が競合相手を知るためにも、知財戦略を経営層から考えることで、意思決定の速さに繋がると考えられる。
ブライダル業界と知的財産の活用	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	本論文では、市場拡大に向けたブライダル業界に必要なイノベーションによるサービスや商品のニーズ変化の動向を調査し、その動向に合わせた知的財産の活用と、その問題点について検討した。有名コンテンツに関する結

			<p>婚式の装飾アイテムや映像等の非公式商品の売買が個人間で横行している問題について、コンテンツ公式監修のウェディングの事例から、ブライダル業界がコンテンツ業界の新たな市場になるとともに、これが非公式商品の問題を一般社会に啓蒙する機会となる。日本のブライダル業界は、新しい技術等に基づく知的財産を活用し、外に目を向けることで、今後も発展の余地がある。また、国内のみならず海外進出も視野に入れた市場の拡大と、グローバルな知的財産保護と活用が重要であることがわかった。</p>
肖像権の侵害防止に関する調査研究	箱田 聖二	知的財産研究科修了生	<p>近年、SNS ツールにより各個人がネット上に様々な情報を掲載できるようになっている。その反面、暴露や特定等といった肖像権の侵害行為が見受けられる。肖像権の侵害行為に対し、SNS 上において肖像権での問題解決が必要ではないかと考える。今日、肖像権は明確な法律根拠規定がなく、裁判所の判決を基に現在まで積み重なっている分野である。本研究ではプライバシー権とパブリシティ権が組み合わさっている肖像権の特徴を明確にしたうえで注目した裁判所の判決を調査・分析した。また今後、個人対個人の肖像権に関する判決が増加すると考え、肖像権の侵害を防ぐためにどのような方法が妥当であるか考察した。</p>
掃除機におけるデザイン・ブランド戦略	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>現在の掃除機はデザインなどにも注目されており、多種多様なデザインが存在している。特許権や意匠権の観点から見てみると、日本の家電メーカーは数多くの特許権や意匠権を取得している。将来、日本の家電メーカーが中国であったり、ASEAN に進出するのであれば、模倣対策として意匠権・商標権を取得しておくべきである。デザイン、ブランドは万国共通で見ただけでわかるため、模倣対策にとっても有効な手段である。そして、技術力をメインに、技術を伝えるデザインであったり、ネーミングにすることが必要である。</p>
デザイン・ブランドマーケティングの実践研究	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>マーケティングを読み解いていくために製品ライフサイクルに着目し、分析と考察を行った。製品ライフサイクルはそのブランドのクラス毎に意匠権の権利化を行うか行わないか、件数に影響する。製品カテゴリのトレンドが早いか遅いか、ライフサイクルはどのようなものか、模倣されても構わない、権利化して保護するなどの検討</p>

			項目を踏まえ、マーケティングに活用することが必要であると考え意匠権の有効性を述べた。これにより製品ライフサイクルのS字曲線は新しく表せるのではないかと一つの仮説を考え、これを踏まえ提案を行った。
コード用結束具から考える製品やサービス開発としてのデザイン志向	山田 繁和	知的財産研究科修了生	企業において用いられているデザインとは目標を設定し、そこに至るまでの行為全てであると考えられる。発明及びデザイン開発において製品やサービス開発における「デザイン」はある目標があり、解決するために計画し、実施することとしている。デザイン開発における10の実施項目ごとに自身の課題を設定しあてはめて設計するデザイン志向に則ってデザインを作成していき、どのような形で実現させたかを述べる。それぞれの項目ごとに管理することで、問題に対して予め予測、予防して対処に備えることが可能であるとデザイン制作を通じて感じた。
強制実施権の設定により製造された特許製品の並行輸入	松井 章浩	知財研究科修了生	特許製品の並行輸入はBBS事件最高裁判決により一定の要件を満たした場合において認められているが、その際には強制実施により実施権を得た者による実施品にまでは議論が及んでいなかった。特に本論文では新興国における医薬品の強制実施問題について取り上げ、強制実施品の輸入を止めることができるのか検討した結果、他国において製造された強制実施品であって、価格強制的行われた製品、特に医薬品に関しては日本に輸入することができないと結論づけた。
育成者権の権利範囲の明確化 ～グローバル時代における新品種保護制度に向けて～	松井 章浩	知財研究科修了生	本稿では、知的財産である「植物の新品種」の保護客体は「植物（現物）に具現化された情報」と定義した。そして、UPOV（植物新品種保護国際同盟）やEU・米国の品種保護法も現物主義に立脚した考え方をもっていることが把握された。育成者権に専有権を付与していることについて、排除権（許諾権）と解釈すべきであるが、品種登録の適否を判定するための「重要な形質」をUPOV基準と同一にすべきとの主張に対しては、権利範囲の広さに影響を及ぼすことから、国際調和を図りつつ、慎重に対応すべきとした。次に、育成者権にかかる紛争処理について検討し、独自の審判制度の創設等を提言した。

中国における著作権の行政的保護の現状と課題	松井 章浩	知財研究科 修了生	中国の著作権保護には、司法的保護と行政的保護という二つの保護がある。中国政府は行政的保護によって、短期間のうちに重大な著作権侵害事件に対応し、社会全体の著作権保護意識を高めた。もっとも、著作権の行政的保護には不透明の部分が多いといった問題が存在する。将来、著作権の司法的保護を基礎として、行政的保護により補足しながら、関連企業への支援も行い、複数のアプローチによる著作権保護を行う必要があることを示した。
AI 生成物の保護の在り方について	松井 章浩	知財研究科 修了生	今日においては、AI によって自律的に生成される創作物といわれるものが実際に人々の需要を満たすようになっているが、これは現行の著作権法における保護対象にはならない。そこで、AI 生成物は、AI によって自律的に生成される創作物であるか否かを問わず、一律に保護することとし、保護要件の1つとして、人間による何らかの創作的な寄与による「思想又は感情」を含むこと、を課すことを提案する。この考え方は、近年提唱された「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」にも合致すると思料する。AI 生成物は現状の著作権よりも広く保護し、今後発生する個別具体的な問題に対してはその都度検討していくという姿勢が必要である。
実施可能要件及びサポート要件とその審査基準についての考察	三浦 武範	大槻 勇太	日本の特許制度において明細書の記載要件として実施可能要件とサポート要件が存在する。実施可能要件については、特許法審査基準では発明の詳細な説明は、請求項に係る発明について、当業者が実施できる程度に明確かつ十分に記載されていなければならないとしている。しかし、どの程度記載すれば当業者が実施できる程度に明確かつ十分と言えるのか明確に規定されていない。サポート要件は「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることについての記載要件」である。実施可能要件とサポート要件との違いや、どの程度明細書に記載すれば要件を満たせるのかについて調査し、機械と化学に関する実施可能要件についてどのような記載がどのような判断がされるかを裁判例などから考察する。

2018 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
登録商標の普通名称化対策についての考察	大塚 理彦	知的財産研究科修士	登録商標が裁判又は審判で普通名称化したと判断されると、権利が制限又は無効となり商標権者は決して少なくない損失を被ることとなる。そのため、商標権者にとって普通名称化対策は重要なものである。また、インターネットの普及した現在では、新たな対策が必要になるとも考えられる。そこで本論文では、登録商標の普通名称化について、普通名称化し易い商標とはどんな性質をもつ商標か、有効な対策はどのようなものか等について、普通名称化が争点となった事件や企業が実施した対策等を交えて考察する。
人工知能 (AI) に関する知的財産の取り扱い	大塚 理彦	岩本和也	本論文では、人工知能 (AI) に関する知的財産の取り扱いについて検討した。人工知能 (AI) に関する知的財産の取り扱いについて次の二点を検討した。第一に、人工知能 (AI) の中でも「弱い AI」とされる機械学習についての知的財産に関する権利関係、第二に、機械学習のために他人の著作物を利用する行為について検討した。検討した結果、改正著作権法 30 条の 4 によって、複数の事業者が協力して、機械学習を用いて人工知能 (AI) を作成すると考えられ、人工知能 (AI) は、どのような知的財産権の対象なのか、複数の事業者が協力して生成する場合はその権利がどちらの権利なのかを把握しておく必要があると考えられた。
地域活性化に向けた地域ブランディングの一考察	大塚 理彦	佐郷夏海	本研究では、定義が明確でない地域ブランディングとはどういったものなのかを明らかにするため、先行研究を交えて、定義やあり方を検討する。また、筆者の観点で地域ブランディングがその地域の地域活性化に貢献できているのかどうかを、具体例を取り上げて分析し、地域ブランディングが抱える課題を明らかにするとともに、成功例から学ぶブランディング戦略を提言する。地域ブランディングの重要な保護手段として、関係が深い地域団体商標制度や、地理的表示保護制度の現状についても触れる。具体例として、「北本トマトカレー」(モノ先行型)、「昼神温泉」(場所先行型)、島根県海士町 (一体型) の 3 つを取り上げた。

ビッグデータに適用される限定提供データと営業秘密の関係	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	IT分野やIoT、AIなどで生まれるビッグデータや多種多様なデータ類は、近年ますます利用価値が向上している。しかし、従来これらのデータは営業秘密として管理するしか方法がなく、また共有などにより営業秘密に該当しない有用なデータは保護が難しく、保護の方法として十分と言えなかった。そこで新たに不正競争防止法の新たな枠組みでデータの保護を強化することが決まった。新たに保護されるのは、一定の価値のあるデータの不正取得行為や不正使用行為、悪質性の高い行為に対する民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定など）である。これらを踏まえた上で改善点を比較し、さらなる問題点や今後の改善点などを見つけ論じる。
日本におけるキャラクター保護についての研究 —著作権法における保護可能性について—	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	本論文では、キャラクターという言葉をも、「登場人物（あるいはそれに付随する小道具）を構成する要素（名前・体格・容姿・役割等）」と定義する。そのうえで、文字のみで表現されたフィクショナル・キャラクター、物語上で図柄を伴って表現されたファンシフル・キャラクター、商品化や広報を目的として図柄を伴って表現されたマスコット・キャラクターに分類し、現行の著作権法、商標法、意匠法によるキャラクターの保護、特にファンシフル・キャラクターについて、判例や現状を参考に検討と比較を行っていく。著作権法による現在のキャラクターの保護は、ポパイ事件判決に則り、原則としてキャラクターの図柄についてのみその著作物性を認めており、キャラクターの図柄以外の構成要素については保護対象外である。しかし、ポパイ商標侵害の判示から、ファンシフル・キャラクターについては、「一定の周知・著名性を有することを前提として、キャラクターは著作物」との論理づけに可能性を見出すことができた。
日本におけるトレードドレスの保護についての研究 —不正競争防止法による保護の検討について—	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	日本ではトレードドレスに関する裁判例は少なく、海外と比べて法整備が遅れていると言える。この論文では今後の日本におけるトレードドレスの保護について、外国との比較、事例紹介などを通して考察する。将来的には意匠法による店舗の内外観の保護が可能になり、その場合には周知性の要件がなくなり権利行使が容易になると考えられる。しかし、意匠による登録には新規性や創作非容易性の要件を具備しなければならないため、登録は難しく、保護期間を過ぎれば、第三者の使用も可能にな

			る。そのときに不正競争防止法による保護を検討するとよいのではないかと考える。特別顕著性の要件を満たす前提であるが、意匠の保護期間内での周知性は確保できるのではないかという結論に至った。
商品形態における実質的同一の境界線 不正競争防止法2条1項3合による模倣の判断手法	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>本考察は、不正競争防止法における模倣と模倣とは判断されない創造（改変）との境界線を明確にし、模倣の判断手法を再定義するものである。現実の裁判における模倣の判断基準は一義的とはいえない。裁判における判断手法と判示内容を詳細に検討すると、原告と被告の関係性や被告の行為態様が影響していることが見えてくる。これら複数の要因を踏まえて、判断手法の再定義を行った。</p> <p>インターネットの普及によるアクセス容易性とデジタル技術による模倣と改変の容易性が高まった現代における商品形態の保護範囲は、その幅を広げる必要があるが、全ての模倣を排除することは得策ではない。そのためにも、不正競争防止法における商品形態模倣の判断基準は、弾力性若しくは流動性を持つべきであると考えている。</p>
判決から見る標準必須特許の態様 — 日本企業の経営方針への考察 —	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>5G が標準化団体により標準必須特許(SEPs)として扱われることになった場合に、日本企業はどのような対応で臨むことが好ましいのかという問題意識の下、標準必須特許の態様について、定義や米国・欧州・日本の判例を交えて現在の位置付けを結論付け、標準化という環境の基で採り得る立場と戦略を提起する。結論として、現在までの判例で SEPs が大きな利益を生まない点、経済産業省が「標準必須特許のライセンス交渉の手引き」を発行し実施者を後押しする内容がうかがえる点、これらを考慮すると、日本は SEPs に参加するのではなく、標準が生む環境を享受することで新たな市場の開拓又は日本特有の高精度の部品や素材を製作する能力をもって、オープン&クロズド戦略の実現に力を入れるべきである。</p>
特許権の存続期間延長と均等論について～延長された場合の均等論適用可能性～	小林 昭寛	知的財産研究科修了生	<p>この論文では、様々な医薬品の戦略が存在する中で、判例をもとに延長された特許権の効力の範囲、均等論について明確にしていく。オキサリプラチナム事件では、政令処分の対象物と同一のものだけでなく、「実質同一」の実施の範囲にまで、延長された特許権の効力が及ぶことが明示された。また、延長された特許権の効力の範囲</p>

			<p>に均等論を適用すると効力の範囲が広がりすぎるために、適用はできないとした。しかし、存続期間延長出願の段階でも、延長後の特許権の効力の範囲について、未来に起きるあらゆる侵害態様を予測して、政令の定めた処分の対象となった物に加えることは不可能に近い。このような中、実質同一の範囲だけでは、特許権者の権利保護の観点からすれば心許ない。均等論の適用を、複数の特許と1つの特許を総括的に考え否定するのではなく、延長された1つの特許として捉え、均等論の適用ないし類推適用を行うことで、権利者の保護の強化を行うことを検討しても良いのではないだろうか。</p>
AIの創作物と著作権の考察	才川 伸二郎	松本 勇輝	<p>本論文は、小説などの著作物に相当するAIの創り出したもの（以下、AIの創作物という）に著作権保護を認めることを狙いとしたものである。AIの創作物は思想又は感情を創作的に表現したものではないため、現行著作権法では保護できない。そのことにより、将来的に著作権保護されているような外観を有する創作物が爆発的に増えてAIの創作物の利用者の混乱を来すおそれがある。本論文は、著作権法を改正することを提案するもので、AIの創作物を「AI著作物」、権利者を「AI利用者」と新たに定義し、AIの創作物は登録により権利が発生し、全てのAIの創作物に共通の標章又は音声を表示することで保護を認める条文を新設した。</p>
職務著作制度で法人等を原始的に著作者とすることに対する正当性について	杉浦 淳	知的財産研究科修士	<p>職務著作が成立すると法人等が著作者となり、著作権及び著作者人格権を保有する。事実行為としての創作活動を行っていない法人等を著作者と認めてもいいのだろうか。本稿はこれらの点を実務的観点と法律的観点から論じたものである。まず職務著作制度の立法趣旨を概観した。そして海外の著作者人格権の性質と日本法における著作者人格権の性質を比較した。その後著作者人格権・著作権の性質と職務著作制度の関係について明らかにして職務著作制度が抱える問題点を抽出した。法人等と創作者との関係について検討した後に職務著作制度が果たす役割を考察した。</p>
特許侵害訴訟における無効の抗弁・訂正の再抗弁の制度運用に関する考察	杉浦 淳	曾根 康介	<p>無効の抗弁および訂正の再抗弁とは、特許侵害訴訟において被侵害特許の有効性を争う際の主張である。本研究では、被疑侵害者が当該特許権の無効を主張する無効の抗弁と、特許権者が同抗弁に対抗して行う訂正の再抗弁</p>

			について、根拠となる特許法 104 条の 3 成立の経緯、訂正の再抗弁を主張するための要件、それらの行使の態様および可能な時期に関する前提を踏まえた上で、ナイフ加工装置事件(最高裁 平成 18(受)1772 号)、共焦点分光分析事件(知財高裁 平成 25(ネ)10090 号)、シートカッター事件(最高裁 平成 28(受)632 号)の判例を基に検証を行い、導き出された論点の整理と、将来において生じる問題についての考察を行った。
日米の裁判所の判決から見る均等論における第 1 要件の判断手法について	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	本研究では、マキサカルシトール事件に関する知財高裁大合議と最高裁の判決の分析結果と、米国における均等論発展の歴史的経緯との比較分析に基づいて、日本における均等論の第 1 要件の判断手法について考察した。マキサカルシトール事件において、知財高裁大合議は、最も議論がある本質的部分に関する解釈と判断基準を統一するために、従来の通説の「本質的部分」の概念を変えないにもかかわらず、従来の通説的な第 1 要件の判断・抽出方法とは別に、新たに導入した「特許発明の貢献の程度」という概念を利用して「本質的部分」を認定するので、新たに導入した「特許発明の貢献の程度」は、従来の通説的な第 1 要件とは別に、独立の新たな要件に該当するか否かについて検討した。さらに、「特許発明の貢献の程度」の活用を考慮して均等の第 1 要件、第 2 要件、第 3 要件の判断順序について検討した。
若年層に対する知的財産教育について	村川 一雄	小山内達哉	国民の知的財産に対する意識を調べるとまだまだ低い状況にあることが明らかになっている。例えば、「ニセモノ」購入について「するべきではない」と考える成人は 2014 年の調査時、ようやく 50%を超過する程度となっている。このため成人以下の学生の場合、その認識レベルは更に低いと考えられる。そこで、本研究では、『国民一人ひとりが知財人材』となるための“一般的な知財リテラシー（知的財産に関する基礎力）”が浸透していない』ことが現在の知的財産教育における重要な課題と考え、知財リテラシーレベルの指標を立てるための『知的財産リテラシー検定（仮称）』の提案を行う。
企業の職務発明制度に係わる知的財産問題 ～企業と従業員にお	村川 一雄	知的財産研究科修了生	使用者と従業者の権利や権利の帰属に関する職務発明制度を規定する特許法が、平成 28 年 4 月 1 日に改正された。職務発明制度に関する社内規定は、使用者と従業者間の雇用契約や就業規則などにより定められているが、

ける報奨金算定の制定～			今回の法改正だけでは職務発明に関する報奨金算定をめぐる問題を根本的に解決することは困難と考えられる。本研究では、この問題を解決するべく、日本を含む各国の職務発明制度を比較調査し、裁判事例などを通じて職務発明制度の実態を踏まえ、報奨金の金額算定方法をより明確にし、使用者と従業者の双方が円滑に合意できる方法を提言する。
日台の特許拒絶理由に関する比較研究	村川 一雄	張 榕哲	特許制度は属地主義であることから、各国毎に特許法や審査基準などが整備されている。この状況において、同一発明の出願において、台湾では登録査定（あるいは拒絶査定）され、日本では拒絶査定（あるいは登録査定）される事例が多数存在する。本研究では、その審査結果の差異が誤訳や進歩性欠如（先行文献調査漏れ）、明確性要件違反であることを、事例を踏まえ検証した。当該事例研究の結果を踏まえ、台湾企業や台湾特許庁などが、取り組むべき事項について提言を図っている。
トレードドレスの保護に関する研究～店舗外観及び内装の保護の現状～	村川 一雄	知的財産研究科修了生	近年、欧米や韓国では、店舗の外観や内装を含むトレードドレスを商標法や不正競争防止法で保護することが進展している一方、日本では取り組みは立ち遅れている。特に、店舗の外観や内装は企業のブランドやイメージ作り、識別力を確保するために重要な手段と認識されている。本研究では、店舗の外観と内装を保護するため、現状の法律の適用性を明らかにしている。あわせて、不正競争防止法において商品等表示に店舗の外観や内装を定義に盛り込む改正を図ることで、保護を行うことが可能であることを示している。あわせて、意匠法や商標法での法改正の取り組みの有効性や必要性について考察している。
使用者の職務発明制度に係わる知的財産問題～使用者と従業員における報奨金算定の制定～	村川 一雄	知的財産研究科修了生	2016年4月1日に施行された改正特許法により追加・変更された職務発明制度の規定として、原始使用者帰属、「相当の対価」から「相当の利益」への変更、法定ガイドラインの導入がある。この改正について「使用者と従業者の利益配分の適正化が期待できる」といった評価がされている。しかし、今回の法改正だけでは職務発明に関する報奨金算定をめぐる問題を根本的に解決することは困難と考えられる。報奨金に対する金額算定方法が改善されておらず、現状のままでは、今後も報奨金等をめぐる訴訟等が継続して発生する可能性がある。この問題

			を解決すべく、各国の制度を比較調査し、裁判事例などを通じて職務発明制度に係る訴訟や契約等の実態を踏まえ、報奨金の金額算定方法で使用者・従業者の両者の利害が一致する方法を模索し、使用者と従業者の双方が円滑に合意できる方法を提言する。
中小企業の知的財産戦略の現状と今後	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	中小企業における知的財産戦略について、10年ほど前にまとめられた考察に着目し、当時掲げられた課題の達成状況を最新のデータとの比較から調べた。その結果、「研究開発費の確保」、「グローバル化の進展」、「TLOの利用率の増加」が達成されていることがわかった。それに対して、未達成の課題については「知的財産にかかわる人材の確保」と「訴訟への積極的な姿勢」があり、引き続き今後のモノづくり企業の課題として取り組むべきと提案した。
金属熱処理技術および金属熱処理業の現状と今後 ～特許データにもとづく分析～	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	熱処理加工業は元請け・下請け・孫請けの多層構造をとり、中小企業ないし、零細企業がほとんどを占める業界となっており、その多くが顧客依存型産業となっている。そこで、高度な熱処理を必要とするものや小ロット品、短気納品の受注対応が必要になっている。そこで、「熱処理の受託加工」、「高周波誘導加熱装置の製造・販売」、「高強度鋼材製品」という製造から販売まで幅広く企業活動をしていて、誘導加熱の技術を基幹としている高周波熱錬(株)に着目した。特許データ及び金属加工統計調査、産業別統計表に基づく分析から、日本の特許出願全体の約0.3%が熱処理技術の出願であり、増減などの傾向も一致すること、金属熱処理技術はモノづくりの諸事業の中で一般機械用、輸送機械用と大きく関わっていること、高周波熱錬(株)は特許取得を積極的に行わなければならない企業であることなどがわかり、それらの調査に基づく今後の金属熱処理技術および金属熱処理業のあり方への提案を行った。
「著作権の制限（著作権法30条～50条）」について	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	平成30年の著作権法改正により、情報処理関連の権利制限が大きく改正され、以前よりも一般化が図られている。このことにより、今まで個別規定が中心であった日本国著作権法の権利制限も諸外国のフェアユースに近づいたという見方もできる。本論文では著作権法の権利制限についての改正の変遷や改正に至る背景、判例を振り返り、改正後の著作権法は今まで存在した課題をすべて

			解決できるものであるかどうか、今後考える課題とその対処法、また本当にフェアユース制度は日本に必要なかどうかを考察する。そして、著作権法の権利制限について、利用者と権利者の利害のバランス等の観点からの方のあり方を推考し、提言する。
人工知能の特許出願動向から読み解くこれからのモノづくり	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	人工知能技術の重要性は高まっており、今後のモノづくり（製造業）のあり方が問われている。しかし、「認識」の深層学習、「予測」の機械学習、「最適な行動を学習する」強化学習という人工知能関連技術の特許出願件数を日本とその他国別に比較したところ日本の遅れは顕著であり問題である。本研究では、日本全体のモノづくり発展の鍵となるエンジニアリング業界の東レエンジニアリング(株)に着目し、国内外の競合企業、特許出願状況や売上高などのデータを収集解析することで、エンジニアリング業界延いてはその他の業界を含めた日本のモノづくりの現状を明確化し、「今後の人工知能を活用したモノづくりのあり方及び知財戦略」を検討した。
コンテンツビジネスにおける海賊版対策の研究	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	インターネットでのコンテンツの流通が容易になった一方で著作権侵害コンテンツの流通は爆発的に増大している。本稿では、コンテンツビジネスの現状、過去海賊版の事件、2018年に内閣府で行われたタスクフォースによる総合対策などについて研究を行った。タスクフォースで提案された著作権の保護の強化やブロッキング、啓発活動と行った対策では海賊版がなくなることはない。そこで本稿では、収益モデルの刷新を提案した。作者・権利者が自らコンテンツを「フリー」として配信し、マネタイズを図ることで、海賊版サイトを利用する必要がなくなる。「フリー」を軸として、出版やイベントなどからも収益を得るようにし、今までの販売形態に固執するのではなく、収益モデルの変化が一番海賊版対策であると提言する。
日本と中国の実用新案制度に関する調査研究	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	本論文においては、日中の実用新案制度を比較しながら、中国の実用新案制度の問題点の分析と対策を考察した。日本と中国の実用新案制度における進歩性判断の特徴及び権利行使の特徴について研究した。中国の実用新案権は、実体審査を経ずに権利付与されるが、意外な安定性を有するとともに、高度の注意義務を負わないので権利行使もしやすい。他方で、中国国内の事件の調査分析な

			<p>どを通して、中国の制度の問題点を見出し、これらに対して、重複権利付与及び権利の不安定を改善するための審査制度の改革、保護客体の範囲の拡大、実用新案権評価報告の改革、特許と実用新案との間の種類変更制度の設立、という対策を提案した。</p>
金融機関と知的財産評価	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	<p>金融庁と特許庁は、金融機関が事業の安定していない中小企業やベンチャー企業に資金を融資するために、企業が所持している知的財産を評価しようという政策を発表した。特許庁は知的財産ビジネス評価書を作成し、金融機関の知的財産評価のサポートを行っている。しかし、金融機関を取り巻く環境が大きく変化し、新規参入組から脅威にさらされており、総合金融コンサルティングへの変革が求められている。金融機関が知的財産ビジネス評価書だけに頼るのではなく、自らが知的財産評価に乗り出すべきではないだろうか。知的財産は金銭的価値と同視するのではなく、事業における知的財産として評価しなければならないとされている。しかしながら、私はむしろ、金銭的評価こそ金融機関が行うべき知的財産評価ではないかと考える。本研究では、金融機関の知的財産評価方法を考えると共に、金融機関と知的財産の関係を考えていく。</p>
第四次産業革命に向けた企業におけるデータの利活用に関する調査研究	内藤 浩樹	知的財産研究科修了生	<p>昨今は情報化社会といわれた第三次産業革命から次の第四次産業革命の時代を迎えていると言われており、今や無意識的にすべての人が当該革命により影響を受けているといえるだろう。しかし、第四次産業革命に完全に移行するには多くの課題があり、そのひとつとしてIoTやAIに関するデータの利活用がある。第四次産業革命の核に関する様々なデータをどのように利活用することが企業に利益をもたらすのか、例えば本当に保護すべきデータとは何か、加えてどのデータが保護するに値すると判断するためにはどのような判断基準を設ければよいのかなど、データの重要性に関する判断基準に関すること、データの利活用に関してどのように知的財産を活用すれば良いかを調査研究する。</p>
翻案権の射程について	高橋 寛	菊谷恵理	<p>翻案権に係る著作権法上の諸論点に関し、江差追分事件最高裁判決及びキャンディ・キャンディ事件最高裁判決をはじめとする判例を分析し、その射程について考察した。その結果、江差追分事件最高裁判決で言及されてい</p>

			る、いわゆる「色褪せ論」を斥けつつ、原告著作物の創作的な表現が一部でも再製されている限り翻案権侵害が成立し得るとの見解を得るに至った。
食品業界における用途発明を活用した知的財産戦略	箱田 聖二	知的財産研究科修士	近年、特定保健用食品の流行による他社との差別化が盛んになるとともに、食品業界における特許出願数が急増している。2016年に食品の用途発明が認められ、他者との差別化を図るうえで、用途発明の特許活用は必須である。そこで本論文では、食品事業を行う企業の特許出願の調査・分析を通して、食品業界における用途発明を活用した知的財産戦略を明らかにする。
中小企業の特許出願支援策	箱田 聖二	知的財産研究科修士	現在の我が国における特許出願等の産業財産権の出願状況を見ると、大企業の出願が多くを占めており、中小企業の出願数は非常に少ない。その背景には、資金面、人材面、情報面での不足から知財を十分に活用していくことが困難な状況にある事が考えられる。中小企業は、業種、従業員数、企業規模、知財意識等が大きく異なる為、国による一律的な支援策の他にも多様な支援策を構築していく必要がある。本論文では、中小企業支援策についての具体的説明の他、制度を活用し、事業を拡大している企業の具体例、制度の過大について記載した。
次世代バッテリーの技術開発動向と自動車産業の知財戦略	箱田 聖二	知的財産研究科修士	ガソリン車・ディーゼル車を電気自動車(EV)に代替するには、いくつかの課題がある。航続距離が短いこと、充電時間が長いこと、長期利用により電池が劣化し航続距離が減少することなどであり、これらを解決するためにバッテリーの研究開発が進められている。現在EVに搭載されているリチウムイオン電池に変わる次世代バッテリー研究状況、特許出願動向から主流となるバッテリー技術は全個体電池であると特定した。日本は全個体電池に関する特許を最も多く保有している。バッテリー技術をブラックボックス化するためには、評価方法、インターフェース部分(充電コネクタ)の国際標準化が重要となってくる。自動車産業と電池業界の共同開発によって基板となる技術・新技術を想起に具現化させることが必要である。規格に合わせた特許技術の獲得をもって、競争力を得ることで、EV試乗での日本の自動車産業の優位性が得られると考える。
パソコンの変革から見るブランド形成	箱田 聖二	知的財産研究科修士	コモディティ化したパソコン市場において、日本企業をつくるパソコン製品のブランドを形成、維持するために

			<p>どのような対策を立てれば良いのか、東芝、シャープ、パナソニック、ソニー(VAIO)各社のパソコン製品の歴史やブランド、動向の分析をもとに考察を行った。ブランドとマーケティングの関係性を踏まえ、パソコン市場において、コモディティ化から抜け出し、再度巻き込まれないためのマーケティングが重要である。さらに、ターゲットや購買層の絞り込みのような「特化」したマーケティングが必要であり、それらが成功した上で、ブランド化が成り立ち、ブランドの価値を形成、維持できるという結論に至った。</p>
掃除機におけるデザイン・マーケティング戦略	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>掃除機業界において、なぜ海外メーカーの新規参入が増えてきているのか、国内の家電メーカーのマーケティング力や知的財産権の効力が低下してきているのかという点について考察するとともに、海外メーカーが日本市場で成功している要因を研究し、国内の家電メーカーが今後海外メーカーを相手に競い合いシェアを獲得するための方策を提言する。海外メーカーは課題や消費者のニーズを熟考し販売力を伸ばしている。技術も大事ではあるが、国内メーカーは製品のデザインに特徴を出し製品技術の見える化、軽さの見える化に力を入れる必要がある。さらには、マーケティング戦略やプロモーションに強く力を入れてブランド構築が急がれる。ブランド構築後、維持するために意匠権、商標権を後半に取得し他社に追随を許さない戦略の立案と実行が必要である。</p>
スマートグラスのデザイン・マーケティング戦略と知的財産について	山田 繁和	知的財産研究科修了生	<p>ウェアラブルデバイスを大きく2種類に分けると、スマートグラスとスマートウォッチに分かれる。特徴や機能を見ると、市場に多く出回っている腕時計型デバイスに対して眼鏡型デバイスはまだ進化途中である。スマートグラスにはメインディスプレイ型とサブディスプレイ型があり、それぞれに安全性や情報量に関する課題がある。今後はスポーツ用と医療その他の作業用の特化型が出てくると考えられる。操作しやすいスマートグラスが出てきた次に外観や画像が知的財産として重要になってくる。特に、画像は、意匠権で守っていくことが重要である。</p>

スマートフォンの現状から見る意匠商標の重要性	山田 繁和	知的財産研究科修士	iPhone のブランド力やシェアの高さの要因を分析するため、ガラケーからスマートフォンに移行後に撤退したパナソニック、ガラケーからスマートフォンに移行後も事業を続けているソニー、スマートフォンから携帯電話事業に参戦してきたアップルの3社について、意匠、商標出願の状況を調査し、出願推移の予想を行った。また、ソニーとアップルの意匠登録の違いを検討した結果、ソニーが意匠登録を受けている画像の意匠は、アプリや操作画面に関する画像意匠であるが、アップルは画像意匠によってソフトウェアを保護するのみならず、OS の画像意匠についても意匠登録を受けており、登録件数も多くなっていることがわかった。特許で技術を保護するだけでなく、アプリやアプリの操作画面などを画像意匠として保護することも重要である。
企業に幸せをもたらすブランド形成	山田 繁和	知的財産研究科修士	世界で大きな収益をあげている多くの企業は優れたブランドを築き、競争ではなく、差別化による実質的な独占状態を築いている。ブランドは「経験則」という心理効果によって消費者の購買行動に大きな影響を及ぼし、この「経験則」は企業が提供するエクスペリエンスによって生み出される。優れたブランドは、ブランド認知、連想、ロイヤルティといった3要素を通して有利な認知上の品質を形成し、消費者に最もよい製品ではなく“最もよいであろう”製品を選ぶという「不合理な判断」を行わせる。以上のようなブランドの効果によって大きな収益をあげているのが iPhone である。アップルの製品に共通するのは「操作性の追求」であり、人々が操作しやすいような製品を提供し続けてきた活動が「優れた認知上の品質」を生み出している。本論文では、ブランドとは何なのかを心理効果の面から捉えて定義し、ブランド形成に関わるヒントをまとめ、今後の日本企業が行うべき活動を提言する。
宇宙技術に関する特許権侵害に対する管轄権行使の検討	松井 章浩	戸川拓馬	宇宙産業に民間が活発に参入し、宇宙技術に関する特許権紛争が生じる可能性がある。たとえば、宇宙空間にある宇宙物体に日本特許権の侵害がある場合、日本の裁判所は管轄権を行使できるか。また、海外で製造された後に日本の射場に偶発的に持ち込まれた宇宙物体に日本特許権の侵害がある場合、日本の裁判所は管轄権を行使できるか。本研究では、国による宇宙空間の領有が禁止さ

			れており、特許権登録国の特許法を宇宙空間に単純に適用できないことを示し、特許法の域外適用も限定的であること、各特許法の並存にも限界があることから、宇宙空間に特別の「宇宙特許 (Space patent)」制度の構築を提案した。
我が国におけるパロディと著作権の関係-英国著作権法改正を参考にして-	三浦 武範	知的財産研究科修士	インターネットの普及により、自己の著作物を容易に公表することができるようになった。また、それは他人の著作物を利用することが容易になったともいえるであろう。そして SNS の普及によって、より他人が創作したイラストや曲などを利用し、二次創作を行い、公表することができるようになった。ということは、インターネットが普及する以前よりも二次創作をしやすくなり、パロディを制作する機会も多くなったといえるのではないだろうか。本稿では、その二次創作の中でも「パロディ」について著作権法上の扱いと今後の展望について、2014年に著作権法改正を行い、パロディについての規定を追加した英国の例を参考に考察を行う。
十和田オーディオによる aiwa ブランドの再興について-VAIOの事例を参考にして-	三浦 武範	井上智博	2010 年頃から行われるようになった中国企業による日本企業の M&A を背景に、日本企業内で使用されていたブランド名を譲渡等により新たな企業名とし、日本国内で日本企業として独立する企業が出現した。本研究では、元は SONY のブランド名であった「VAIO」と「aiwa」を取り上げた。本研究の目的は 2014 年に SONY から独立した VAIO を参考にし、2017 年に SONY から十和田オーディオ株式会社に譲渡された「aiwa」ブランドの活用方法についての提言である。VAIO と aiwa について調査を行った結果、現在の十和田オーディオの方針ではなく、VAIO を参考にした経営方針が最適だと結論付けた。
円滑な審査と強い権利取得を目指した外国特許の日英改善提案 ～AI 時代の知財担当者・日英特許翻訳者の役割を探る～	三浦 武範	中山 裕木子	米国をはじめとした外国出願では、審査が円滑に進み、適切に権利行使できる高品質な英文明細書の作成が望まれる。しかし、元になる日本語の難解さと英訳の難しさにより、翻訳文が読みづらく、審査で拒絶されたり、権利行使が妨げられたりすることがある。昨今の AI (人工知能) 機械翻訳技術向上により、いよいよ特許翻訳が自動化できるかの議論が生じる中、「目指すべき英文明細書」を定義することが急務である。本論文では、上記を定義すると共に、日英の違いに基づき、翻訳しやすい日本語にするための方法、また翻訳後の英文を改善する方

			法を提示し、人・機械のいずれでも良好な翻訳文を得る改善提案と今後の外国出願工程改善の示唆を行う。
不正競争防止法における限定提供データについて～営業秘密の要件との対比に基づく考察～	三浦 武範	王 冬華	日本は、不正競争防止法の改正により、ビッグデータの付加価値を保護する措置である限定提供データを新設することとした。本論文は、限定提供データの創設経緯及び制度内容を簡単に紹介する。その上、データ流通のビジネス事例を挙げて、データ流通におけるデータについて、限定提供データとしての保護と営業秘密としての保護の可否を検討するとともに、限定提供データの要件と営業秘密の要件とを対比し、営業秘密の要件を基準として限定提供データの要件について検討する。これらの考察の結果を踏まえて、限定提供データの電磁的管理性の要件を緩めて限定提供データの電磁的管理性と営業秘密の秘密管理性とを揃える方向に向けた提言を行う。

2017 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
自動車業界におけるブランド戦力-顧客との向き合い方を中心に-	大塚 理彦	岡本 悠斗	ブランド戦略はコーポレートレベルと商品レベルに大別することができますが、いずれのレベルで顧客と向き合うかは企業によって異なります。しかし、業界によっては、国によってレベルが概ね分かれているものがある。自動車業界である。日本のメーカーは商品レベルで欧州メーカーはコーポレートレベルで顧客と向き合うことが多い。その中で、レクサスは日本のメーカーなのにコーポレートレベルで顧客と向き合っている。最近では、マツダもこの傾向にあるように思える。そこで日本の自動車メーカーは商品レベルで顧客と向きあうことが多い中で、なぜ、レクサスやマツダがコーポレートレベルで顧客と向き合っているのかを考察し、日本の自動車メーカーはこれからどちらの戦略を取るべきなのかを検討する。
商標の逆混同に関する研究	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	商標の逆混同では、先使用者（権利者）が中小企業であり、先使用者（権利者）より知名度が高い後使用者は、多額の資金を投入し、先使用者（権利者）の登録商標と同一又は類似の商標を広告・宣伝に大々的に使用する。これにより、後使用者が使用している商標が先使用者（権

			利者)の登録商標より有名になり、先使用者(権利者)の商品が後使用者のものであるというような誤認混同が生じる。逆混同の案件では、原告(権利者)に悪意又はただ乗りの意図があると考えられることが多いことから、原告の敗訴もしくは和解が有効であると提言する。
企業において知的財産を有効利用する産学連携 ー連携方法・評価方法に着目した改善提案ー	大塚 理彦	知的財産研究科修士生	近年のインフラストラクチャー整備により、基礎知識からノウハウといった専門的技術の情報までも、誰でも素早く手に入るようになった。そのことにより、新技術の発展が非常に目まぐるしい。その技術発展の中核を担っているものが「産学連携」である。 産学連携はその発達とともに「課題」、「解決方法」、「多様な連携形態」が考察されてきた。 産学連携においての企業が主体として働くことによって改善できる課題である、「産学連携成果に対する評価」と「マッチング」について提案と考察を行う。
eスポーツにおける知的財産の重要性	大塚 理彦	知的財産研究科修士生	日本のゲーム市場は家庭用ゲーム市場が縮小傾向であり、スマホなどで遊ぶオンラインゲームの成長も限界に近いという現状がある。そこで日本のゲーム業界がこの現状を打破するために注目したのがeスポーツである。ゲームをサッカーなどプロスポーツと同じように捉え、ビジネスにつなげようという考え方でゲームといえば娯楽という概念を変える可能性を秘めている。日本ゲーム会社においてこれからの成長を欠かせない分野でありながら、最も遅れており、その原因を分析して、日本に普及させる方法を考えて提案することを論文の目的とする。その中で知的財産がどのような役割を果たして、活用していくかの調査を含める。
特許法の消尽～国内消尽と、国際消尽それぞれで考えられる問題～	小林 昭寛	江浦 滉	特許権者は、業として特許発明を「実施」する権利を専有する。物の発明の「実施」には、物の使用や譲渡行為が含まれるため、形式的には、権利者から正規入手した特許発明に係る物を使用する行為や譲渡する行為は侵害にあたる。しかし、権利者から正規に入手した物の再譲渡等が侵害だとすると、再譲渡についての実施許諾を得る必要が生じるため、権利者の譲渡品に対して、特許権の効力が及ばないようにした。これが消尽理論である。特許権の消尽は権利者にとっては、本来有している権利が行使できないこととなり、重大な問題である。そこで、

			特許権の消尽について、消尽が起こる条件やその例外について論じる。
部分意匠の保護範囲についての考察 —機能的デザインなどの次世代知的財産保護手段としての有効性—	小林 昭寛	福島 正憲	近年の電子情報技術の発展により、身の回りのあらゆる物がインターネットを通じてつながる社会が現実となりつつある。このような新しい社会においては、情報取得のためのインターフェースを表示する画面デザインの意匠の創作が活発となり、美的外観と機能性を備えた画面デザインへの要求が高まると考えられる。一方で、保護を求める意匠の物品性への希釈化が起こることも予想される。そこで、現行意匠法における部分意匠制度の利用のもと、このような新しい画面デザインに係る意匠の創作に認められる保護範囲について、過去の判例の解釈から従来の有体物に対する意匠との相違点を考察すると共に、部分意匠制度利用の有効性について検討する。
不正競争防止法 企業人の視座からの営業秘密（技術情報）に関する処方箋	小林 昭寛	巖原 泰斗	序章として、企業人の視座からの営業秘密（技術情報）に触れ、不正競争防止法及び営業秘密の概要の説明に入り、営業秘密侵害行為の類型と裁判上主張された技術情報等を提示する。 そして、当該論文の『主要3論点：①技術的な営業秘密、②他社との協業等、③リバースエンジニアリング（技術解析等）』に入り、各論点における問題点を列挙し、当該問題に関し示唆を与える判例（成功例と失敗例の対比）を挙げ、企業として得られる教訓と対策を検討し提示する。 終章として、現在検討されている不正競争防止法の改正案に触れるとともに、「近未来の技術進化と産業構造の変化も端倪して」技術情報のあり方等について提言を加える。
ロボット産業における知的財産の課題に関する調査研究	内藤 浩樹	梶本 志保	本論文では、ロボットを社会に導入することを前提にして、その導入に向けた政府の施策、知的財産の活用方法について、第4次産業革命（Industry4.0）に基づく施策を進めているドイツを中心とする欧州のロボット産業の現状を調査研究するとともに、今後の日本のロボット産業に向けて、知的財産に関する提言を行うことを目的とする。本論文の結論は、おもてなし文化に根差した日本企業のブランドイメージなども含めた知的財産を日本企業同士、あるいは官民の協力で、構築出来れば、日本産

			業界にとって、ロボット産業は、将来の日本を支える救世主となる産業に発展するということである。
IoT の進展に伴う知的財産上の課題への対応	内藤 浩樹	小西 さくら	本論文では、IoT 及び industry4.0 について焦点を置き、IoT の新ビジネスに先んじて挑戦している先駆的な事例を基に、IoT が進展するにおいて検討すべき知的財産上のリスクや課題の項目を一つ一つ挙げ、検討項目として挙げられる IoT 関連の法律や、判例について考察した。その結果今後は、データの取り扱いが非常に重要であり、企業の知的財産活動も大きく変遷することがわかった。本論文の結論は、企業としての対応策としては、①有用なデータの取得と活用を含めた知的財産戦略を立案すること、②データを知的財産として情報管理すること、③データを活用したライセンス体制を構築することが必要だということである。
第四次産業革命に向けた製造業の在り方	内藤 浩樹	西形 達宗	本論文では、第4次産業革命が与える製造業への影響について広く調査研究を行った。この研究の目的は、過去から製造業が発展している日本にとって、第4次産業革命がどのような影響を与えるのかを調査し、製造業における課題を分析しその対策を考察することである。重要となる知的財産は、もはや、そのネットワーク自体ではなく、そのネットワークで共有されるデータ自体である。このようなしくみを前提とした時代では、従来のオープン&クローズド戦略も進化する必要があると考える。知的財産の取り組みでいうと、特許、ノウハウだけではなく、そこに使われるデータをいかに保護し、活用するかが契約上、大切な時代になってくると考えられる。
自動車業界における国際的な知的財産の動向	内藤 浩樹	北島 由隆	本論文では、IoT 社会に変貌する際に知的財産制度がどのように関わり、重要性を持つのかを、自動車業界を対象に、調査し考察した。その中で、自動運転技術の発展によって、どのようなインフラ整備が行われていくのか、今後、どのような知的財産の取り扱いが行われていくべきかについて考察した。自動車業界の企業への提案事項として、有用なデータの取得を自社だけは容易に活用できる一方で、第三者へのデータの提供等は、契約で制限出来るしくみの構築が挙げられる。本論文の結論は、自動車業界にとって、今後、最も大切な知的財産はデータであり、そのデータを有利に活用出来るしくみの構築が企業にとって重要であるということである。

<p>未来を見据えた企業間での開放特許活用スタイル最適化案</p>	<p>才川 伸二郎</p>	<p>吉田 啓史</p>	<p>特許庁の推計では日本国内企業の所有する特許の内、16%もの特許が自社の事業戦略上全く利用されていない休眠特許であるとされている。また一方で国内では、未利用状態の開放特許を企業間において積極的に活用する試みがなされているものの様々な課題が生じ、開放特許の活用が積極的に行われているとは言い難い現状が存在する。そこで本論文では開放特許活用に生じた課題の事柄も含め、将来的に自社内で「開放特許の活用」という事業戦略上の選択肢に対してどういった姿勢で向き合っていくことが開放特許のスムーズな活用につながり、結果的に企業内での継続的な利益の確保に繋がるのかについて具体的方策を提言する。</p>
<p>編集著作物についての論点と侵害回避策</p>	<p>高橋 寛</p>	<p>知的財産研究科修了生</p>	<p>編集著作物に係る著作権法上の論点に関し、判例及び学説を整理するとともに、その保護と利用における留意事項について考察し、次のような知見を得た。</p> <p>①裁判所に編集著作物・著作者と認定してもらうためには、素材の選択又は配列に創作性を発揮するとともに、その編集に自ら実質的に創作的な寄与を行ったことを主張・立証する必要がある。</p> <p>②利用者側としては、安易に模倣等を行うことなく、適時適切に著作権・支分権の譲渡又は利用許諾を受け、必要に応じ裁定制度を利用すべきである。</p> <p>③紛争を防止するためには、許諾等に係る契約時に、著作者人格権の取扱いを含め、利用態様等に即した条項を契約書に明記することが枢要である。</p>
<p>JASRAC VS 音楽教育を守る会との係争に関する著作権法上の解釈</p>	<p>箱田 聖二</p>	<p>吉岡 大輔</p>	<p>JASRAC とヤマハ音楽教室率いる「音楽教育を守る会」（以下、守る会）が裁判を開始した。この裁判は JASRAC が音楽教室から「演奏著作権料を徴収する」という方針が発端である。この方針に守る会が「音楽文化の停滞や音楽人口の減少につながりかねない」として対立した。JASRAC と守る会の争点を整理して法解釈を行った。世間的に JASRAC が優勢であり、守る会は著作権料の徴収を免れないと考えられる。しかし、著作権法を解釈していく中で、守る会にも反論できる論拠がみつかった。裁判がどう展開されるかを考察し、また、「公衆」「演奏権」という点で既存の解釈による通説を他の解釈により反論できるかを検討する。</p>

化粧品業界のビジネスモデルと特許戦略	箱田 聖二	樹下 悠也	本論文は、日本の国内最大手である資生堂のビジネスモデル、それに関わる特許戦略を分析する。資生堂は、2012年から IT 技術を駆使した新しいビジネスモデルを展開しており、関係する特許出願もなされている。また、同年からビジネス関連発明の特許出願数が増加傾向にある。ビジネスモデルとは何かという事を定義した上で、世界的シェア首位ロレアルを主に他の化粧品メーカーの IT 技術に関わるビジネスモデル、またはそれらに関する特許出願・動向を分析する。その結果を踏まえ、世界的シェア首位ロレアルに追いつき追い越すためのビジネスモデル・特許戦略を提案する。
ブランド向上に関する知的財産の観点からの考察	西岡 泉	木之下 弘光	本論文の目的は、ブランドの向上戦略に知的財産権をいかに活用するかについて考察し、提言することである。ブランドと商標権を区別するものは、「企業努力」である。それを怠ればブランドは低下する。法律の不備が原因で、ブランド価値の可能性を低めるだけでなく、産業の発展や、需要者の利益の保護とは正反対の実害を生むと考察した。ブランドは更新され続けるものである。それらを知的財産権で権利化する。その方法として、新しい制度の導入も検討する必要があること。また、新しい制度として、本論文ではトレードドレス制度の導入を、日本における過去の経緯と米国での保護内容を調査検討したうえで提言した。
宇宙産業の促進と知的財産の活用	平松 幸男	杉野 正和	宇宙空間において利用される技術は宇宙だけでなく地上の技術にも広く利用されており、宇宙技術の開発を進めていくことは地上の技術発展や産業発展に繋がる。宇宙産業とはそうした開発事業や利用事業を含めた産業を指し、近年アメリカを中心に民間の事業参入が進み、世界の宇宙産業規模は拡大傾向にある。本研究ではまず、国内外の宇宙開発の現状について先行文献調査を行い、政策動向や開発動向について調査した。次に国内外における衛星・ロケットに関連する技術分野について特許技術動向調査を行い各国の開発傾向を比較、分析した。それぞれの調査結果から日本の宇宙産業における課題を明確化し、その課題解決に向けた方向性を提言した。
AI 創作物と著作権法上の保護	三浦 武範	竹中 泰智	AI 技術の発展は、ついに AI 自らが創作物を生み出す時代となった。ところがこの AI 創作物が、知的財産権上の問題を引き起こしてる。それは、AI 創作物の保護をどの

			<p>ように行うべきなのかという点である。この論点については、現在多くの研究機関や学者によって議論が行われているが、結論は今のところ出ていない。日本における現時点でのコンピュータ創作物の取り扱いでは、AIに対応することは困難であると考えられる。そこでコンピュータ創作物に規定を設けているイギリス著作権法を参考に日本著作権法を見直し、これから来るであろうAI時代に対応することのできる日本著作権法改正案を提示する。</p>
<p>ゲーム業界発展に必要な運営と知財についての研究 ～ゲーム実況統一ガイドライン及びゲーム・コモنزの提案～</p>	三浦 武範	米丘 琢也	<p>市場規模が46億米ドルと高い経済価値を持つ、ゲーム実況という新しいコンテンツを取り上げて研究し、新しいが故に生じる法律的な問題についての解決策を研究した。本論文の結論として、ゲーム実況により生じる問題の解決にあたり、各社のゲーム実況のガイドラインの統一化とゲーム実況マークの導入、それらを統括するゲームコモنزを提案した。統一ガイドラインは、分かりやすい表記による権利侵害の抑制と、ゲーム実況の可否の容易化、ゲーム実況マークは、簡易マークの組み合わせによる包括的な保護と、許諾による権利処理の簡易化が期待できると結論付けた。これにより、著作権侵害等の法律的問題を解決する事が可能になると結論付けた。</p>
<p>退職者による情報漏えい問題に関する考察と提言 ～企業の秘密情報保護徹底の視点から～</p>	村川 一雄	知的財産研究科修了生	<p>企業においては、退職者による情報漏えいへの対策が、競争力の源泉である知的財産の保護と活用の観点から大きな検討課題となっている。本稿ではまず、企業における情報漏えい実態を示し、次に、企業の秘密情報保護に資する法律及び契約を紹介した。そこで、不正競争防止法による営業秘密保護の困難性を明らかにし、それを補完する手段として企業と退職者で個別に締結する秘密保持契約の有効性を示した。また、秘密情報保護を強化するため、不競法の改正案として、退職者の秘密保持契約違反に対する罰則の導入、秘密管理性要件の適用が実務上容易でない「準営業秘密」も罰則適用を含めた法的保護の対象とすること等を提言した。</p>
<p>IoT活用による生産活性の向上とイノベーション推進に関する知的財産戦略の研究</p>	村川 一雄	知的財産研究科修了生	<p>近年、新興国の技術力や生産力、経済力は急速に高まりつつあり、先進国企業の製品に対する高い競争力を持ちつつある。日本だけでなく、ドイツやアメリカをはじめとする先進国製品の競争力が低下し、先進国におけるGDPに占める製造業の割合は減少傾向に転じている。こ</p>

			<p>の問題に対する解決策として、先進国の企業の生産性を抜本的に高めるため、IoT を生産設備への導入が注目されている。また、自国の生産力を向上させながらノウハウなどを輸出し、あわせて標準化企画課を積極的に導入していくなどビジネスチャンスにつなげる活動も活発化している。本稿では、IoT と各国における取り組み状況、IoT 活用のメリットや課題について明らかにし、成功事例や効果について考察している。さらに、IoT を用いた生産性向上にかかわる知的財産権の出願・取得状況、知的財産・標準化戦略について論じている。</p>
特許出願動向から見た次世代クルマ動力源のあり方	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	<p>次世代クルマ動力源について、特許出願動向を調査し、世界各国がEV化へと進む中で、EVがどのように進化するのか、そしてEVの心臓である二次電池はどう移り変わるのかを調査し、次世代クルマ動力源を推察する。特許公報をもとに解決しようとする課題とその解決手段の動向を分析し、自動車産業の知的財産への取り組みについて掘り、二次電池の特許出願件数と売上には相関関係があることを明らかにした。また、全個体電池や金属空気電池により航続距離の延長だけでなく、充電時間の短縮、材料の抑制などの効果により二次電池の新原理になり、有力であることが分かった。</p>
人気アニソン歌手から読み解くオープン・クローズド戦略	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	<p>日本が得意とするアニメにかかわるアニメソングについて、そのオープン・クローズド戦略を分析することは今後の日本の新たな産業競争力のひとつとして今後の日本の新しい事業の創生にかかわるきっかけとなりうる。そこで人気アニソン歌手20人を選び、基幹(core)の能力を調べ、その公開する部分と秘匿する部分を調べ、売上げ実績との関係に対比することで、アニソン事業における今後のあり方を見るとともに、プロモーターおよびレコード会社のマーケティングを充実させること等の提案を行った。</p>
工作機械産業のIoT化への備え	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	<p>工作機械産業の中でも空圧機器業界をモデルに、工場のIoT化について工作機械産業が今後どのようなアクションを起こしていくべきかを考察する。工場のIoT化として、スマートマニュファクチャリング技術について具体例を含めて調べた。IoTに対応する製品を作っていくためには今までと違う技術が必要であり、効率よく他業種の技術を取り入れるため産産連携が必要である。中小企</p>

			業にも共同研究をしていく予知は十分にあるが、現状において中小企業が共同出願をするにはデメリットも多いこと、公的支援にも足りない部分があることが分かった。中小企業のニーズに合った支援が必要であり、中小企業自身が知財関係の判断をできるような力を付けさせる支援等について提言を行った。
地域中小企業の新規事業創出における知的財産の有効活用～金融機関の役割～	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	地域企業の経営・財務状況を熟知し地域と密接に関わる地方金融機関が、地域企業の知的座私案をどのように有効活用し、地域活性化に取り組むことができるか考察した。金融が蓄積した企業の資産情報やノウハウなど大量のデータを分析する AI と情報共有のための IoT の活用が重要となる。その結果、産学連携のイノベーションを成功させるための「金融機関による技術移転人材の育成」「GAP ファンドの設立」「共同研究マネジメント機能の強化」「東証、地銀都連計画台」「エンジェル税制の拡充」および AI 先行企業と協力することによる低資金での事業創出促進等について提案を行った。
著作権に関する研究 二次的形態のデジタル海賊版に注目して	矢作 嘉章	知的財産研究科修了生	本行では 2014 年の著作権法改正において最も重きが置かれた出版計の設定(79 条)及び著作権の内容(80 条)を取り上げ、回生された著作権の解釈と適用、改正後に著作権者がデジタル海賊版に対して著作権侵害で差止を請求することにより、デジタル海賊版が減少したのか分析し、著作権侵害の判断基準の明確化と今後の課題について考察した。現行の法制度を維持しつつ、契約で複製権及び翻案権の侵害行為を差し止めるためには、複数の契約を出版者と著作権者間で締結すること、すなわち、デッドコピーのデジタル海賊版対策として著作権設定契約を、著作権の及ばない二次的形態のデジタル海賊版による複製権及び翻案権の侵害行為には独占的利用許諾契約に妨害排除特約を付ける契約を締結すること効果的であることを明らかにした。
均等論の第 5 要件における客観的外形的表示説の限界について～マキサカルシトール最高裁判決の射程の検討～	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	マキサカルシトール最高裁事件では、均等論の第 5 要件における「特段の事情」について、出願人が、特許出願時に特許請求の範囲に記載された更生中の対象製品等と異なる部分について、対象製品等に係る校正を容易に想到することができたにもかかわらず、これを特許請求の範囲に記載しなかった場合、それが、対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的

			に除外されたとの「特段の事情」に当たるのかどうか争点になった。最高裁の判決では、出願時同効材への均等論適用の可否について出願時容易想到説を否定し客観的外形的表示説が採用され、第5要件の明確化が図られた。今回の知財高裁及び最高裁の判断は積極的に評価できる。しかし、補正や訂正がされた場合については本判決は適用外となるが、これからの裁判の積み重ねによって解決されることが期待される。
--	--	--	---

2016年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
音楽の著作物における本質的特徴の新たな判断手法－分解比較論の必要性について－	大塚 理彦	伊能大補	音楽の著作物の翻案権（編曲権）侵害における表現上の本質的特徴の判断手法に注目し、現在用いられている本質的特徴の判断手法が音楽制作環境の急速な変化又は進化に対応し得るのかに疑問を抱いた事が本論文の出発点である。過去の複製権、翻案権侵害等の裁判例において音楽の著作物及びその他の著作物の本質的特徴がどのような部分にあると判断されたのかを踏まえて、今日の音楽制作環境の変化と照らし、新たな判断手法として「分解比較論」を提起する。「分解比較論」とは、音楽の著作物の創作過程を「遡及」する事により一つの楽曲を一音毎に分解して行く手法で、楽曲の表現上の本質的な特徴をより明確に認定することが可能な判断手法である。
応用美術の著作物性について	大塚 理彦	岡田桃子	平成27年4月のTripp Trapp II事件の控訴審判決により、意匠法で保護されていた応用美術は、特別な要件を課すことなく創作者の個性が表されていれば、著作物として認められ著作権法で保護され得るようになった。かねてから著作権法と意匠法の交錯領域について現在まで様々な議論がされているが、このTripp Trapp II事件により著作権法と意匠法の交錯領域はさらに曖昧さを増すこととなるだろう。そこで、応用美術について議論されてきたことについて整理し、応用美術についてどのような法的保護が適切であるのか、また、技術の進歩や時代の変化等の観点から著作権法、意匠法がどうあるべきか今後の課題について検討する。

<p>コンテンツのビジネス活用における知的財産法の課題に関する調査研究</p>	<p>内藤 浩樹</p>	<p>太田 有香</p>	<p>近年、デジタル技術の発展やインターネット、SNSの普及に伴い、これまでにはなかった様々なコンテンツが誕生してきている。また、それらを活用した多くのビジネスも展開されている。しかし、デジタル技術等の発展に伴い新たに生み出されたコンテンツや、その使用態様は、これまでに想定されていなかったものも多くあり、様々な課題も存在している。</p> <p>そのため、本研究においては、コンテンツを適切に保護し、活用をより促進するため、コンテンツを活用する際の課題を通じ調査研究を行い、法律上の規定やプロバイダ、コンテンツ提供側における実務上の運用について、その対応策を法律面、及び、実務上の措置の観点から考察する。</p>
<p>キャラクタービジネスにおける知的財産の活用方法</p>	<p>内藤 浩樹</p>	<p>大井川弥生</p>	<p>日本人の多くは何らかのキャラクター商品を持ち、キャラクターに対し好感を持っているため、日本におけるキャラクターを活用したマーケティングは有効であり、重要なものである。そのビジネスにおけるキャラクターには様々な種類があり、これまで、それぞれに合わせた方法でビジネスが行われてきた。しかし、近年、インターネットの普及に伴い、グローバルなビジネスが行われることや、デジタルコンテンツが普及することで、ビジネスの形態が変化してきている。そこで、この論文の中では、これまでのビジネスの手法と近年新しく生まれてきたビジネスについて、いくつかの例を参考に今後のビジネスがどのようなようになるのか検討する。</p>
<p>軸受業界における中小企業の知的財産戦略</p>	<p>才川 伸二郎</p>	<p>知的財産研究科修了生</p>	<p>日本の大手3社は、世界の軸受市場でトップ5に入る実力を持ち、日本でも寡占化が進んでいる。特許出願数でもこの3社で90%を占めているが、一方中小企業も元気である。これら中小企業がどのようにして生き残り、今後も発展できるかを知的財産戦略の面から検討した。</p> <p>IPC分類ごとの特許出願数の分布、経過により分析し、各社の事業戦略とも対比させて考察した。結果として、中小企業はそれぞれ歴史的、基本技術的に特徴がありそれを得意分野として育ててきたことが解った。それを踏まえて各社ごとに知的財産戦略を策定した。単なる出願奨励ではなく、強み弱みを理解し、市場ニーズ、新規方向、補完的な技術提携など具体的に提案した。</p>

特許法 35 条 6 項における指針への提案	才川 伸二郎	知的財産研究科修了生	職務発明を規定した特許法 35 条は、平成 27 年に改正され、新しく設けられた第 6 項には経済産業大臣が指針を定め公表するとなっていた。公表された指針は、相当の利益を定めるときの手続きの考慮要素は明確化されたが、相当の利益の算定については以前と変わらず不明確である。従ってこの論文では相当の利益の算定の考慮要素を提案する。具体的には、算定手法、発明の価値および従業員の寄与率の算定方式、産業分野ごとの標準実施料率とその更新、支払方法の 6 項目について具体的に数字を示して条項を作成し、公表された指針に追加する提案である。これにより相当の利益の法的予見可能性を高め、争いを減少させることができると考える。
次世代電池の技術開発状況と展望及びマグネシウム二次電池の知的財産情報	村川 一雄	知的財産研究科修了生	本研究は、低炭素社会の実現に向けて、化石燃料エネルギーと再生可能エネルギーをベストミックスさせた社会の到来を睨み、次世代の蓄電池としてのマグネシウム二次電池の技術動向と普及戦略の研究に関するものである。本研究では、再生可能エネルギーの導入動向やマグネシウム二次電池の技術動向を明らかにし、さらに当該技術の特許調査・分析を通して、マグネシウム二次電池の開発と蓄電池の大規模市場を作り上げるためには、政府・独立研究機関、自動車メーカー、電機メーカー、及び一般電気事業者が、国家戦略規模で連携しながら推進していくことで、我が国が地球環境に優しい低炭素社会を牽引できることを述べている。
NPE に係わる知的財産問題と その対策に関する研究	村川 一雄	渡邊 葉子	産業の発達・科学技術の発展を目的とした特許制度も、その使われ方によっては産業の発達の阻害要因となり得る。問題視される事業体をこれまでは NPE の権利濫用と考えられてきたが、近年 PAE として区分が試みられている。本稿では、NPE の中でも、産業発達への寄与度には差があると考えたことから、NPE と PAE を明確に分けるのではなく、業態によって段階的に評価することを検討し、同時に、権利行使の一つである金銭請求権に段階的な制限を設けることを検討したものである。
電子製品企業のグローバル知的財産戦略についての研究 一台湾ホンハイ（鴻海精密）を中心に	村川 一雄	呂 俊霖	本研究では、台湾電子製品産業の発展とその現状、鴻海精密の知的財産戦略、日台の電子製品産業の企業のグローバル知的財産戦略の比較、相互比較することによって相互作用を高めるために向けた提言を図ることを狙う。その際、技術提携や業務提携の促進など新たな提言を図

			ることを狙う。その諸問題を把握して解決するため、本研究では、鴻海がシャープを買収することを研究対象とし、鴻海がシャープを傘下に収めた前後の特許網を明らかにする。加えて、鴻海現在の知的財産戦略を把握し、シャープを買収後に鴻海があるべき知的財産戦略を提言することを狙う。
日本版フェアユースの導入について	高橋 寛	金 潤義	限定列挙による我が国著作権法の権利制限規定に関し、近年の法改正及び裁判例を分析するとともに、フェア・ユースの成立を認めた米国判例及び権利制限の一般規定を導入した韓国の立法例を踏まえつつ、我が国著作権法に権利制限の一般規定（米国に倣った4要素に、ベルヌ条約に準拠したスリーステップテストなどを付加したものを）を導入すべき旨提言する。
中国における私的複製補償金制度の導入に関する検討	高橋 寛	李 思明	私的複製補償金制度に関し、欧米及び我が国の状況を分析するとともに、技術的手段の動向も踏まえつつ、中国に同制度を導入すべき旨、徴収対象、支払義務者、運用主体、徴収額、分配等のあり方を含め、具体的に提言する。
特許存続期間延長の審査基準改訂に伴う医薬品特許戦略 -先発企業 vs ジェネリック企業-	箱田 聖二	藤原洋一	医薬品の特許は様々な形で総合的に保護を受けており、すべては特許期間存続延長の申請対象になる特許である。これらの特許出願をどのタイミングで行うかを含む先発企業における特許の Life Cycle Management は非常に重要な企業課題となっている。一方、ジェネリック企業は先発企業の LCM を理解したうえで、その権利範囲に入らないような医薬品の開発が必要となってくる。昨今、医療経済に係る医療費の圧迫により、ジェネリック医薬品の普及が国により推奨されている。平成 26 年の特許期間延長制度の審査基準の改訂及び東京地裁の関連裁判判旨から、先発企業の LCM 及びジェネリック企業の医薬特許戦略についてまとめる。
知財戦略の産業間比較 ～IoT 時代への備え～	矢作 嘉章	横亜桜衣	IoT(Internet of Things) は、インターネットを介してモノ・サービスづくりをより効率的にして価値を高めるので、ビジネス成功の鍵とみなされている。その IoT の実用化に向けた産業ごとの取り組みを IP の出願状況等から探る。具体的には、IoT を構成する技術の出願数の増加傾向から、プロセッサが今後の重要な技術であることが確認できた。その際に自動車、電機、素材および医薬の産業間の出願数と売上高の関係において、業績の良い企

			業群は出願数の割に売上高が高い傾向にあることから、今後も効率的な出願等の研究開発投資が不可欠になると予想する。
大学等における知的資産を有効活用した産学連携ーライフサイエンス分野に着目してー	矢作 嘉章	大屋知子	我が国では、各大学の保有する知的財産や研究・人的リソース等が以下のように戦略的に活用できていない。「日本の大学の実施料収入は米国と異なり特許登録件数と相関していない」、「日本の大学ではライフサイエンス分野の実施許諾料は全体の3分の1強で一番多いが、1件あたりの実施許諾料は他の技術分野と同等」等。そこで現状等を踏まえて、同分野での産学連携の非効率性を解消するための学内体制整備、知的財産評価指標の見直し等の方策を次のように提案する。「実施料収入は共同研究費と相関があるので出願前の共同研究企業探索が有効」、「大学と企業の間共同出願率は約3分の2を占めるため、製品開発段階からの連携を増加させる」等。
ソフトウェア分野における実施可能要件の国際比較研究	杉浦 淳	チン イテイ (陳 怡婷)	複数の国へ特許出願する場合には第一出願国で作成された明細書等は他の出願国への明細書等に強く影響を与え、明細書及び図面にどの程度に発明の技術的特徴を開示すべきなのかは、実施可能要件などの記載要件の求められるところによって判断される。本稿は、第一出願国のソフトウェア分野の発明に係る明細書等が全ての出願国における実施可能要件を満たせるようにするために、本稿は本要件について、日本・中国・米国・台湾の特許法条文及び審査基準の規定を比較し、具体的な案件を基礎として実務上の取り扱いを比較し、この検討結果から明細書作成時の注意点リストを導いた。
パロディ保護に関する考察	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	パロディは大衆文化の発展に重要な役割を有することから、我が国の著作権法において、パロディの利用の拡大を認容するための様々な理論が提唱されている。翻案による解釈論は、ドイツ法の内的距離論の考えを用いて、パロディが翻案権の侵害にならないと解釈する。引用による解釈論は、パロディ・モンタージュ事件で示された引用の要件に基づきパロディを許容することも可能と解釈する。本稿では、これらの解釈論に加え、パロディ本来の求める自由な表現の確保を正面から取り上げたフランスのパロディ規定を我が国に導入する提案も検討している。以上の様々な理論を参考にしながら、新しいパロディ文化を積極的に保護するための対応を考察した。

環境技術の途上国への技術移転と知的財産権に関する研究	西岡 泉	知的財産研究科修士	本論文の目的は先進国から途上国への環境技術の技術移転について、知的財産の観点から研究し、国際条約の枠組を提言することである。まず、途上国6か国の経済成長度と環境技術の特許出願数の調査を手がかりに、技術移転のための課題を抽出した。その中で、世界的に拡張可能なルールであること、途上国に既に存在する環境技術に関する特許の取り扱い方法を決めること、その国の経済成長の度合いと環境技術の開発状況に見合った技術移転方法であることという課題について、既存の技術移転の方法では解決できない。そのため、WIPOの下部組織に世界環境問題解決枠組条約の運営組織体を設置し、7つの基本理念を「憲章」にまとめることを提言した。
地域ブランドを保護するための法制度と農林水産業における活用	内藤 浩樹	知的財産研究科修士	貿易自由化の進行が見込まれる中で、日本が国際競争に打ち勝つには、技術特許の分野だけでなく、高付加価値品のブランド保護などにより、できるだけ多くの人々が知的財産の活用に参加することが求められる。本稿は、特に貿易自由化の影響が見込まれる日本国内の農林水産業の従事者を対象として、「地域団体商標制度」や「地理的表示の保護制度」を中心に、地方の特産品の付加価値を高めるための法体系を研究の題材として取り上げ、また今後の国内の農林水産業を保護するための地域ブランドを活用した戦略についてJA（農業協同組合）を例に取り、考察を行ったものである。
知的財産権制度による先住民文化の保護	松井 章浩	知的財産研究科修士	伝統的知識の保護に関しては、伝統的知識を利用する側である先進国と先住民が居住する途上国の間で意見の対立が生じており、未だに国際的な制度設立の兆しは見えない。本稿の目的は、この現状を踏まえて、既存の知的財産制度を利用することにより、第三者による伝統的知識の不正使用を防ぎ、その活用で利益を得ることで途上国が経済的な自立を果たすことができる仕組みを考察することであり、そのために、諸外国における伝統的知識の保護形式、裁判や権利登録の事例を検討した。その結果、最も伝統的知識の保護に適しており、かつ先住民の実情に合った取り組みは、公的機関が証明商標の所有者となり、運営していく形式であるとの結論を得た。
偽造医薬品対策としての知的財産法の意義と限界	松井 章浩	知的財産研究科修士	本稿では、偽造医薬品の脅威が世界的に増大するという状況とその対策の全体像を踏まえ、偽造医薬品対策としての知的財産法の意義と限界を研究した。まず、医薬品

			<p>の包装、錠剤の形状など、医薬品の外面に着目し、知的財産権侵害品として偽造医薬品の輸入や流通を阻止する方法が効果的であり、関税法に基づく税関による水際取締りという手段が重要であることを明らかにした。また、偽造医薬品の流通を阻止する場合に最も利用される手段となる商標権について、民事救済の事例をもとに、商標の自他商品識別性、商標の機能性がどのように判断されるかを明らかにした。さらに、製薬企業の取り組みや国際協力について検討した。</p>
職務発明における外国特許権の日本法適用について	杉浦 淳	知的財産研究科修了生	<p>2016年の特許法35条改正により、職務発明に関する特許を受ける権利を原始的に法人帰属することが可能となるが、外国の特許を受ける権利については依然として問題となる。本研究では、日立製作所事件と学説を分析し、グローバル化が進む今日の日本企業への提言を試みた。外国特許を受ける権利の相当対価請求権の有無及び金額に関する準拠法決定の問題については、外国での特許を受ける権利の扱いは各企業における使用者と従業者間の契約に委ねられることを原則として、我が国の特許法を類推適用し得ると考えられる。加えて、使用者と従業者間の契約に関して譲渡証書を作成し、職務発明について従業者からの意見聴取の機会を設けることが重要である。</p>

2015年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
企業類型による知的財産戦略-SPM分野について	才川 伸二郎	鄭 然太	<p>SPM分野を一例として、企業の類型による知的財産戦略に関して研究した。マーケットシェア、特許ポートフォリオ分析結果に基づいて、SPMメーカーを、大型会社、特許力が強い中小会社、特許力が弱い中小会社に分類した。競合会社同士に構成一課題バブルチャートを重ねて、会社の弱み・強み分野を把握する方法を提案し、大型会社に対しては、自社の弱み分野を補充するため、その弱み分野に強みがある中小会社とのライセンス・技術提携を提案した。特許力が弱い中小会社に対しては、今後特許侵害の問題が発生する場合に備え、自社の優位な</p>

			技術分野を伸ばす観点の提示、および交渉手段として活用可能な技術分野を提示した知財戦略を提案した。
燃料電池自動車分野における技術動向及び知的財産戦略に関する研究	村川 一雄	劉 威	本研究は、将来の水素社会の到来を睨み、燃料自動車分野における技術動向とその知的財産戦略に関する研究に関するものである。本研究では、燃料電池及び水素生成に関する技術動向を調査し、あわせて、トヨタ社やホンダ社などを対象に、その知的財産戦略を明らかにし、特に特許オープン戦略について詳細に分析している。あわせて、主要自動車や水素製造関連各社の燃料電池分野の特許出願傾向を分析し、各社の知的財産戦略の比較研究を行っている。さらに、燃料電池自動車分野に参入を考えている企業（中小企業や独立研究機関など）が、今後取組むべき開発対象や取るべき知的財産戦略などについて提言を行っている。
実演家の録音権	大塚 理彦	藤丘 和希	本論文では、現状の音楽業界における問題点である実演家の意に反するベスト盤 CD の販売に係る問題点を解決する為の解決案を提案する。 近年、スピッツらが自身の意に反するベスト盤 CD の販売に対して不買運動を呼びかけたことが問題となっている。CD を介して聴衆は実演家に対して何らかのイメージを持つことになる。実演家の意に反するベスト盤 CD が販売された場合、実演家のイメージ戦略に不測の事態を与える。 しかし、現状、実演家の意に反するベスト盤 CD の販売が行われている。これは音楽業界の構造により、実演家の録音権が譲渡されていることに起因する。 上記の問題を解決するために、本論文において解決案を提案した。
中国民間企業と知的財産権取得活動との関係	内藤 浩樹	呉 芳	急速に発展する中国民間企業の業績と知的財産権の取得状況との関係を明らかにするために、中国における上位の製造企業を分野別に調査分析を行った。結論として、急速に発展する中国においては、企業の業績と特許件数との間に明確な相関は見られないことが判明した。一方、現地での創意工夫が企業競争力に繋がる機械分野の実用新案件数にだけ、相関が見られることがわかった。 また、各省の補助金と知的財産の出願件数との間にも明確な相関は見られず、中国の民間企業の現状は、特許権の優位性によって、その業績が拡大している訳ではなく、

			外国企業の基本技術を活用している段階であることが推察される。
技術ライセンスの独占禁止法上の取り扱いに関する考察 -クローズ・オープン戦略の法的対応-	岡本 清秀	山脇 佑介	戦後、日本の産業は奇跡的な復興を遂げ、その技術力は欧米諸国を凌駕するまでに至った。特に電機業界においては、技術導入を受けた米国企業を追いやり、世界シェアのトップを得た。しかし、90年代からの20年は「失われた20年」と呼ばれ、その成長は頭打ちとなり、衰退を迎えつつある。本稿では日本の産業衰退の原因を分析し、その対策として新たな産業転換下における知財戦略を示唆する。具体的にはクローズ・オープン戦略を用いた新たな枠組みでの技術・事業戦略の仮想モデルをシミュレーションし、同戦略実行に伴う日本、米国、中国における技術ライセンスを規制する独占禁止法の観点からの法的リスクと対応について提言する。
権利制限規定の拡充	高橋 寛	山下 大輔	限定列挙による我が国著作権法の権利制限規定に関し、近年の法改正及び裁判例を分析して、解釈論による対応では限界があることを指摘するとともに、検索エンジン、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリング、パロディ等についてフェアユースの成立を認めた米国裁判例と対比し、その結果、30条から49条までの個別権利制限規定に該当しない場合に補完的に適用され得る「受け皿」型の一般的権利制限規定（米国フェアユースに倣った4要素により総合判断する）を導入すべき旨提言する。これにより、法的安定性・予測可能性を確保しつつ、技術革新等にも柔軟に対応できるものとする。
契約における音楽著作権の取扱いについて	高橋 寛	藤木 綾野	音楽著作権の譲渡等に関する契約をめぐる裁判例等を分析し、これらを踏まえつつ、次のような立法（著作権法改正）提言を行う。①著作者人格権につき不行使特約の有効性を明確にするるとともに、放棄を認めて登録制度を導入する。②著作権譲渡後に創設された権利につき適正な対価を分配することとし、分配のための協議を義務づける。③ドイツ法に倣い、未知の利用方法にかかわる権利譲渡契約は書面によることとしつつ、書面によらない場合は譲渡人が一定の取消権を行使しうることにする。
“上場企業と非上場企業の経営に違いはあるのか”～非上場企業が上場しない理由～	才川 伸二郎	井上 恵仁	現在日本には約400万社の企業が存在し、そのうち上場企業は約3500社存在している。上場するには厳しい条件がある中、上場できるのにあえて上場しないという選択している企業も存在する。その企業はなぜ上場し

			ないのか。その理由は何なのか。100 円ショップ、大手ゼネコン、家電量販店、TV 通販、種苗、調理家電、産業機械、切り餅、ホテルなど多岐にわたる業界の上場・非上場企業を比較した。その結果、非上場企業は規模の割に少ない資本金で多くの人を雇い、売上はそれほど高くないが利益は多く稼ぐ経営効率のよい経営をしている傾向があることがわかった。知的財産の観点からはコア技術への“選択”と“集中”という傾向が見られた。
著作権の間接侵害についての利用主体性の判断指標 ～クラウドサービスへの適応可能性～	三浦 武範	榎原 智洋	著作権間接侵害の利用主体性の判断について、これまでの最高裁判決等で示された「カラオケ法理」などの司法での判断を整理し、さらに「判断の手順」、および「判断の基準」を示した。これによって、インターネットを用いたクラウドサービス提供者の間接侵害の成立可否をクラウドサービス類型毎に明確にし、これからのクラウドサービス利用の可能性を検討した。
職務発明制度改正によって会社の従業員と会社の間で紛争はなくなるのか	小林 昭寛	足立 剛	大正 10 年に特許法が改正され、職務発明における特許を受ける権利は従業者に原始的に帰属するものとされた。それから 90 年以上が経過した平成になって、特許法 35 条の「相当の対価」の額を巡って、会社の研究者が会社を相手に高額訴訟を提起する事案が相次ぐなど産業界を震撼させた。この状態は平成 16 改正によって一応鎮静化したが、産業界からは依然として運用負担の重さや紛争の可能性についての批判が根強く、平成 27 年改正に至った。本論文では、法改正の経緯や判例を調査し、平成 27 年改正によって会社の従業員と会社の間で紛争はなくなるのかについて検討した。その結果、紛争が減るかどうかは不透明であるという結論に至った。
特許の有効性判断の変遷と改正の意義についての考察	小林 昭寛	嶋田 誠一	特許法は、権利付与後に発行される特許掲載公報発行日から 6 ヶ月以内に広く第三者に特許の見直しを求める機会を付与する異議申立制度を設けている。この制度は、特許に瑕疵があると判明した場合、その瑕疵を是正若しくは当該特許を取り消すことで、権利の早期安定化を図ることを目的としている。異議申立制度は、平成 15 年改正による無効審判制度との統合を理由にいったん廃止されたが、平成 26 年改正により復活した。ところが、統合当時の制度と再導入後の制度とでは、内容に大きな差は見受けられない。本稿では、制度改正の変遷を辿り、諸

			外国における有効性について争う制度を参考に、改正の意義について検討する。
意匠制度における GUI 画像デザインの保護についての考察～「物品との一体性」及び「操作・機能性」を中心に～	小林 昭寛	羅 魏	デジタル社会の発展及び産業界のニーズの増大に伴い、従来主に特許法や著作権法によっていた GUI 画像デザインの法的保護が意匠法に移行しつつある。中国及び日本の意匠法の実務で主な問題となったのは、「物品との一体性」及び「操作・機能性」の要件である。本研究では、国際調和及び国際競争力の観点から、中・日・米・欧・韓の関連制度の変遷及び現状に関し、この2つの要件を中心に資料調査・対比分析を行った。これにより、日本及び中国の意匠法における GUI 画像デザイン保護制度を見直すことができた。さらに、日本及び中国の国情及び法制度をもとに、両国の現行の意匠法の今後の改正の方向性について提言した。
特許権と商標権の国際的消尽における日中比較研究	松井 章浩	張 若暁	経済のグローバル化が一層進むなか、並行輸入問題は拡大している。自動車や家電製品のように、一つの商品に複数の知的財産権が存在し、権利が複合している商品については、権利関係が非常に錯綜することになる。本稿では、特許権の国際消尽について、BBS 事件を振り返り、最高裁判決の射程と残された問題を示した。また、中国専利法 69 条 1 項を素材として、中国における法改正へ向けた議論を分析し、日本と異なる立場をとった理由を明らかにした。さらに、日中における商標権の国際消尽に関する判例の検討を踏まえ、特許権と商標権が複合する商品の国際消尽を考察し、産業政策などの観点も考慮し、国際消尽の適切な法的枠組みを提示した。
同人活動におけるキャラクターの二次創作を促進する契約システムの提言	松井 章浩	劉 司晨	本論文は、同人活動におけるキャラクターの二次創作を促進する契約システムを提言しようとするものである。クールジャパン政策をはじめ、日本のコンテンツの国際展開が重要視されているなか、日本の現行法では、著作権、商標権、意匠権、不正競争のいずれの観点からも、キャラクターの創作者と二次創作を行う者の両者が納得しうる解決法を見いだせずにいる。本論文は、現行法の限界、キャラクター権や「版權」という主張の限界を明らかにしたうえで、コンテンツ流通をめぐる現行法の限界を解決しようとして提案されているクリエイティブコモンズ、コピーマートといった他の取り組みも具体的に検討し、新たな契約システムを提言した。

模倣品対策に対する提言	西岡 泉	大崎 千菜	日本企業は模倣品対策として、知的財産権を取得している。しかし国外で実際に効果のあった模倣品対策とは、模倣品発見後の行政機関への取締申請を最も多く挙げている。現状の模倣品対策は事後対策であり、模倣品を未然に防ぐ対策が必要である。まず、世界中に模倣品を流通させている中国での模倣品の実態を把握した。中国での課題を解決し、さらには模倣を予防し、模倣されても確実に排除できる対策を、知的財産権活用の点から提言する。しかし、模倣品を購入する人々がいる限り模倣品問題は解決しない。そこで本研究は、新興国の消費者に向けた、「安くて品質も良い真正品」を提案し、新興国側と先進国側双方に利益のある模倣品対策も提言する。
新興国における知的財産の保護と活用について	村川 一雄	森長 俊介	発明を具現化したものの一つとして、医薬品がある。医薬品には莫大な研究開発費が必要であり、さらに、臨床試験なども必要であることから、医薬品を市場に出すには 100～500 億円以上のもの投資が必要とされており、その投資回収をするため、医薬品の価格は必然的に高くなる。この高額になった医薬品を購入できない貧困層のための解決手段として特許の強制実施権制度が採用されている。昨今本制度は新興国に多く申請されており、その際特に大きな話題となったのが今回紹介するナトコ社の事例である。本論文ではその判例、根拠となる国際条約に目をむけ考察、将来的にどのように対応するべきかの提言をする。
同一性保持権の研究 - 法制史を中心として -	大塚 理彦	郷 菜摘	日本の同一性保持権は現行法のような権利となったのかについて関心を持ったため、本研究を行うこととした。まず日本の現行著作権（昭和 45 年（1970 年）5 月 6 日法律第 48 号、以下「現行法」という。）について調べてみた。現行法は旧著作権法（明治 32 年（1899 年）3 月 4 日法律第 39 号、以下「旧法」という。）を全面改正して制定された法律であるため、更に旧法についても調べてみた。調べてみたことをまとめ、現行法と旧法の比較をすると、その結果、現行法と旧法とでは、実質的に同一とっていいほどの権利内容であるとの結論となった。歴史的背景も参考にしつつ、なぜ現行法のような権利となったのかについて私見を述べている。

知的財産権の行使に関する不正競争防止法2条1項15号の考察-裁判例の変遷と「総合判断説」の再検討	大塚 理彦	矢ヶ崎 郁雄	不正競争防止法2条1項15号の趣旨は、信用毀損行為の放置による信用の維持・形成意欲の減退防止にある。従来、権利行使前に通常考慮すべき要件の充足性で過失の違法性を阻却する、過失論で15号該当性が判断された。平成10年代に、諸般の事情を総合的に判断して違法性を阻却する、総合判断説が採用された。同説は、妥当性高い判決を下し得る一方、判断基準が明確でなく、判決の予測可能性を低下させ、信用毀損行為の放置を招き得る。本稿では、違法性阻却判断の際、まず過失論を判断し、これを覆す事情の有無を総合的に判断するという判断の修正を試みた。これは、判決の予測可能性を向上させ、かつ妥当性の高い判決を下し得ると考える。
中小企業と知的財産権との関係	内藤 浩樹	小沼 良平	特許庁による中小企業の知的財産活動の支援策については、その立案根拠となるべき中小企業の実態調査が十分でないようにもみえる。そこで、本論文では中小企業の知的財産権に関する実態、特に特許権の取得実態について企業データベースと特許データベースを用いて調査を行った。売上高と5年間に取得した特許件数とを近畿地区に所在する製造業の中小企業221社を対象に調査したところ、売上高が一定の閾値を超えると特許取得活動が活発化することを確認した。さらにこの閾値が売上高50億円程度であることも見出した。そのうえで異なる3つの観点で考察し、閾値前後で企業の内的及び外的環境が大きく変化しているとの結論を得た。
アミューズメント業界と特許戦略	箱田 聖二	中村 祐太	アミューズメント業界では、紛争回避、効率的なライセンスフィーの分配の目的でパテントプールを使用している。筆者は、このパテントプールを利用している業界各社がどのような特許戦略を構築しているのか研究を行った。アミューズメント業界の中でも特許出願数が1及び2位の会社に着目し、両社を①出願件数 ②特許資産価値 ③特許の質 ④最新技術の出願動向 の4点から特許戦略を考察した。その結果、株式会社 SANKYO の特許戦略は高い研究開発能力及び、安定した研究開発活動を基盤とし、多数の特許出願件数を持続的に確保するとともに、最新の技術を迅速に出願し、高い特許査定率で権利化しているとの結論に至った。

中堅企業における大企業との共同研究開発契約の起案・締結に関する一考察	矢作 嘉章	石川 貴敏	
匠の技の価値向上に関する知財からのアプローチ ～伝統工芸に携わる職人の制作ノウハウの保護、活用～	矢作 嘉章	鈴木 祥太	現在、日本の産業を支えてきた「匠の技」による伝統工芸のモノづくりが淘汰さへようとしている。この現状に対応するために知的財産を活用することで、伝統工芸の生き残りと発展の方法を提案することがこの論文の目的である。そのため、まず日本の現状についての調査を行い、伝統工芸の実態調査や伝統工芸の保護に利用できる現行の法制度の確認、他国との比較として南アフリカにおける TK(伝統的知識)の保護・活用する方法とそのために行われた法改正の経緯の紹介を行う。そして、それらの調査から判明した現行制度の問題点を分析し、登録要件の緩和を主とした知的財産法の改善方法について提案を行った。

2014 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
欧州における知的財産侵害訴訟の国際裁判管轄に関する判例動向	小林 昭寛	藤木 玲奈	近年企業の経済活動のグローバル化が促進するに伴い、国際的な知的財産訴訟が増加している。国際的な訴訟において問題となるのが、国際裁判管轄の判断である。日本企業の主な特許登録国の一つである欧州では、ブリュッセル条約（現在は、ブリュッセル I 規則）によって裁判管轄が判断されており、また欧州の法制度及び欧州特許条約の性質によりクロスボーダー・インジャンクションについて盛んに議論されている。本研究では、現在特許制度改革が行われている欧州域内において、クロスボーダー・インジャンクションに関する裁判所の判断について研究するとともに、今後のクロスボーダー訴訟の動向について検討する。
不正競争防止法における営業秘密の秘密管理性について ～秘密管理性の範囲明確化～	大塚 理彦	大江 史佳	近年、営業秘密が流出する事件が相次いでいるが、原因の1つとして、秘密管理性の範囲が不明確だからであると考察する。本論文は、営業秘密の要件である秘密管理性について争われた厳格期以降の裁判例を分析、検討し、秘密管理性を明確にする条文を立法することを試みた。

			具体的には、ルールとスタンダード理論によるスタンダード形式で、秘密管理性要件の1つである客観的認識可能性に沿った条文を立法することを試みた。結論として、分析、検討した裁判例における裁判所の判断は13種類に分けることができると考察し、当該13種類の判断の中から「管理場所・保管場所」、「情報の処理状況」について立法案を挙げた。
不正競争防止法における現状と営業秘密保護に向けた課題に課する研究	大塚 理彦	藤田 優作	企業戦略を考えていく上で適切な知的財産戦略の活用は欠かせない。特にオープン・クローズ戦略を支える営業秘密は近年重要性を増してきている。だが大型の営業秘密流出事件が相次ぎ、そこで経済産業省組織下の産業構造審議会が営業秘密保護の見直しの動きが出てきた。営業秘密管理指針の改訂や抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済を図る民事規定の整備などである。本稿では、不正競争防止法での問題点を整理したうえで、審議会での議事内容を取りまとめ、議事内容である法改正案についての検討を行うことで、望ましい営業秘密保護法制の実現に向けた提言を行った。
不正競争防止法における営業秘密の秘密管理性について - 情報の種類に応じた秘密管理のあり方 -	大塚 理彦	福島 健人	近年、最先端技術及び顧客情報等の営業秘密の重要性が増大している。その一方、技術情報等の営業秘密を他社に不正に取得、使用、開示されてしまうことが深刻な問題となっている。経済産業省により作成された営業秘密管理指針では、緩和期、厳格期、揺り戻し期での複数の裁判例から営業秘密について肯定的又は否定的な判断要素を抽出し、具体的に列挙している。しかしながら、指針では、営業情報と技術情報とを区別することなく多数の管理方法を紹介しているにすぎない。本論文では、営業秘密管理指針が有する課題、秘密管理性の要件及び企業の実際の営業秘密の管理方法のあり方について、営業情報と技術情報との性質の違いを考慮しつつ検討する。
営業秘密における有用性の判断基準に関する研究	大塚 理彦	知的財産研究科修了生	近年、営業秘密の保護強化が叫ばれるなか、立証負担の軽減や厳罰化など種々の検討がなされている。本稿では、保護対象拡大の観点から営業秘密の保護強化を検討することとし、営業秘密3要件のうち「有用性」について、従来の裁判例における判断基準を調査した。その結果、技術情報の「有用性」は特許発明における進歩性の判断基準に準じて判断される傾向が見受けられたため、その是非について特許法との対比を中心に検討し、妥当でな

			いと結論を導いた上で、保護対象を拡大するべく、「有用性」の要件によって保護対象から排除される情報を公序良俗・社会通念上の信義に反する情報のみとする不正競争防止法2条6項の法改正案を提言した。
特許と商標における消尽論-知的財産契約における留意点について	岡本 清秀	井戸家 ゆかり	権利者ではなく、実施又は使用を許諾された者が実施、使用した製品はどのような形で消尽されるのか。権利者以外の者によって特許、商標製品が海外で流通する場合に重要になるのが、権利者と実施又は使用の許諾を受ける者との間で結ばれる契約である。日本企業が海外企業と取引をする場合、海外で事業を行う場合に、特許、商標製品を流通させる際のリスクをどのように回避すべきか、基本となる国内取引における消尽を踏まえたうえで、「BBS事件」以降の日本の特許、商標の判例について概観し、日本、米国、ドイツ、中国の特許及び商標法の観点から、契約を結ぶ際の留意点について検討した。
営業秘密保護法制の秘密管理性における人的管理—競争避止義務契約の在り方について	岡本 清秀	大原 純子	人材の流動化が企業の中核的な営業秘密を扱う立場の者にも及ぶようになった現在、退職者も含めた人的管理が必要である。営業秘密の要件たる秘密管理性確保のため、人的管理の一手法である退職者への競争避止義務契約につき判例を調査・分析し、経済産業省の企業調査も踏まえて活用の余地を考察した。裁判例では、該契約の有効性につき契約全体として競争避止義務の設定範囲が限定的で従業員等の職業選択の自由を過度に制約しない限度であることを要するとするが、この基準に合致する企業は殆ど無い。該契約の意義と問題点を理解し、適切に導入することで不正行為の心理的抑止と立証の容易化を図るべきであるとの提言を行う。
技術ライセンス契約における競争法の比較-日・米・欧・中の比較	岡本 清秀	知的財産研究科修士	近年、多くの日本企業は海外進出を行い、グローバル展開を行っている。その手段としてライセンス契約は近年盛んに行われており、特に国際ライセンス契約の場合には各国の法律に対応した契約を行う必要がある。多くの国では自由なライセンス契約を認め、円滑な取引を目的とするため独占禁止法や競争法として不当な取引を制限しているが、その競争法の制限内容は各国で異なる法体系を設けているため、ライセンスを行う際は留意していく必要がある。そこで、本論文では各国の制限条項についてそれぞれ分析し、各国比較を行う。また、各国の競

			争法において他国と解釈がことなる箇所について提言する。
知的財産侵害物品の水際規制 - 制度を活用するための提言 -	才川 伸二郎	知的財産研究科修了生	本研究では、海外から輸入される知的財産侵害物品が増加している現状に鑑み、税関での輸入差止について実態とその効果を調査し、一方で水際規制のための制度、手続を調べ課題を抽出した。輸入差止の申立件数が少ないことに着目して、不正競争防止法を活用すること、および輸入差止が効果的であることの認知度を高める啓蒙や広報活動について提言をまとめた。
中国の中小企業の知的財産戦略の実態と分析 - 知的財産保護の支援策について -	才川 伸二郎	周 継文	本研究ではまず世界知的所有権機関（WIPO）の中小企業支援施策と日本の支援策を検討する。そして、SWOTの分析手法を用いて、中小企業における知的財産を活用するための戦略を提案した。次に、中国の中小企業の事業戦略として、自主的技術革新戦略と改良応用技術開発戦略があること、及びそれぞれの知的財産の活用方法を述べた。最後に、日本と中国の中小企業への知的財産保護支援策（制度、仕組み、運用、民間活用、人材育成）について比較検討し、中国の中小企業の育成発展において重要な側面である知的財産保護の支援のあり方について実効性の高い支援策を提言した。
米国フェア・ユースを参考にした権利制限規定(平成 24 年改正)の調和的解釈	高橋 寛	知的財産研究科修了生	いわゆる日本版フェア・ユース規定導入に関する検討の結果、2011 年 1 月「文化審議会著作権分科会報告書」で提案された ABC 類型に基づき、平成 24 (2012) 年著作権法改正で新設された 30 条の 2、30 条の 3、30 条の 4 及び 47 条の 9 につき、米国著作権法 107 条（フェア・ユース）の 4 要素及び関連米国裁判例等を参考にしつつ、これらの規定をより柔軟・広範かつ調和的に解釈・適用すべき旨提言した。
著作権法第 32 条第 1 項を用いた一般条項的運用の考察	高橋 寛	知的財産研究科修了生	いわゆる日本版フェア・ユース規定導入に関する検討の結果、2011 年 1 月「文化審議会著作権分科会報告書」で提案された ABC 類型に基づき、平成 24 (2012) 年著作権法改正で新設された 30 条の 2、30 条の 3、30 条の 4 及び 47 条の 9 につき、米国著作権法 107 条（フェア・ユース）の 4 要素及び関連米国裁判例等を参考にしつつ、これらの規定をより柔軟・広範かつ調和的に解釈・適用すべき旨提言した。

データベースの著作権保護に関する研究	高橋 寛	知的財産研究科修士	データベースの著作権保護に関し、我が国における立法経緯・趣旨、裁判例、学説等を踏まえつつ総合的に研究した。その結果、最低限、「情報の選択」又は「体系的な構成」において「他に類するものが存在しない」場合には、創作性が認められ、また、これを満たさない場合であっても、「検索の効率性」の観点から、ありふれたものではない何らかの工夫を「体系的な構成」に加えているときは、創作性が認められ得るとの結論を得た。さらに、「作成に費やされる投資」保護のあり方についても検討し、その結果、現状においては、一般不法行為に基づく損害賠償を活用すべきとの結論を得た。
新しいタイプの商標制度に関する研究と提言	西岡 泉	知的財産研究科修士	2014年5月14日に改正商標法が公布され、音や動き等の新しいタイプの商標制度が導入が決定した。当制度は既に諸外国で導入されており、数多くの著名な企業が制度を活用し、権利を取得している。本論の目的は、我が国で初めてとなる新しいタイプの商標制度が有効に活用されるための提言を行うことである。新制度が有効に活用されるには、新制度を全国に浸透させるべきであり、地方経済産業局等の機関の啓蒙・推進活動が有効である。企業においては、新しいタイプの商標を組み込む製品デザインの考案や、使用による自他商品識別力の獲得を目指し、知財戦略と販売戦略のリンクを図るべきではないか、ということが本論の提言である。
環境技術の普及における知的財産権の活用に関する研究 - 発展途上国への環境技術の普及の観点から -	西岡 泉	岡本 由希	近年問題視されている環境問題の対策として活用される技術、それが環境技術である。最近では、Co2削減にむけての研究開発が求められている。コペンハーゲンで開催された気候変動に関する国際連合枠組み条約では、「2013年以降の温暖化ガス削減目標」が最大の焦点となり、温室効果ガスの排出を削減するには、先進国だけでなく、発展途上国も等しく参加すべきであるとされた。しかし、発展途上国は、環境技術について知的財産を技術移転の障壁にさせないための柔軟性を拡大すべきであるといった主張をした。本研究は、環境技術の普及における知的財産権の活用について、発展途上国への環境技術の普及の観点から考察し、提言するものである。
不明	西岡 泉	藤元 駿祐	スポーツ用具は、多様な技術で支えられている。代表的なスポーツ用品メーカーからアシックス、ミズノ、アディダス、ナイキを選び4社の比較を行った。その結果、

			アシックス・ミズノが売上を伸ばすことができていない一方で、アディダス・ナイキが売上を伸ばしている要因の1つは「新分野」であるということがわかった。その「新分野」を「既存の売上品目の中には分類しきれない分野であって、IT（情報技術）と組み合わせられたスポーツ関連技術等に関する新しい試み」と定義した。アシックス、ミズノがアディダス、ナイキに負けない企業になるためには、「新分野」の技術革新とマーケティング活動を連動させる必要があると提言するものである。
トレードドレスの日本における保護	箱田 聖二	三垣 光世	トレードドレスは諸外国では保護されているが、日本にはそのような制度がなく、平成 27 年施行予定の改正商標法では、トレードドレスを保護対象にすることは検討事項となった。しかし、トレードドレスにあたると思われるものについての訴訟や、店舗外観を立体商標として登録している例が日本にあることから、トレードドレスの保護のニーズがあると思われる。そこで、米中欧のトレードドレスの保護の実情を見たのち、日本での保護をどのようにすべきか検討した。その結果、従来からある「立体商標」や、新たに保護対象となった「色彩のみからなる商標」、「位置商標」を組合せることでトレードドレスの保護が可能ではないかとの結論に至った。
独占的通常実施権の差止請求権	箱田 聖二	山口 虹矢	日本での主な実施権は、通常実施権と専用実施権である。また、通常実施権の契約において、実施権者以外に実施しないことを条件として交わされる独占的通常実施権が実務上存在し、専用実施権よりも利用されている。しかし、独占的通常実施権に差止請求権が存在しないことは当然であるが、許諾者の持つ差止請求権の代位行使については、判例においても肯定例と否定例に分かれており、明確な答えは見つからなかった。このことについて海外の実施権制度、契約制度と比較検討した。この比較検討により、日本の実施権制度が国際的なスタンダードとは異なり、実施権者よりも第三者に有利な制度になっているという結論を得ることができた。
クラウドセキュリティ技術分野の知的財産戦略に関する研究－NTT グループへのビジネス提言－	平松 幸男	有田 仁	本研究はクラウド・コンピューティングで重要なセキュリティ分野に着目し、NTT グループ中期経営戦略の目標達成に向けた提言を目的とした。これは Amazon.com、IBM、Microsoft との 4 社比較分析を通じ、日本クラウドセキュリティアライアンス等の標準化関連団体へのフィ

			ールド調査を含む、四位一体（知財戦略、標準化戦略、研究開発戦略、事業戦略）の考察に基づくものである。研究の結果、本分野では保有特許の多寡は必ずしも収益に寄与せず、第三者認証評価取得（社内標準策定）による利用者の信頼担保も有効であること、また通信事業者の強みを生かしたクラウドブローカーの役割が今後有望であることを示した。
第四次産業革命で想定される知的財産権の役割と課題への対応案	矢作 嘉章	楠本 幹男	モノづくりが歴史的な転換点を迎えている。次世代のモノづくりとして第四次産業革命と呼ばれる施策が、ドイツ、米国などにおいて戦略的に進められていて、既に具体的なモノづくりのネットワーキング、スマート工場の設置などがボーダレスに展開中である。このようなモノづくりの転換に伴う知的財産制度およびその運用（「マネジメント」）の変更への対応方法は明確に規定され、また把握されていない。第四次産業革命と呼ばれる（Industrie 4.0」1）を参考事例として、ボーダレスに行われる企業活動がどのような形態になっているか、起こり得る変革に対し知的財産制度と知的財産マネジメントに対する提言を考えた。
電気自動車の走行用モータに関する研究	山崎 攻	中村慎太郎	現在、EVをはじめとする走行用モータを搭載し、メイン駆動または補助的な駆動をモータがおこなう「次世代環境技術車両」の普及が進んでいる。本研究では、走行用モータの主流形式である「同期モータ」について、技術面、知財面、事業面からの三位一体の分析を行う。知財、事業分析では企業を4タイプ（完成車メーカー、自動車部品メーカー、電機メーカー、モータメーカー）に分類することで、業界別の開発動向や業界を越えた企業の繋がりなどを明らかにし、エレクトロニクス化が進む自動車業界の構造変化について考察をする。
予測できない効果を主張して進歩性を主張する反論の有効性～特に化学分野～	高島 喜一	河崎 有美	本論文では、出願人が発明の進歩性を主張する際に、①化学分野で効果の主張は有効か、②特許庁や裁判所では、効果の主張はどのように取り扱われているか、③効果を主張するために、明細書にはどのような記載をしておけばよいのかの3点について、裁判例をもとに考察しつつ、発明の効果の主張の有効性について検討した。その結果、化学分野であっても、有利な効果が参酌されて進歩性が認められる場合は多くはないが、予想される引用例と比較可能な客観的なデータ、又は、官能試験による実験結

			果ではなく数値によるデータを有利な効果として、できるだけ出願当初の明細書に記載しておき、それを主張することが有効であることが判明した。
進歩性判断における課題解決アプローチについて	高島 喜一	古 舒珊	各国における発明の進歩性判断において、発明の課題が重要視されつつある。本論文では、主要各国の判断基準や日本の判例を比較・分析したうえで、日本における課題の考え方と進歩性判断のアプローチのあり方について検討した。その結果、当該判断において、課題が大きな役割を果たすこと、当該課題は出願人の認識する課題に拘束されるべきではないこと、当該課題は主引用例に記載されている必要はないことを指摘した。また、日本における進歩性判断の手法は、EPO形式の課題解決アプローチに固定すべきことを提言した。その際、課題の過度の上位概念は慎むべきこと、後知恵で判断すべきでないことに留意すべきであることを併せて指摘した。
進歩性の判断基準の変遷について～審査基準と判例の分析～	高島 喜一	矢野 聡	特許を取得する上で最も重要な要件は、発明の進歩性である。進歩性の判断は、特許庁では審査基準に則って判断される。近年、特許査定率が大きく変化していることに疑問を抱き、その理由を審査基準と判例の変遷に沿って分析・検討した。その結果、平成12年以降には審査基準は改定されていないにもかかわらず上記変化が発生しており、進歩性有無の判断を安定して行うためには、証拠を基礎とした客観的かつ合理的な理論に基づいて当該判断を説明する必要がある、その判断は検証できるものでなくてはならない。しかし、その理論は出願人が実際に発明した過程とは全くの別物でも良いが、事後分析的な理論であってはならないとの結論に至った。
プロバイダの著作権侵害に対する責任について	田浪 和生	張 蔚聡	中国において、インターネットの普及は目覚ましく、そこにおけるプロバイダの法定義務に関する研究はいまだに不十分の状況である。著作権侵害に対する責任の制度構造について検討し、プロバイダをはじめ複数の行為者が著作権侵害の責任を問われる場合における日本の法理論を整理し、中国におけるプロバイダ責任について、中国の現行著作権法の現状を説明し、米国と日本の規定を比較した上で、中国におけるプロバイダの責任を検討するに際し、米国法におけるフェア・ユースのような包括かつ一般的な方法とセーフハーバー規定の様な具体的免

			責規定を導入し、最高人民法院の司法解釈を具体化する立法がより適切であるとの結論に達した。
電気自動車技術における研究開発状況と特許戦略の研究	田浪 和生	畠山 貴至	近年、温暖化対策や不安定な原油価格の影響を受けないために、自動車産業ではハイブリッドや電気自動車、燃料電池車など様々な次世代自動車の研究開発が行われ、また次世代自動車における自動車メーカーの経営戦略や特許戦略に注目が集まっている。年々激化する次世代自動車技術開発について、特に将来性があると考え「電気自動車」産業について、各社 PR 情報などの一般情報と、出願特許などの特許情報を元に、電気自動車に注力している日米欧の既存自動車メーカーと新興メーカーを対象として研究開発状況と特許戦略を分析し、考察した。

2013 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
職務発明制度のあり方についての考察	小林 昭寛	兼田 和恵	職務発明について、発明者と使用者等の相互の利益を保護し、組織内発明を促進するために、発明の権利は従業者に原始的に帰属するという前提の下で、無償の通常実施権を使用者等に与えている。平成 16 年改正により修正された特許法第 35 条は、従業者と使用者との間の対価を巡る争いを減少させることになると期待されていた。しかし、「相当の対価」の予見不可能性、企業自身の貢献度やリスク等の問題点が解決されていない。最近、再び職務発明制度の在り方が問われだし、法人帰属の声が企業関係者から挙がっている。本論文では、諸外国における職務発明制度や著作権法における職務著作の保護などを参考に今後の職務発明制度について考察する。
新型医薬品に対する延長登録制度の問題点	小林 昭寛	松元 寛幸	特許法は、医薬品等に係る分野における特許発明について、その実施に政令で定める処分を受ける必要がある場合に当該特許権の存続期間を延長する制度を設けている。当該制度について従来の運用では、「物」と「用途」が同一の医薬品に係る処分を基に二回目の延長登録ができないこととされていたが、従来は医薬品は「物」と「用途」によって特定できたため問題は生じていなかった。しかし、近年、「物」と「用途」だけで特定できないドラッグデリバリーシステムに係る医薬品が生まれ、従来の

			運用を用いると妥当でない事態が発生し審査基準が改訂されるに至った。本稿では、その経緯と改訂された現行審査基準によって生じる問題点を考察していく。
アジア主要国への技術移転に伴う法規制と対策	岡本 清秀	岡本 愛	近年アジアにおける経済状況は著しく進んでおり、中国を筆頭に ASEAN やその他アジア主要国が急速に成長している。そこで、日本企業はアジア主要国へと事業展開する市場を広げることで、国際競争力を高めようとしている。しかし、アジア主要国へ事業展開する際には各国で様々な法的障害が存在する。どのような法規制があるかを留意し、法的障害を回避するため、いかに対策するかが重要となる。本論文では日本企業から技術を移転し海外現地で生産する際の留意点に点に着目する。アジア主要国のうち、中国、インド、シンガポール、ベトナムを対象国とし、技術移転する際に関わる各国の法規制を調査し、それに対する留意点、対策を提言する。
不正競争防止法における営業秘密の民事的保護 －不正競争防止法4条および5条に基づく損害賠償額の算定について－	岡本 清秀	知的財産研究科修了生	我が国企業の産業競争力を維持するためには、競争財の一つである営業秘密の保護を強化する必要がある。営業秘密はその複雑な性質上、侵害行為の有無や経緯、損害との因果関係を立証することが極めて困難である。不正競争防止法4条の損害賠償責任規定および5条の損害額推定規定が設けられているが、これらに基づく訴訟制度が活用されるためには、企業の立場ではどのような方策により最大限損害を回復することが可能か、ならびに裁判所・立法の立場では我が国企業を支える重要な営業秘密を保護するために、被侵害者の立証負担軽減をどのように図るべきか、4条および5条の規定ならびに裁判例を分析、検討した上で提言を行う。
各国との商標ライセンスに関する法規制と注意点 －日本企業のための海外ライセンスマニュアル－	岡本 清秀	知的財産研究科修了生	近年、経済活動のグローバル化による国際的な取引の増加、企業の国際化等に伴い、国際的な取引を行う企業には、その規模に限らず、主要国、新興国における商標権の取得およびその商標を活用した戦略が必須である。 しかし、商標法は国が異なることによって法規制も異なるため、各国の法規制の特徴を知らず商標ライセンス契約を締結するのは極めて危険である。そこで、本論文では、各国の商標制度を概観し、①各国のライセンスに関する規制、②具体的なビジネスモデルへの当てはめ、③ロイヤリティについて焦点を当て、商標ライセンス契約を締結する際に注意すべきことを検討した。

特許権の消尽 - Quanta 最高裁判決の影響 -	才川 伸二郎	板垣 貴美	特許権の消尽論により、適法に市場に流通した特許製品について、特許権の効力は及ばない。使い捨て製品の増加によりリサイクル製品の特許消尽の可否について注目が高まる中、日本では最高裁によってインクカートリッジのリサイクルに関する重要な判決がなされた。また、米国において製品開発・製造に関して水平分業をとるLGEとQuantaが特許消尽に関して最高裁で争い、その後の国際的水平分業をとる企業間の特許ライセンスや特許製品の販売に関して大きな影響を与えるものとなった。本論文では、日本と米国の特許消尽論について述べ、Quanta 米国最高裁判決及びその影響において日本企業が関わる場合のケーススタディを行った。
著作権法（知的財産法）の補完としての一般不法行為の成否について	高橋 寛	長澤 松男	近時上記の論文題目に関する最高裁判決（最高裁平成23年12月8日民集65巻9号3275頁）が言い渡されたことから、その内容、射程範囲について検討し、今後実務に与える影響の大きさを確認することに意味があると考え、論文のテーマとした。そして検討の結果、上記最高裁判決の射程範囲は広く、実際にその後の下級審裁判例では、最高裁判決に沿った審理が行われていることが明らかとなった。また上記最高裁判決は、著作権法による保護が認められない情報（成果物）について、例外的に民法709条による保護が認められる一場合について述べているにすぎず、今後さらに保護範囲の拡大を認める余地を残していると考えられる。
ピンク・レディー事件上告審判決が示すパブリシティ権のゆくえ	高橋 寛	佐藤 祥徳	いわゆるパブリシティ権に関し、初の最高裁判決（平成24年2月2日ピンク・レディー事件上告審判決）及び調査官解説について、形式（人格権）と実質（財産権）が乖離しつつある状況を指摘して批判的に分析した上、判例法理による解釈・運用から新規立法に舵を切るべきであるとして、具体的な立法論を展開した。結論として、上記最高裁判決における到達点を、「肖像」、「顧客吸引力」、「商品等」の定義規定及び法定利用行為の規定として盛り込むとともに、登録制度、存続期間、損害額に関する推定規定などを導入すべきであるとした。
著作権法に関する間接侵害規定の研究	高橋 寛	永山 雅登士	著作権に係る、いわゆる間接侵害責任に関し、最高裁判例を中心とする関係裁判例を分析するとともに、米国法制等も参照しつつ、具体的な立法提言を行った。結論として、侵害主体については、従属説を前提に、「管理支配

			性」、「利益性」、「サービス等の性質が著作権侵害を誘発する態様」の3要素を総合的に観察して判断することとする一方、サービス提供者等が抗弁とし得る事由を挙げ、特に、プロバイダ責任制限法を改正して、「ノーティス・アンド・テイクダウン」手続きを遵守すれば、損害賠償にとどまらず差止め制限され得ることとした。
iPS 細胞技術の知的財産権による保護と普及	西岡 泉	知的財産研究科修士	iPS 細胞は、再生医療や創薬の分野等への活用が世界的に期待されている技術である。一方、特許等の知的財産権は排他的独占権を有するため、海外企業等の第三者にiPS 細胞技術の特許権を取られて独占されると普及の障害になる。そこで、本研究では、iPS 細胞技術をどのように特許等の知的財産権で保護（排他的独占）し、かつ普及させるのかという、一見相矛盾する問題を研究することとした。研究にあたって、日本の iPS 細胞技術の特許出願状況、成立している特許の権利範囲、iPS 細胞に対する保護・普及体制の現状を調査した。調査結果を踏まえ、特許出願・ライセンス戦略の強化、仮出願制度の導入、標準化の促進等の必要性を提言した。
IT 分野における知的財産権の活用戦略について - アップル、グーグル、パナソニック、ソニーの分析に基づいて	西岡 泉	知的財産研究科修士	グローバル化が進む今日において、日本企業は目立っていない。「既存技術の高性能化と改善」の追求へのこだわりが、日本企業が新しい技術やサービスを生み出せない要因であり、IT 分野においても米国に遅れを取る原因となっているのではないだろうか。そこで IT 分野における日米の代表的な企業 4 社についてビジネス活動、M&A、特許出願の観点から分析し、日本企業の問題点と改善策を提言することが本論の目的である。分析の結果、米国企業には選択と集中、事業戦略と特許戦略の合致が出来ており、またスピード感があった。日本企業も企業判断の迅速さや大胆さ、スピード感を持つべきではないか、ということが本論の提言である。
コンパニオン診断薬分野における現状と企業戦略	箱田 聖二	芝原 健太	コンパニオン診断薬とは、医薬品の効果や副作用を投薬前に予測するために行なわれる臨床検査に用いられる試薬をいう。コンパニオン診断薬の開発は、政府、企業に多大な影響を与えることが予想されるため、今後、戦略的な取り扱いを考える必要がある。本論文では、製薬会社は1つの医薬品を開発するために多額の開発費用を投じており、開発に成功した医薬品について最大限の利益を得ることが重要であると考え、利益回収を目的として、

			従来のライフサイクルマネジメントの手法に加え、コンパニオン診断薬における出願戦略や、新たなライフサイクルマネジメント策について考察を行った。
水処理ビジネスの国家戦略の提言 －知的財産の観点からみて－	平松 幸男	大窪 悠	今日、人口増加や水質汚染、衛生問題など様々な要因による水不足の深刻化により、水処理ビジネスの注目が高まり、2025年には100兆円規模の市場になるとの試算もでていいる。この市場を日本の技術力やノウハウをどう活かせば獲得できるのかを、知的財産権を重視し提言することが本論の目的である。特許出願動向を詳細に分析することにより日本企業の技術力の高さを特許の面で裏付け、自治体の持つ水道事業運営ノウハウの存在を明らかにし、次に標準化内容を明らかにした。この結果から水メジャーとの競争に勝つためには、日本の自治体の水道事業を民営化し、ノウハウと特許と標準化を活用したビジネス戦略を立てる事が必要であると提言する。
オープンソースにおけるソフトウェア特許のあり方について	平松 幸男	山田 恭平	オープンソースという開発手法が注目を浴びており、産業の促進に寄与していると指摘されている。しかし、近年のソフトウェアの保護については拡大されつつあり、オープンソースを広める障害となっている。そこで本論では、現在あるソフトウェア特許がどうあるべきかをオープンソースを視点に提言をする。そのために、オープンソースの有用点と問題点を考察し、現在の特許制度との比較を行った。その結果、オープンソースは産業に寄与していることが認められ、現在の特許制度が抱える問題がその障害になっていることが分かった。そこで、オープンソースを促すべく現在の特許制度の問題点について提言を行った。
「タッチパネル市場」に見る特許経営戦略のミクロ的一考察	山崎 攻	桑澤 亮平	近年、急速に拡大を続けている「タッチパネル市場」において、その主要な製造メーカーである①日本写真印刷、②アルプス電気、③J Touch、④Young Fast Optoelectronics、⑤TPKの5社について、出願件数推移、発明者分布、コア特許の3項目を時系列にて整理し、各社がいかなる特許戦略を辿ったのかという点についてミクロ的な特許分析を行った。そして、効率的な発明には、開発費用と発明者数が重要であり、特許取得に積極的企業は、事業拡大や売上の増大につながっていることが明らかにされた。また、特許には対消費者への「宣伝的効

			果」と対企業への「シグナリング効果」があることを考察している。
有機 EL 照明を用いたバックライトに関する研究	山崎 攻	知的財産研究科修士	高分子系材料でも白色発光できることが発見されて以来、LED 照明とともに「第 4 の照明」として注目されるようになった。しかし、製造コストが従来の照明よりも高く、一般照明として利用するにはまだ問題が残っていた。また、有機 EL ディスプレイの開発を目指していた企業がディスプレイ開発を断念し、照明事業への参入を図り始めた。さらには、平成 24 年度の特許出願技術動向調査「高効率照明」でバックライトは調査対象外となっている。このような背景を受けて、有機 EL 照明を用いたバックライトの技術・特許動向・企業の動向を明らかにする。
明細書の記載要件の変遷とその課題 —サポート要件と実施可能要件を中心として—	高島 喜一	野村 祐介	特許権の取得にあたって、明細書等の記載に関する審査基準は重要なものである。本論文は、明細書等の記載要件の変遷とその問題点を、サポート要件と実施可能要件を中心として研究し、その結果をまとめたものである。改正法及び当該改正法下での審査基準の改訂内容・理由をまとめ、さらに、サポート要件と実施可能要件との関係について、表裏関係にあるとする説と別要件であるとする説について考察を行った。仮想事例及び審査基準上の事例、並びに、判例を調査・分析した結果、一方の要件を満たさなくとも他方の要件を満たす事例・判例が明らかに存在することから、両要件は別個の要件として運用されていくのが正当であるという結論に至った。
プロダクト・バイ・プロセス・クレームの取り扱いと今後について	高島 喜一	渡邊 哲弥	請求項に製造方法を記載して「○○の方法により製造された物」とするプロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈につき、生成された物そのものに注目し、生成物が同じであれば同じ発明とする一体説と、その製造方法によって作られた物に限定する限定説、及び、近年判例で示された中間説が存在する。本論文では、検討の結果、発明は特許請求の範囲の記載にもとづいて定めるという大原則、及び、発明は創作された技術的思想であり、物が同じでも技術的思想が異なれば発明は違うことを理由に、限定説を原則とし、物の構造・特性等の特定が不能・困難な場合にのみ、発明保護の観点から、例外的に一体説的に解釈することが妥当との結論に至った。

<p>中国情報通信機器メーカーの国際的財産戦略についての研究</p> <p>-ファーウェイ(華為技術)を中心に-</p>	田浪 和生	鮑 斌	<p>知財戦略は、ICT 企業の全体戦略の一環として、経営戦略・事業戦略の実現に必要である。本論文は、中国 ICT 産業の発展、ICT とソフトウェアの関係、日中米などのソフトウェアの法的保護、大手情報通信機器メーカーの知財戦略を論じ、関連会社及び特許事務所に対するアンケートを分析・研究し考察するとともに、中国の華為社のビジネス戦略、技術戦略、知財戦略及びこれらの三位一体の戦略を調査分析し、今後、華為社が執るべき国際知財戦略を検討した。結論として、華為社は、知財管理体系を確立し、企業全員参加型及び内部防衛型の知財管理メカニズムを作成し、国際的な視野から国際知財戦略を構築すべきであるとの考察を論述した。</p>
<p>パテント・トロールによる被害の実態とその対策について</p>	山崎 寿郎	坪内 拓也	<p>近年、パテント・トロールによる被害の深刻化が問題となり、我が国においても産業界から不安の声が上がるなど看過できない事態となっているため、パテント・トロールについて理解を深め、パテント・トロール問題への対策を追究するべく、本研究に取り組んだ。研究過程において、米国では特許法の改正による対策がとられていること、日本企業とパテント・トロール問題との関わりが次第に強くなってきていることなどが分かった。調査の中で様々な対処療法的なパテント・トロール対策の存在も見受けられたが、パテント・トロール問題の本質を理解してパテント・トロールを介さない取引の流れを守るよう努めることこそ真の対策であることを提言した。</p>
<p>知的財産権行使の独占禁止法違反の有無について</p> <p>— 並行輸入品を素材として —</p>	岩本 章吾	泉谷 充紀	<p>本稿において、知的財産権の行使における独占禁止法違反の有無を、まず独占禁止法と知的財産権法の整合的解釈について検討し、そして並行輸入品に関する独占禁止法違反の有無を裁判例と交えて研究を行った。知的財産権法と独占禁止法とは共通する目的の実現手段面において相互補完的に働いていると考え、両法の共通の目的である経済・産業の発達を達成するためには、両法のどちらか一方を強化するだけでは不十分であり、両法の整合性をとっていくことが必要であると考えた。そして、その整合的解釈を検討していくうえで、反公益性の要件の解釈論を採って判断することが適切な結論を導き出すことができ得ると判断した。</p>

<p>美容家電の知財出願戦略 -ヘアドライヤーを中心に-</p>	<p>都築 泉</p>	<p>知的財産研究科修士</p>	<p>ここ約10年間で美容家電は急速に進化し、女性の「美への追求」をアシストしている。市場規模は年々広がりを見せ、多種多様な製品が販売されている。特に、ヘアドライヤーは「髪を乾かす」だけでなく「髪のカケア」や「肌のケア」まで行うなど、急速に高機能化している。しかし、同様な機能を持つ製品が乱立しているのが現状である。このような状況下で、他社製品と差別化を図るために、各企業が行っている技術開発、知的財産活動の把握を試みた。具体的には、特許・意匠・商標出願の出願件数、および技術動向調査や新聞記事情報の収集・解析を行った。その結果、各社の独自技術を明らかにし、特許出願戦略の違いを捉えることができた。</p>
<p>水処理膜及び膜を用いた水処理技術の動向 ～特許出願調査に基づく解析を踏まえて～</p>	<p>都築 泉</p>	<p>中井 康宣</p>	<p>地球の淡水はわずか2.5%程度である。限られた水資源を有効に使用するために、海水淡水化や水の再利用が必要になっており、膜を用いた水処理が利用されるようになってきている。さらに、水処理膜は日本企業が得意とする分野である。まず水資源の現状、水処理膜について把握した。その後、分析対象企業が有する水処理膜の技術、開発の経緯を一般情報である新聞記事で調べた。膜を用いた水処理全体、膜メーカー3社、プラントメーカー2社について、それぞれ特許出願を検索し、動向調査を行った。さらに、明細書を目視して具体的な解析を行い、開発の経緯を調査した。最後に、今後の利用分野など、水処理膜及び水処理の可能性について私見を述べた。</p>
<p>不正競争防止法二条一項一三号の原産地誤認表示の意義 —裁判例にみる原産地誤認表示の判断基準の分析—</p>	<p>向口 浩二</p>	<p>知的財産研究科修士</p>	<p>原産地表示は、一般的に商品を購入する際の重要な情報である。原産地について誤認表示が行われれば、不当な需要が喚起され、公正な競争秩序が乱れることとなる。しかし、「瀬戸物」、「薩摩いも」のように地名が普通名称となっている場合や、明確な打消表示等があれば、原産地誤認表示と判断されることはない。我が国における原産地表示を取り巻く法的規制は、不正競争防止法によって事業者間の適正な原産地表示等の法的実効性を図っている、と考える。しかし、具体的にどのような表示が全体的に見て原産地誤認表示に該当するか否かが明らかではないため、裁判例を通じて原産地誤認表示の判断基準について明らかにしようとしたのが本論文である。</p>

不正競争防止法における商品容器の保護についての研究 -判例の分析を中心に-	向口 浩二	周 暁宇	本論文は商品の容器の形状がどのような場合に不競法上の商品等表示性を有するものとして保護されるかを判例の分析を通じて明らかにしたものである。不競法の2条1項1号の成立要件を検討した上で、本論文は商品容器に関して検索された判例を分析し、判決文を整理し、判決内容から見て商品容器として商品等表示に該当する成立要件を検討した。また、本論文では、不競法との相違点に言及しながら、商標法上の商品容器に関する重要な判例及び要旨についても分析する。その上で、最後に日本における商品容器の保護態様に関する重要な注意点を結論づける。
中国商標法における商標の使用の意義 —OEM製品に係る商標の使用の問題を中心として—	向口 浩二	鄭 希	輸出専用のOEM製品は、当該製造地国内において流通しない。即ち、OEM製品に使用される商標が当該製造地国内において商標の本来的機能である出所表示識別機能を発揮することはない。従って、商標法の観点からは、商標権侵害の問題は発生しないが、登録商標の不使用の問題が発生する恐れがある。本論文は、このような問題意識を持って、まず商標の使用の一般的な意義を論じた。その上で、中国における商標に関する最近の判例を分析・検討したものである。さらには、そのような分析・検討の結果に基づき、中国商標商法において「商標の使用」の定義がどのようなべきかを検討したものである。

2012年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
技術的ノウハウの営業秘密妥当性 -不正競争防止法2条6項による技術上の営業秘密妥当性の判断について-	岡本 清秀	山田 哲志	わが国で技術情報の不正流出が問題となっているが、当該技術情報とは技術的ノウハウのことである。当該技術的ノウハウは企業によって秘匿・管理されている技術情報であり、裁判上で審理の対象となるときは、不正競争防止法2条6項の営業秘密該当性が問題となることが多い。同法2条6項の要件は①秘密管理性、②非公知性、③有用性であり、このうち秘密管理性の基準については『営業秘密管理指針』に詳細に定められている。 同法2条6項の営業秘密該当性3要件は、技術的ノウハウが問題となった裁判例の中でいかに機能している

			か。当該規定がいかに機能しているかを制度上或いは解釈上の問題点や裁判例の判断基準等につき検討する。
2012 年著作権法改正と技術的保護手段の回避の問題点	高橋 寛	谷田 知行	2012 年著作権法改正における、いわゆる違法ダウンロード刑事罰化、及び技術的保護手段を回避した私的複製の禁止に係る対象技術の暗号型アクセスコントロールへの拡大について、改正前後のコンテンツ売上の変化なども参照しつつ問題点を分析するとともに、欧米における違法ダウンロード対策の動向を紹介した。その結果、上記改正はいずれもすべきではなかったと考え、むしろ違法アップローダ側の取締を強化する一方、一般ユーザーによる改変利用につき、いわゆる日本版フェアユース規定を導入すべきことなどを提言した。
連載漫画における原作者と作画者の権利について -キャンディ・キャンディ事件を中心に-	高橋 寛	知的財産研究科修士	キャンディ・キャンディ事件控訴審・上告審判決及びこれに対する諸学説（二次的著作物説（不可分一体説、要素区分論）のほか、共同著作物説、結合著作物的著作物説）を整理・分析するとともに、関連判例（江差追分事件最判、ポパイ・ネクタイ事件最判等）も検討した。その結果、著作権法 28 条により二次的著作物に対して原著物の作者の権利が不可分・包括的に及ぶとする、不可分一体説に立つ上記判例を支持する私見を展開し、さらに、二次的著作物の利用の円滑化の観点から、事前契約の重要性、65 条類推適用の可能性、裁判外紛争解決（ADR）の利用可能性などについて考察・提言した。
著作権法の刑罰規定に関する問題点	高橋 寛	後藤 宣一	無方式主義を取る著作権法の罰則に関し、刑事裁判例を網羅的に分析するとともに、2012 年 10 月 1 日に施行された、いわゆる違法ダウンロード刑事罰化をめぐる問題点について検討した。その結果、著作権に詳しくない一般人に刑事罰が科されるおそれがあるなどの問題点に対処するため、米国著作権法を参考にした著作権表示を導入して民事上のみならず刑事上も活用すること、当該表示が付されていないときは、原則として告訴前に警告することを実務慣行とすべきことなどを提言した。
創作過程の実態に着目した著作権法 15 条 1 項「法人等の業務に従事する者」に関する判例研究	高橋 寛	青木 展子	職務著作につき一定の要件の下に法人等が作者となる旨規定する著作権法 15 条に関し、各要件について学説・判例を含め網羅的に分析するとともに、ドイツ及び米国との比較法的検討も行いつつ、同条の「法人等の業務に従事する者」について RGB アドベンチャー事件最判及びその後の裁判例等を網羅的に整理・分析した上で、創

			作過程・訴訟当事者を類型化して考察した。これらを踏まえつつ、法人等における創作を奨励するとともに創作に貢献した人材が適切な報償を得られるよう、特許法35条を参考に具体的な立法提言を行った。
IPR ポリシーの効果と問題点の研究 -IPR ポリシー改善の方向性-	平松 幸男	吉野 祐貴	近年、スマートフォン関連技術を中心に IT 分野で標準化技術に関する知的財産 訴訟が活発化している。こうした訴訟の主な争点は RAND 条件によるライセンス 料率と差止請求の可否である。本研究では標準化組織の IPR ポリシーにおいて、訴訟が起こる原因となっている問題点を明らかにし、その問題の回避、緩和を 目的に標準の利用者にとって予見可能性を高める改善案を提示している。1 乃至 3 章では代表的な標準化組織の IPR ポリシーとこれまでの訴訟の事例を考察 することで IPR ポリシーの問題点を明らかにし、4 章と 5 章では、IPR ポリシーの改 善案として第一に Ex- ante 宣言制度導入の義務化、第二に差止請求の制限を提案している。
標準必須特許に関するホールドアップ問題の研究 -パテントプールを応用した解決策-	平松 幸男	前田 大貴	昨今では国際標準化が重要視され、技術標準に含まれる必須特許の相互利用 が必要不可欠となる。しかし、必須特許の権利行使により円滑な相互利用を妨げるホールドアップ問題が起きている。本論文では必須特許の確実な相互利用 のためのホールドアップ軽減策を提言する。ホールドアップ問題の軽減策を技術 標準策定前と後に分けて考察した。技術標準策定前の方策として必須特許をサーチする方策の必要性を提言、技術標準策定後に標準化団体と競争法当局と の連携を踏まえ、パテントプールへの参加意思確認を行うことや競争法上問題 のあるライセンス対して競争法当局が指導を行い、ホールドアップを策定後に防ぐ方策を提言しその有効性を評価した。
機能性皮膚化粧品 -美白・日焼け止めに関する特許分析-	山崎 攻	知的財産研究科修士	昔は、太陽の下で日焼けをすることが健康であると言われていたが、近年、紫外 線を浴びすぎると白内障や皮膚癌になりやすいことが明らかになった。人体に悪 影響を与える太陽光線中の紫外線から皮膚を守る日焼け止め化粧品の販売額、生産量が年々増えてきている。2008 年の世界の UV 関連企業は 10 年前の約 2 倍に拡大し、世界全体で UV ケアに対する関心が高まってきていることが考えられる。しかしながら、平成 23 年度の特許出願技術動向調査「機能性皮膚化粧品」で日焼け止め化粧品は調査対象外となっている。このような背景を受けて、

			日 焼け止め化粧料の技術・特許動向・取り巻く企業の動向を明らかにします。
筆記具メーカーに関する研究	山崎 攻	知的財産研究科修士	近年、インターネットの普及・企業のペーパーレス化で筆記具を使う機会はかなり減っている。しかし、市場全体としては少しずつ回復傾向にある。それはメーカーが高付加価値製品を出していることによる。本研究では、①ヒット製品を生み出した株式会社パイロットコーポレーションの「フリクションボール」と三菱鉛筆株式会社「ジェットストリーム」、「クルトガ」について技術・事業・知的財産面から、それぞれの製品について分析、またそれぞれの企業の動向についても分析し明らかにする。②トップ2社と下位2社を選び、それぞれ出願動向等を比較し知的財産面から明らかにする。下位会社としては、ゼブラ株式会社とぺんてる株式会社を選ぶ。
トイレ節水技術に関する研究	山崎 攻	知的財産研究科修士	近年人口急増と社会発展で多くの国が水不足に面するため、日欧米各国で節水化の関心は高まる。このような背景の中、トイレメーカー業界は、節水と便器洗浄のジレンマに陥っている。最小の水使用量で最大の洗浄効果を得るため各社はその節水技術開発にしのぎを削っている。節水と洗浄のバランスの取れる各社独自技術に注目を浴びるが、各社の知的財産動向を分析したものはなかった。そこで、本研究は節水トイレを知的財産面、技術面、及び事業面を総合的に分析することで、節水トイレメーカーの動向を明らかにするものです。
進歩性の判断基準における日中比較研究	高島 喜一	知的財産研究科修士	本論文では、進歩性の判断基準における日中比較研究の結果を纏めたものである。両国の審査基準の相違点の主なものを挙げれば、まず、主引用例の確定の違いがある。次に、両国ともに審査基準でカーボンディスクブレーキの例を挙げているが、両国ではその引用目的が異なっている。そして、効果の参酌の重要性でも両国間に相違がある。最後に、後知恵に対する態度が、日本と中国の審査基準において大きく違っている。これらの相違点を、適宜、判例を用いて比較することにより、中国と日本の審査基準の発展と改善の方向性を検討する。このように、各国の知的財産制度の相違を認識し、国ごとに最適な方法で自らの発明の保護を図ることが重要である。
禁反言原則の日中比較研究	高島 喜一	張 立岩	日本では最高裁判決により均等の適用要件が提示され、権利解釈の一指針が明らかにされたが、中国では最高人

			<p>民法院の司法解釈で均等の原則の適用 を必須の判断事項として肯定し、禁反言の原則の適用により特許権の保護範囲 の限定解釈を前提にし、均等論の適用も含め、構成要件の対比の下に特許権 の保護範囲を判断する方向を示した。本論文は、禁反言の原則の立場から日本 および中国の禁反言の法理、適用の実体を検討し、日中の権利範囲の解釈に 存在する相違の発生原因が弁論主義対職権探知主義に起因することを示し、日本で権利侵害とされたケースが中国でも同様に判断されるのかを検証できるようにし、日中知財活動の助けとなることを企図する。</p>
中国における技術移転の法規制と対策 -知的財産活用の一環として-	田浪 和生	張 立舟	<p>経済環境が厳しい中で、企業が生き残ってさらに発展するための一つ手段として、自社開発、自社技術を補完するための技術導入や、経営戦略のために他社に技術を供与する「技術移転」の重要性が高まってきた。経営戦略における知的財産権活用の一側面が技術移転であり、技術移転の多くは「技術援助契約」、「ライセンス契約」という契約を締結して実行する。本研究は、中国における技術移転に着目し、技術ライセンスの潜在的な落とし穴を把握するとともに、対応 策を考察し企業が契約を検討する際に有効な指針を示すことを狙いとしている。</p>
産学連携における大学の機能と新たなアプローチ	田浪 和生	知的財産研究科修了生	<p>我が国では施策面における推進制度や、産業活性化に向けた支援整備もある程度進んできたといえる。大学においても様々な試行錯誤が重ねられ、TLO 等の運営が行われており、僅かではあるが増加傾向を示す推移 データや成功事例も得られた。しかし、事業収入という点では未だ小規模に留まっており、各大学の取り組みが収益となっていない実態が見えてくる。政府は多額の資金を援助し、大学の研究事業化を支援している、にもかかわらず TLO 法の成立から 10 年以上経った今でも収益は伸びを見せず、事業としての成長性を示さない理由を分析・検討し、解決策として新たなアプローチを考察し、事業化促進のための開発機関の提言を行う。</p>
私的独占と独占禁止法 21 条との関係	岩本 章吾	知的財産研究科修了生	<p>本論では、独占禁止法と私的独占の問題について述べた上で、独占禁止法 21 条の意義について検討した。21 条は条文の文言が不明瞭なことから様々な解釈がされており、通説は再構成された権利範囲論を採っている。しかしこれには問題点があり、それは看過できるものでない</p>

			と考えた。そこで、独占禁止法 21 条に関する他の学説・実務上の見解を見ながら 21 条の解釈を検討した結果、拡大競争政策法説を採るのが妥当であると判断した。また、私的独占に関する事例から 21 条が実質機能していないという印象を受けたが、21 条は独占禁止法と知的財産法との矛盾を解消する重要な条文であるため、これからも存在していくべきであるとの結論に至った。
特許ライセンス契約の制限条項における独占禁止法の問題点 -違反要件該当性の分析-	岩本 章吾	謝 博超	特許ライセンス契約において、ライセンサーはライセンシーに対してライセンス技術の利用制限条項を設ける。制限条項の一般的なものとして、生産数量の制限条項・非係争条項・不競争条項が挙げられる。しかし、これらの条項はいずれも独占禁止法が規制する「私的独占」、「不公正な取引方法」に該当する可能性がある。このことは「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」において明らかにしているところ、当該指針では①独禁法違反か判断する基準分析方法が複雑 ②実際問題となった事例が少ない等の課題がある。そこで、本稿では公取委が採る独禁法適用要件、違反要件を整理し、実際的事例を当てはめ、架空の事例を想定できるようにした。
知的財産権と私的独占の考察 -私的独占に係る審決を踏まえて-	岩本 章吾	田中 仁乃	本論文は、知的財産権と独禁法の関係を、私的独占に係る審決を踏まえて両者の関係について研究を進めた。まず、知的財産権と独禁法の目的について触れ、私的独占についての要件を検討し確認した後、独禁法 21 条の知的財産権の適用除外について、その通説や有力説について触れ、その妥当性について検討し、通説や有力説では、21 条について妥当な解釈を見いだせていないことを指摘をした。そして私見として、21 条については棚上げし、新たな理解をすることを提案し、同条は削除してしまえばよいという結論に至った。
著作権法と独占禁止法 -事例の検討による違反成立要件に係る考察-	岩本 章吾	西野 聡	本論は、著作権法の行使が独占禁止法上問題となった過去の事例を整理・分析し、基本的な考え方や枠組みを提案していくものである。まず独占禁止法 21 条の解釈を検討し、実務において 21 条は機能していないということを説明した。これにより、知的財産権法における独占禁止法違反については個別に検討していくことが必要であると考え、その例証のために、著作権法に着目した。著作権法は憲法上の「表現の自由」を考慮した場合に、他の財産権と比べて価値が大きいもので、事例研究にお

			いても、独占禁止法の適用については、それに適合した法解釈が必要であるとし、独占禁止法においては個別に検討していかなければならないことを説明した。
特許侵害訴訟における差止請求等の準拠法についての考察	森 正幸	三原 雄一	我が国の特許侵害訴訟における準拠法についての規範は、FM カードリーダー事件最高裁判決（最判平成 14 年 9 月 26 日）だといわれているが、当該最高裁判決の論理構成について法学者から様々な批評がなされている。特に、特許権に基づく差止請求等の準拠法についての判断については問題視されている。そこで、本稿では特許権に基づく差止請求権等の準拠法に焦点を当て、当該事件の一連の判決に関する学説を整理し、その上で当該最高裁判所が下した判断について再考した。検討にあたっては、FM カードリーダー事件最高裁判決が示した規範の適否を分析検討し、準拠法決定機序における特許権侵害に基づく差止請求の固有の問題について論じた。
拒絶査定不服審判の審決取消訴訟における裁判所と特許庁の近年の判断の相違について	森 正幸	石原 要	近年、裁判所と特許庁の判断の相違は解消する傾向にある。しかしながら、未だに判断が相違する事件が存在する。本稿では特に拒絶査定不服審判の審決取消訴訟について近年の事件を取上げ、進歩性について何が判断齟齬の原因となっているのかについて検討している。進歩性は拒絶理由の中で最も多い要因とされており、進歩性を否定する過程が複雑で、かつ必ずしも唯一の解があるというものではないため特許庁と裁判所の判断の間に乖離が生じる可能性がある。権利を求める出願人にとっては判断が難しい。この論文では出願人の立場から、近年の審決取消訴訟をまとめることで、少しでも進歩性判断の予測性を向上する一助となればと考え執筆した。
特許出願情報分析によるエコタイヤの研究開発	都築 泉	知的財産研究科修了生	当研究では、エコタイヤについて日本のタイヤメーカー上位 4 社であるブリヂストン、住友ゴム、横浜ゴム、東洋ゴムについて、特許分析を行い、各社のエコタイヤに関する研究開発の傾向や特徴を考察する。具体的には、各社の時系列推移で見た公開特許分析や、FI 及びキーワード検索を行い、それを分析することで、各社の研究開発状況を調査を行うものとする。当調査の結果、4 社の中で唯一住友ゴムだけが、化学系に特化した出願を行っていることや、東洋ゴムのエコタイヤに関する出願が近年急激に下降傾向にあることなどが判明した。

Web における二次著作物・パロディの考察	都築 泉	岡田 創史	パソコンの普及によって、著作物の創作・複製は従来に比べ容易となり、また、Web の普及によって公衆送信も容易に行えるようになった。そのため、無許諾で創作される二次的著作物が増大した。無許諾で創作された二次的著作物は著作権法 27 条、28 条の侵害を構成する可能性が高い。しかし、無許諾で創作される二次的著作物の中にも「文化の発展」を促すものがあると考え、無許諾で創作される二次的著作物にも何らかの権利を与えるべきであると考えた。この観点から、無許諾で創作される二次的著作物に関して、日本の著作権法は、現在の制限規定ではなく、米国のフェアユースを参考にした一般規定を制定することが必要であると提案する。
ソフトウェア特許とオープンソース	都築 泉	知的財産研究科修士	現在、ソフトウェア関連特許が日本や米国などで認められるようになってきている。しかし、ソフトウェア関連特許はオープンソースソフトウェア業界の発展に対して障害となっていると言われている。このような背景から、まずは、ソフトウェア関連特許がどのように法整備されてきたかを明らかにし、それに伴い、オープンソースソフトウェア業界に対して、実際にどのような問題が生じるようになったかを、オープンソース関連団体の活動や事例から明らかにした。また、それらの問題点はソフトウェア関連特許の制度自体に改善の必要があるかを考察した。最後に、従来からある改善案を参考に、私なりの改善案を提案した。
営業秘密の保護と退職労働者の競業避止義務について	生駒 正文	稲葉 千帆	退職労働者の転職等を通じた企業情報の流出を防止するために、退職労働者に約定で競業避止義務を課すことがある。しかし、退職労働者には職業選択の自由が保障されているため、競業避止義務を課すことに使用者の正当な利益が存在し、競業制限が合理的範囲内になれば、裁判上、有効な契約と認められない。本稿では、退職労働者の競業行為について不正競争防止法が規制する範囲、不法行為が成立する範囲を踏まえた上で「営業秘密の保護を目的とする競業避止特約」の有効性に関する裁判例を検討し、営業秘密の保護の要請があるときに退職労働者の競業避止義務が合理的とされる範囲について考察した。

商品の改造行為と消尽論 -アステカ事件等を中心として-	生駒 正文	知的財産研究科修士生	商標権者の真正商品（商標権者によって正当な権限に基づいて製造され、販売され、その権限に基づいて商標を付した適正な商品をいう）を購入後、真正商品の小分け、再度包装し直す等の商品を改造して、商標を付して販売する行為は商標権を侵害するのか。それとも、改造前の商品に商標が使用されたことで商標権は消尽して商標権侵害にはならないのか。アステカ事件(東京地判平 14・2・14)を中心としてマグアンプ事件、ハイ・ミー事件、ワイズ事件を取り上げ、これらの判例を体系的に整理し、今後も起こりうるであろう侵害事件に照らし合わせた時に侵害・非侵害の明瞭な区分を提示する。
不正競争防止法 2 条 1 項 3 号における不可欠な形態の限界領域	生駒 正文	白江 泰人	不正競争防止法 2 条 1 項 3 号には平成 17 年改正前には、「同種の形態において通常有する形態」と規定され、平成 17 年改正後には、「当該商品の機能を確保するために不可欠な形態」と改正された。しかしながら、どのようなものがこれら「通常有する形態」、「不可欠な形態」に該当するかについての定義規定は存在しない。そこで、改正前、改正後の「通常有する形態」、「不可欠な形態」についての判断手法、判断基準を判例より考察し、現行の「不可欠な形態」に該当する基準を考える。
不正競争防止法における営業秘密の秘密管理性の要件研究	生駒 正文	張翔	営業秘密の保護問題は、遠い昔から国内外で課題とされてきた問題である。日本は、1934 年に旧不正競争防止法が制定され、1990 年により営業秘密保護に関する条文が備わり、幾度の改正を経て現在に至る。近年、従来の知的財産法では保護できない技術上の情報及び営業上の情報の重要性が増してきた。こういった情報を営業秘密として保護するには、法律上の要件を満たさなければならないが、裁判例では、「秘密管理性」要件が否定されるケースが多い。そこで、この論文では、「秘密管理性」が争点となった裁判例から「秘密管理性」が肯定される条件を取り上げ、企業の秘密情報の有効な管理措置及び営業秘密管理の在り方を検討する。
著作権法 30 条 1 項の「私的使用のための複製」の限界領域—特に「樹林事件」を中心として—	生駒 正文	知的財産研究科修士生	大学や専門学校等で、我々の作品を発表したり、文化祭、作品展に発表したりすることがある。これら学習のための複製は、新しい創作活動をもたらす複製であるため、これを制限することはできないと解されるであろう。しかし、作品で「模倣」と「自分の創作的表現」の限界は困難であって、私的使用の複製の範囲内となるのである

			うか問題となる。我々の経験で、就職活動中の学生が、ある会社の課題として提出するために作成した提出物の中に、最近の本の表紙内容を取り込んだ場合がある、これらの場合には、著作権法 30 条 1 項の範囲における私的使用の範囲における使用の複製とされるか否かが、本研究の目的となった。
記載要件からみた低分子医薬品と抗体医薬品の相違点	宇佐見 弘 文	大西 康幸	医薬品には、低分子医薬品とバイオ医薬品があり、背景技術等が異なるため、両医薬品に関する審査の手法は相違しているはずだと考え、両医薬品に関する 特許出願に対する拒絶理由を調査した。その結果、実施可能要件とサポート要件の関係で両者に相違点が見られた。また、その一方で、両要件の関係について、「表裏一体説」と「区別説」という学説が存在することがわかった。そこで、本研究では、両医薬品に関する特許出願に対して、審査基準、裁判所、審査官はどちらの学説を採用して両要件の適合性を判断しているか、事例を元に検討した。

2011 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
間接侵害の法的考察： 放送とネット関連判例を中心として	高橋 寛	知的財産研究科修了生	著作権に係るいわゆる間接侵害に関し、選撮見録事件及びまねき TV 事件の控訴審（知財高裁）判決と上告審判決とを比較検討しつつ、放送番組転送サービス等提供事業者へのいわゆるカラオケ法理の適用の限界・問題点を分析・考察し、特に管理・支配性の基準の曖昧さ等を明らかにし、その結果、立法による基準の明確化の必要性、及び、当該サービス関連機器等への私的録音録画補償金制度の適用・拡充をすべき旨提言する。
複製権侵害の成否の諸問題について	高橋 寛	井土垣 慧	複製権に関し、裁判例として、ワン・レイニーナイト・イン・トーキョー事件、スターデジロ事件、雪月花事件及び土地宝典事件を取り上げて分析・考察し、その結果、文化審議会著作権分科会報告書に提言されている一般的な権利制限規定 A 類型導入の必要性、複製の定義の見直し、及び、公衆送信権に係る同一構内の例外を参考にした権利制限規定の導入をすべき旨提言する。

映画の著作物の並行輸入問題について	高橋 寛	植屋 健吾	映画著作物に係る並行輸入に関し、特許権に係る BBS 事件最高裁判決及び商標権に係るフレッドベリー最高裁判決と比較検討しつつ、中古ゲームソフト事件最高裁判決及び 101 匹ワンちゃん事件東京地裁判決の射程等について考察し、その結果、101 匹ワンちゃん事件判決は今や先例的価値がなく、頒布権の効力のうち譲渡については、国内消尽のみならず国際消尽も認めるべき旨の見解を提示する。
二次的著作物の権利関係の明確化及び原著物の作者の権利範囲の検討	高橋 寛	樫野 弘明	二次的著作物に係る原著物の著作者と二次的著作物の著作者との権利関係（著作権法 28 条）に関し、キャンディ・キャンディ事件最高裁判決とポパイ・ネクタイ事件最高裁判決とを比較検討するとともに、前者に対する学説（賛否両論）を取り上げて考察し、その結果、前者の不可分一体説を原則としつつ、江差追分事件最高裁判決等の本質的特徴直接感得説を応用して一定の例外を認める、すなわち、二次的著作物の著作者のみの表現上の本質的特徴を直接感得できる部分（要素）については同著作者のみが権利を行使し得る旨の結論を提示する。
タイプフェイスの著作権保護 -日中判例の比較を通じて-	高橋 寛	知的財産研究科修了生	日本及び各国におけるタイプフェイスの保護に関する法制及び国際条約を紹介するとともに、日本（ゴナ書体事件）と中国（倩体書体事件）の判決を通じて、日中両国のタイプフェイスに対する著作権性の判断基準と考え方について比較する。そのほか、単字に対する保護の可能性や権利制限のあり方について検討する。その結果、日本は、美術著作物より緩やかな基準を採用しつつ、印刷の通常の過程での使用は許諾を要しない旨の規定を導入すべきであり、また、中国はタイプフェイスの特質に即した保護要件や権利内容・制限を整備すべきである旨提言する。
著作権法における権利制限規定(フェアユース)について	高橋 寛	森野 聖都	著作権の権利制限に関し、近時の法改正の動向を紹介しつつ、文化審議会著作権分科会報告書における一般規定導入に関する提言について考察し、また、米国におけるサンプリング訴訟に対するフェアユース（米国著作権法 107 条）の適用について分析し、その結果、我が国著作権法に、個別制限規定を補完する広範な一般規定を導入すべき旨提言する。
スマートフォンの知的財産と標準化	平松 幸男	知的財産研究科修了生	2007 年のスマートフォンの出現でモバイル市場は大きく変わった。特許調査からもわかるように Wintel 連合が

			勢いを失くし、Apple 社の特許出願件数が上がった背景には短期間で爆発的な iPhone の世界シェア獲得や、Google 社の Android OS の普及等が関係していた。しかし、世界シェアの獲得や、標準化されるのは決まって米国の企業が多く見受けられる。我が国の技術力は十分にあるのだが、なぜその技術が国内で留まっているのか。本研究では、スマートフォンに関連する企業の特許出願動向と世界シェアの関係を中心に研究を進め、企業の知的財産に関する経営戦略をグローバルな観点から再構築する必要性を主張する。
環境都市の標準化と知的財産による産業活性化戦略について	平松 幸男	垣田 善之	環境都市については持続可能な社会を実現するための手段として、世界中から注目と期待が寄せられており、多くの新規環境産業が計画されている。本論文では、環境都市に関わる日本の知的財産・標準化戦略のあるべき姿を研究した。現在の環境都市の検討状況については主に、政府系機関から入手した。特許データは検索データベースより、標準化動向については、IEC、NIST などの公開情報から調査した。研究の結果、海外特許の取得を強化する必要があること、国際標準化については、アジア諸国との連携が必要であること、さらに、官民連携による情報の共有化や IT 産業から環境都市市場への参入が重要であることを指摘した。
技術標準に含まれる特許問題に関する考察 - RAND と Ex-ante を中心として -	平松 幸男	黄 穎暉	技術標準の普及と知的財産の保護については、この両者のバランスを維持するため、IPR ポリシーの役割が不可欠である。その役割として、特許のホールドアップを起こす企業に対する抑止力の点から最も重要な効果をもたらすことを認識し、本論文では標準化機関の IPR ポリシーにおいて RAND 条件の明確化やライセンス条件の事前的な開示(Ex-ante 宣言)などを今後進めるべきことを提言する。標準機関の IPR ポリシーにおいて Ex-ante 宣言を導入すれば、競争原理を阻害することなく、RAND 制度に起因する特許紛争(例えば:累積の高額な特許ライセンス料が原因の紛争)を減らせることが期待できる。
通信・放送融合の著作権問題について -裁判例と各国の比較から導く日本の著作権法の有り方-	平松 幸男	竹村 茉莉	新技術の発展や国際条約に対応するため、日本の著作権法は過去に何度か改正されてきたが、依然として新技術により生じた様々な伝達方法に対応が出来ていないと思われる。本論文では、特に IP マルチキャスト放送に着目し、日本の著作権法の改正動向の分析、諸外国での通信・

			放送融合における著作権の政策や法律改正の調査、判決が大きく揺れた「まねき TV 事件」や「ロクラク II 事件」等の判例分析を行い、その結果を基に著作権法改正を提案する。提案内容は諸外国著作権法の調査結果を軸とし、IP マルチキャスト放送、有線放送、放送の区分を廃止、結合するものである。本提案により、将来の様々な技術的ニーズに応えられることが期待できる。
ワイヤレス電力伝送技術の知的財産と標準化について	平松 幸男	中村 幸司	ワイヤレス電力伝送技術とは、電磁誘導などの技術によって、近接のデータ伝送や、迅速な充電を実現することができる技術である。近年、さまざまな機器のモバイル化にともない多くのユーザーがモバイル機器を複数所有し、AC アダプタや充電台が増えていくことに加え、EV や HV の充電方法としても注目されている。本論文では本技術の市場、標準化動向、日米特許の調査・分析を行い、将来的に本技術の応用が広がると思われる、EV やインフラ家電分野において日本が主導権を握るための方策を提言する。日本は一部の例外を除き海外の市場を軽視している傾向にあるが、今後は積極的に、海外市場に目を向け開発を行うことが重要である。
不正競争防止法 2 条 1 項 12 号(ドメイン名)の課題 －裁判例と各国比較法を中心として－	平松 幸男	藤田 優奈	インターネットの普及によって発生したドメイン名の不正取得・使用を規制するため、わが国では 2001 年に不正競争防止法にドメイン名の規定 (12 号) が設けられた。本論文では、急速に進歩するインターネットに対応する観点から、現状の 12 号に関連した法的な課題を明確化し、その改正の必要性と方向性を研究する。その結果、①諸外国は移転措置を認める傾向にあるため、日本でも不競法におけるドメイン名の規定に移転措置を追加する必要がある、②12 号と商標法との関連および地名のドメイン名の対処の観点から、12 号に地理的表示を追加する必要がある、③国際調和の観点から、条約制定の可能性を検討する必要があることを提言する。
パテントプールの適正化	平松 幸男	吉光 俊智	現代では、技術の高度化・複雑化、グローバル化、知財立国宣言により各々の分野で複数の特許権者が基本特許を所有しており、契約時の負担緩和や、技術発達の促進などから、パテントプールが注目されている。しかし、パテントプールが形成されるようになってから、問題も発生しており、未だ解決策はでていない。 本研究では、独占禁止法、公正取引委員会のガイドライ

			ン等の現行の法環境下において運用されるパテントプールの問題点について論じ、これを改善するために特許有効性鑑定を行う新規の機関・企業の創設案、また、メンバーがパテントプールから脱退する際に、一定の義務を与える余地があることを指摘する。
HEV 用二次電池の協業関係と技術・事業・知財戦略に関する研究	山崎 攻	林 大介	HEV/EV の販売台数が増加するなか、自動車各社は車載用二次電池に関する合弁企業を設立している。本研究では、①これら合弁企業を設立している企業間での企業戦略に違いがあるかを明らかにする事と、②HEV/EV では、従来にない動力機関（モーター＋二次電池）の組合せが必要となり必然的に系列外からの部品購入が必要となる。従来産業構造が変化する（系列間垂直統合⇒水平）と考えられる為、この変化に自動車各社がどのように対応するかを明らかにする事を目的とした。その結果①合弁会社間での企業戦略差を明らかにした。②二次電池での合弁企業を設立している自動車各社の産業構造に対する対応を明らかにすることができた。
自転車用コンポーネントにおける事業、技術、知財分析	山崎 攻	野口 智博	本研究では、経営不振に陥り撤退したマエダ工業と、業績を維持し続けてきたシマノを、事業、技術、知財分析の3要素を用い何故このような差がでたのかを明らかにする。これらを明らかにする手段として、事業・技術面については四季報や社史等を用い収集分析した。知財面では HYPAT-i を用い特許出願情報を収集し分析した。事業・技術面の成果として、マエダ工業は円高に対応できず、アメリカでのシェアを落としていったことが明になった。知財面では、マエダ工業がスラントパンタグラフという技術面で優れた特許を習得していたが、特許切れにより他社と差別化できるような技術が無くなり衰退する原因となったことが明らかになった。
HDD 業界の知的財産戦略に関する研究 ーシーゲート社の知的財産戦略の分析ー	山崎 攻	木村 真崇	知的財産戦略は、自社技術開発による知的財産戦略と買収による知的財産戦略とに分けられる。本論文では、米国特許等の分析から、シーゲート社の①自社技術開発による知的財産戦略、②買収による知的財産戦略を明らかにすることを目的とする。本研究により、①シーゲートの特許出願についての戦略は、近い将来主流になる技術をだけに集中せず、更に先に実用化される技術の開発に力を入れる傾向がある事が明らかになった。②2005年以降の買収による知的財産戦略は、自社の弱点を早期に克

			服できる効果を持つ買収と研究している技術を更に伸ばす効果を持つ買収とを使い分けることにより、競争力強化を図る目的があった事が明らかとなった。
光ファイバケーブルの技術・事業・知的財産面からの事業化戦略に関する研究	山崎 攻	藺 政良	本研究では、①日本の電線メーカーが光ファイバケーブルの事業化に成功した理由を明らかにすること、②電線メーカーの同事業化についての事実関係を明らかにすることを目的とし、これらを明らかにするために、事業・技術面については各種報道資料から業界情報を、技術・知財面については特許出願情報を収集、分析した。その結果、①第1の目的に対する成果として、VAD 法開発により優れた特性の光ファイバを量産可能にしたこと、ケーブル周辺機器も含めた開発によりシステム化・パッケージ化を進めたことにあることを明らかにできた。②第2の目的に対する成果として、既存製品である銅線ケーブルの製品代替があったことを明らかにできた。
繊維分野における新素材の研究開発・事業化に関する知的財産戦略の特許版 PPM を用いた分析	山崎 攻	瀧山 翔太	炭素繊維のイノベーションプロセスを分析しモデル化するため、イノベーションに係る知的財産面と、各社のキャッシュフローからみた知的財産戦略の差異を新導入した特許版 PPM より分析した。基本特許は公的機関によるものであり、企業において重要となるキャッシュフローの概念なしに実施許諾を行えたこと、並びに先発メーカーが市場を牽引し、後発メーカーは製造に特化しシェアを確保、又は優位性が得られない傾向が明らかになった。また、先発メーカーのキャッシュフローは先発メーカーのセオリーに沿い、後発メーカーでは一部技術で先発優位性を確保するが、概ね後発メーカーのセオリーに沿う戦略が明らかになった。
TV 用 LED バックライト業界の事業戦略面、技術戦略面、知財戦略面に関する研究	山崎 攻	藤田 翔太	本研究ではこれまで主流だった CCFL が LED に切り替える際にどのようなきっかけがあったかを明らかにする。各社の事業面、技術面、知財面からの分析を行うために、会社概要、事業別売上高、特許分類コードと年度を掛け合わせた特許マップを企業ごとに作成し、比較した。研究の成果では、ライセンス契約や実施許諾、各メーカーの技術開発によって、技術の幅が広がり、バックライトが薄く、低コスト、低消費電力の液晶 TV を製造できるようになり、LED バックライトへ切り替わった。また、欧米の企業とライセンス契約を活発に行っており、

			契約には欧米の企業を利用するとともに特許係争を避けるためであることが明らかになった。
進歩性における課題について	高島 喜一	知的財産研究科修士	進歩性判断は、本願発明とは異なる課題であっても、課題を有する引用発明に基づいて、別の思考過程により、当業者が請求項に係る発明の発明特定事項に至ることが容易であったことが論理づけられたときは、少なくとも構成の容易推考性が成立するというのが、日本、米国、欧州特許庁での考え方であった。しかし、近年この考え方を修正・変更する新しい考え方に基づく判決が連続してなされている。本論文では、従来の考え方に基づく判例の代表的なものとして飲料用ボトル事件、新しい考え方に基づく判例の代表的なものとして換気扇フィルター事件を取り上げ、両事件を分析・比較することにより、進歩性判断における課題の役割について考察を行った。
遺伝子の特許性について	高島 喜一	倉持 佳菜子	21世紀を迎え、遺伝子による新たな産業革命が胎動しており、特許を武器とした遺伝子ビジネスに注目が集まっている。一方で遺伝子特許を通じての、アンチパテントの主張も再燃している。本論文は、未だに議論の尽きないこの新分野に知財制度がどのように対応していくのかを、米国ベンチャー企業に始まったバイオ産業の歴史から現状を踏まえ、問題点を生命倫理、研究の阻害可能性、発明の成立性、進歩性判断の各国の違いに分けて検討した。その結果、発明の定義からして機能の確定していない遺伝子は発明として成立していないこと、また、研究成果に見合った保護範囲という点から、遺伝子は用途発明に限定するべきであるとの結論に至った。
明細書における、新規事項について	高島 喜一	樋上 善樹	明細書等における補正可能な範囲は、旧特許法 53 条のいわゆる「明細書の要旨変更」から、現行特許法 17 条の 2 第 3 項の当初明細書等に「記載された事項の範囲内」、いわゆる「新規事項追加禁止」へと法改正がなされ、審査基準も、旧法から現行法への移行に伴ってのみならず、現行法下でも幾つかの変遷を経てきている。本論文は、法律改正の経緯、及び、夫々の審査基準の改訂経緯・内容を整理、明確にした上で、各々の法律及び審査基準の下での補正可能な範囲の比較を行い、問題点を明確にし、なぜ、改正・改訂が必要であったかを検討し、それをふまえ、今後現行法が改正される際の方向性、あるべき姿について研究した。

医療行為における特許法制の在り方について	高島 喜一	松下 裕紀	本論文は日本における医療行為に対する特許法の在り方についての論文である。現在、我が国の特許法の運用では医療行為は特許として認めない運用を行っている。しかし、近年、iPS 細胞をはじめとした再生医療や遺伝子治療など医療の発達はめまぐるしく進歩し、それに伴って運用方針も変化していくことが予想される。しかし、運用方針が改定される場合には、様々な問題が発生する事が考えられる。特に医療行為という特殊性から特許化に反対する説が根強い。そこで、本論文では、医療行為を特許の対象とした場合でも、医療行為を円滑に行うことができかつ特許権としての排他的独占権を満たすには、どのような政策を行えばよいか検討する。
日本の企業の知的財産戦略の実態と分析	田浪 和生	坂口 智彦	新興国の台頭、長引く円高で各企業の海外移管の状況下で、優位な位置に立つために「知的財産」が重要と言える。本研究では知的財産戦略、中でも技術と密接に関係する特許権に絞り、知的財産活動調査の統計を利用して分析・考察を行うことで、知的財産戦略に関する各業界の現状把握と今後の課題を明らかにし、日本の産業の生き残りについて考察した。今後、伸張が期待される産業を成長させ、日本の基幹産業の一つとするのが重要であり、また同時に、半導体などが経験した、容易にキャッチアップされてしまうという失敗を繰り返さないためには何が必要なのか、この2つが日本産業の生き残りにとって最も重要なことであると総括した。
知的財産権担保融資-知財を担保とした融資の在り方に関する考察と提言-	田浪 和生	三宅 絵里子	知的財産権担保融資とは、土地・不動産や信用力が不足していて金融機関からの借入が困難な企業に対し、市場性のある知的財産権（特許権、著作権等）を担保として行う融資のことを言う。これは優れた技術を有しながらもそのポテンシャルに見合った資金提供を受けられていない企業の資金調達の円滑化を促進するものとして期待できる。しかしながら現在まで本制度は積極的に活用されていないのが実情である。文献及び中小企業、金融機関、行政へのインタビューを通じて得た現在の知的財産権担保融資における問題点について考察し、諸外国の制度も参考にしながら今後の日本における知的財産権担保融資の在り方について提言をするものである。

<p>職務発明制度に対する今後の在り方についての一考察</p>	<p>田浪 和生</p>	<p>寺谷 久美</p>	<p>我が国の職務発明制度は 2005 年に改正されたが、改正後の現在においても様々な問題が残存し、当事者がリスクを抱え続ける状況にあり、グローバル化する現社会への負担等から抜本的改革が求められている。他国において、知財力向上や企業の利益率・シェアが拡大する中で、我が国での特許出願件数の減少や企業勢の商品開発力低下への懸念がされる今、我が国における職務発明の活性化がより必要になっていると考える。そこで本稿では、それらの問題を踏まえた上で、諸外国制度とのあてはめにおいて問題解決への手掛かりを探り、それを参考に今後の我が国における職務発明制度の在り方について検討し、新たな対応策について考察を行った。</p>
<p>非係争条項の独占禁止法上の取り扱いに関する考察 -マイクロソフトコーポレーション審決等-</p>	<p>田浪 和生</p>	<p>藤本 千春</p>	<p>本稿は、非係争条項の独占禁止法上の取り扱いに関して、マイクロソフトコーポレーション審決（以下「MS 審決」という。）等を通じて、考察を行うことを目的としている。我が国においては、MS 審決では、マイクロソフトコーポレーションの行為は拘束条件付取引に該当するという理論構成をとっている。しかしながら、同審決は優越的地位の濫用を適用すべきであったと筆者は思料する。なぜなら、平成 21 年改正において、優越的地位の濫用は課徴金納付命令の対象とされたため、今後類似の事案については、より強い制裁を課すため、MS 審決はその前例となるべきであったと考えられるからである。</p>
<p>日本企業における知的財産戦略 - 中国新幹線特許出願事件の考察 -</p>	<p>田浪 和生</p>	<p>文野 光瑠</p>	<p>国内外で知的財産権の重要性が増し、知的財産により利益を得ていくという知財戦略を行う企業が増えている。その中で、川崎重工業株式会社が中国に高速鉄道の技術を提供し、その技術を改良した中国が特許出願をするという事件が起きた。川崎重工が中国にも知財の網をばらばらしていればこのような事件は起こり得なかった。なぜ、知財対策を行っていなかったのか、戦略的に知財を用いていなかったのかと疑問に思い、本研究に取り組んだ。この研究では知的財産戦略を行っている企業の研究、川崎重工がどのように知財戦略を行うべきであったかを考察し、会社における事業部門、経営部門、知財部門が一体となって会社を動かすことの重要性を研究した。</p>

パチンコ機及びパチスロ機パテントプール事件に関する独占禁止法 21 条についての考察	岩本 章吾	知的財産研究科修士	本論文は、知的財産権と独占禁止法との関係を理解するために、両法律に関する事件の中で、類似の事件でありながら結論が逆になった「パチンコ機パテントプール事件」と「パチスロ機パテントプール事件」を取りあげて研究を進めて行った。上記 2 事件の結論が逆になった理由として、パテントプールの違法性について 4 つの要件を挙げ、比較・検討を行った。そして、上記の比較・検討をもとにこの 2 つの事件は審決・判例の通り結論が逆になるのか否か？又は両事件ともに独占禁止法に抵触していると判断すべきだったか（その場合どのようなパテントプールが独占禁止法と解すべきか）？という点について考察を進めていった。
パテントプールの独占禁止法における違法性の判断基準に関する考察 一日米欧における規制の比較を踏まえて一	岩本 章吾	田中 雅也	パテントプールは現在、標準化活動の活性化等の影響により注目を集めている。しかし、パテントプールは競争促進効果と競争制限効果を持つため、独占禁止法との関係で度々問題となっている。現時点においては公正取引委員会の発するいくつかのガイドラインにより判断基準が示されているが、基準としてはあまり意義をなしていないと思われる。よって、本研究では、まず先立って、独占禁止法 21 条とパテントプールの関係を明確にし、その上で、日米欧のガイドライン等や日米のパテントプールに関する判例を比較・整理・検討することによって、当該違法性の判断基準をより簡潔で明確なものとし、今後の課題について述べた。
高等学校における知的財産教育	森 正幸	石田 尚史	近年、産業の空洞化とこれに伴う知財の空洞化が懸念されている。これを防ぐために、多くの人々が知的財産を意識せねばならない。そのため、将来わが国を支えることになる子どもたちに、知的財産教育が行われることが望ましい。本論文は高等学校における知的財産教育をテーマとしている。平成 24 年度より実施の新学習指導要領で、知的財産の文言が初めて、その内容に盛り込まれた。そこで、新指導要領での教科・科目での知的財産の取り扱いについて調査を行った。また、特許情報研修館の平成 23 年度の高等学校への知的財産普及事業について、大阪府立城東工科高等学校での取り組みを紹介した。また、知的財産教育に必要なことを検討した。
ソフトウェア特許の問題点	森 正幸	谷川 智秀	コンピュータは、特定の機能を実現する装置を制御するだけでなく、今日では、物理的な現象もコンピュータ内

			でシミュレーションできるようになり、様々な産業分野においてもコンピュータの利用分野はますます広がっている。ソフトウェアは、財産的価値が高まる一方で、法的対応・保護に関して国際的な不整合・相互矛盾が顕在化している。各国の対応においてこれらの問題については未だ統一的な見解がなされているわけではない。そこで、本稿では、日欧米をはじめとする各国間での相違を分析し、ソフトウェアに係る発明について、効果的な権利取得のために特許クレームのドラフトに際し、権利化を図るうえで実務上最も留意すべき事項を検討する。
医療方法と特許	森 正幸	三大寺 正州	現在、医療方法の特許については特許法 29 条 1 項柱書きを根拠に産業上利用可能性がないとして特許法の保護対象とはならないとされている。しかし、我が国での裁判例の一例である「手術支援法事件」の判旨には、「一般的にいえば「産業」の意味を狭く解しなければならない理由は本来的には無い、というべきであり・・・法解釈上、これを除外すべき理由を見いだすことはできない、とする立場には、傾聴にあたいするものがあるということが出来る。」と判事されている。また、米国や欧州の異なる制度も取り上げる。本稿では、医療方法の特許することに賛成する立場にある。医療方法の特許する場合、どうあるべきかを検討する。
太陽電池における各社の特許戦略	都築 泉	岩田 一馬	このテーマを選択した理由は、「太陽電池」と一口に言っても種類や用途が多岐にわたり非常に調査のしがいがあること、またこれからの期待されるエネルギー技術でもあるためである。本論文では、まず太陽電池の概略を説明、その後種類や種類ごとの特徴、市場の規模などを述べ、調査の手がかりとする。そして、検索対象となる企業を数社選定し、特許出願数及び登録件数とその動向を調査する。また、明細書に実際に記載された技術内容を把握することにより、各社の太陽電池の種類や用途の特徴を分析する。さらに、各社の共同出願の状況と特許取得状況の関連性を把握し、技術開発戦略および特許戦略を考察し、私見を述べる。
インホイールモータに関する企業別特許戦略比較	都築 泉	西田 圭輝	地球温暖化及び石油の枯渇危機により、電気自動車に注目が集まっている。電気自動車の技術は、電池・モータ・制御に大きく分けることができる。電気自動車の技術の中でもホイールをモータで直接駆動するインホイールモ

			ータに注目した。インホイールモータは、電気自動車の技術の中でも先進技術の1つである。そこで、本研究は、インホイールモータにおいて事業分野が異なるトヨタ自動車、NTN 及びブリヂストンにおける特許戦略の差異及び特徴を分析した。調査・分析では、まず検索式をキーワードと特許分類の組み合わせにより2つ作成、次に、これらの検索式で得られた検索結果を合算し、特許解析ツールにより分析する、という手法で行った。
汚泥処理技術に関する主要企業の特許戦略	都築 泉	野田 和明	このテーマを選んだ理由は、汚泥処理に関する企業に就職するに当たり、入社後に活躍するための基礎としたいという狙いがあったからである。まず汚泥とは何かという点から始め、処理方法や目的について述べる。日本における汚泥の歴史的背景を述べ、調査の手掛かりとする。これらの世の中の流れを踏まえ、近年の技術動向を調査する。具体的には関連特許を出願している企業を数社選出し、関連 FI を幾つか検出する。これらの主要企業と FI を当てはめ、各企業の技術分析を行う。次に登録状況も調査し、明細書を目視して具体的な戦略を分析する。最後に汚泥処理技術の方向性を考察し、当該技術の有効な特許出願戦略についての私見を述べる。
不正競争防止法2条1項10号・11号の規制強化の問題点について	生駒 正文	大田 直輝	技術的制限手段の保護範囲について拡張すべきであるか否かについてたびたび論じられている。我が国の不競法は23年に技術的制限の回避規制強化がされた。主な改正点として、刑事罰の導入及び規制対象の拡大が挙げられる。これらは妥当であるか否かについて論じる。もう一方の論点として、請求権の主体について論じる。以上の論点を検討するために、不競法及び著作権法の制定の背景及び保護範囲について明らかにした上でマジコン事件、チューナー事件に触れ、今回の不正競争防止法改正に及んだ経緯について検討する。また、米国法や ACTA 条約に触れ、日本の技術的制限手段の回避規制の今後を検討する。
不正競争防止法における色彩自体の商品等表示性 -色彩の出所表示機能とその保護の可能性について-	生駒 正文	佐藤 光洋	不正競争防止法（不競法）における色彩自体の表示の保護について検討を行った。色彩は、誰でも自由に利用でき、出所を表示する機能はなく、原則として不競法2条1項1号による保護を受けることはできない。しかしながら、色彩自体に特別顕著性がある、使用による二次的意味を有する等、出所表示機能を獲得した場合にのみ、

			不競法による保護の対象となる。そのためには、色彩の商品等表示性、周知性、さらに出所混同の各要件の存在について、例えば、色彩表示の一貫的な使用、全国的な宣伝広告、需要者の高い認知度等を主張立証することが必要である。さらに、色彩の非機能性についても主張立証する必要がある。
地理的表示の保護に向けた地域団体商標制度の意義と限界	生駒 正文	嶋 祥宏	地域団体商標制度は、地域ブランドを適切に保護しきれていない。喜多方ラーメンのような著名な地域ブランドが地域団体商標の周知性を有していないとして、拒絶されている。本稿では、この点に鑑み、著名な地域ブランドが地域団体商標制度により保護されなかった理由を検討した。結果として明らかになったのは、地域団体商標のいう周知性とは、商標そのものの識別力ではなく、商標と使用者との結び付き、すなわち出所表示に関する識別力を指すということである。これにより、喜多方ラーメンが地域団体商標として保護されなかったのは妥当との結論に至った。そこで、著名な地域ブランド保護の一施策として、証明商標制度の導入を提案した。
連載漫画のキャラクターの著作物性と著作権侵害の対象	生駒 正文	西井 誠司	近年のキャラクターは、様々なコンテンツの拡充や、人気キャラクターやデザイナー、作家とのコラボレーションによって新たな切り口でキャラクターが描かれることで、その魅力を高め、新たな顧客を獲得し、日本におけるキャラクターは日本の経済活動に貢献しており、日本を代表するビジネスモデルとなっている。その一方で、日本にはキャラクター自体を直接保護する法律はなく、予想される侵害態様や存続期間等を考慮して、既存の法律による保護がなされているのが現状である。本稿では、キャラクターを外観(色彩、形状)で保護する著作権において、「漫画」のキャラクターについて裁判例や学説を基に、その著作物性や侵害を検討していく。
新しい商標(非伝統的商標)の保護の検討	生駒 正文	深谷 元	近年の経済の国際化やインターネットの普及により、従来日本で保護されてきた商標のタイプでない動画、音、香り、特定の色彩などの新しい商標(非伝統的商標)が見受けられる。現在日本の商標法では保護対象とされていないが、欧州、欧米等主要な諸外国では既に保護対象となっている。そこで、日本での保護を考えた場合に、現行商標法による保護又は商標法改正により条約、他の権利等の問題を検討する。その結果、日本においても非伝

			統的商標を保護するために現行商標法、不正競争防止法による対応では不十分であり、非伝統的商標を認めるにあたって商標法を改正し、日本においても非伝統的商標を認めるべきと提言した。
著作権法におけるコンピュータプログラムの保護領域に関する考察	生駒 正文	南川 雅昭	我が国では、コンピュータプログラムは著作物であると、著作権法により規定されている。だが、プログラムに関する著作権侵害事件の多くは、「創作性」欠如を理由としてプログラムの著作物性が否定され、プログラムにおける「処理の流れ」も又、単なるアルゴリズムだとして、著作権に基づく保護が否定される傾向にある。このような理由で、権利行使が出来ないようでは、法に対する信用が損なわれてしまうだろう。だからこそ、本稿では過去の判例を基に、著作権法におけるプログラムの創作性の幅と権利行使可能な保護領域について考察し、創作者と利用者、又は第三者との権利バランスを考慮してプログラムを法的に保護する方法を模索する。
審査基準改訂による医薬用法用量特許の審査実務の動向	宇佐見 弘文	高橋 栄	平成21年11月の医薬発明の審査基準改訂により、医薬の用法用量に関し新規性が認められ、新たに特許対象となった。製薬業界にとって「医薬用法用量特許」という選択肢が増えたことは、特許戦略上多大な影響を与えるものと考えられる。本論文では、審査基準の新旧対比を行い、用法用量に関する考え方の変化を分析した。更に審査基準改訂後に医薬用法用量に関して特許された事例の包袋を分析し、実際の審査実務について詳細に考察した。また、諸外国における医薬用法用量に関しても最近の判例等を参考に主要国の動向の把握を行った。そして平成23年12月28日に改訂の行われた特許延長制度との関係性について考察を行った。
特許延長登録について	宇佐見 弘文	酒井 康充	延長登録出願の延長の可否については、延長の処分の対象となる物を「有効成分」、その用途を「効能・効果」として判断されてきた。ところが、「パシーフカプセル延長登録出願事件」において最高裁判所は、「先行医薬品が延長登録出願に係る特許権のいずれの請求項の特許発明の技術的範囲にも属しないとき」と場合を限定して特許庁の運用を否定する判決を行っていた。その後、審査基準の改訂が行われた。これについて考察してみると、最高裁判決との齟齬は見られないもののこれまで特許庁が運用してきた審査基準における延長登録の可否と異なる

			場合が見られることが明らかとなり、今後、係争の可能性となることが示唆された。
--	--	--	--

2010 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
権利制限の一般規定導入に関する動向と課題について	高橋 寛	後藤 亜希郎	著作権の権利制限に関し、わが国は限定列挙主義によるのに対し、米国は一般規定（フェア・ユース）を有し柔軟な対処を可能にしている。そこで、日米の法制および主要裁判例を分析し、最新改正・動向を踏まえつつ、わが国法制の限界・問題点について考察した。 その結果、米国フェア・ユース規定に倣った権利制限の一般規定をわが国著作権法に導入すべき旨提言した。
応用美術の法的保護	高橋 寛	園田 智博	応用美術の法的保護に関し、わが国著作権法上は美術工芸品が美術の著作物に含まれる旨規定されるにとどまり不明確である。そこで、同法に加え、意匠法、不正競争防止法、商標法等による保護・規制について分析し、欧米法制との対比も行うとともに、著作権に関する裁判例および学説について考察した。 その結果、著作権法と意匠法の重複保護をある程度認めつつ、その範囲を極限すべきとの結論に至り、考えうる権利制限規定、保護期間に関する特例規定等の導入を提言した。
間接侵害について（差止請求に関して）	高橋 寛	辻井 厚希	著作権に係るいわゆる間接侵害に関し、わが国著作権法上、差止請求につき明文規定が置かれていない。そこで、関係裁判例を分析するとともに、政府における検討状況も踏まえ、特に「カラオケ法理」の妥当性と限界について考察した。 その結果、特許法 101 条を参考した、みなし侵害規定を導入する一方、「ベータマックス法理」すなわち「実質的な非侵害の使用」の抗弁を認める規定、および「プロバイダ責任制限法」を参考にした免責規定を導入すべき旨提言した。
P2P から考えるインターネット時代の著作権	高橋 寛	辻本 大輔	P2P 環境における著作権侵害に関し、その開発者・サービス提供者の法的責任が追及される事例が増えつつある。そこで、わが国 Winny 事件と米国 Grockster 事件を中心に、日米の法制および主要裁判例を比較・検討する

			<p>とともに、各国の立法動向等を分析した。</p> <p>その結果、著作権に係るいわゆる間接侵害につき特許法101条および「カラオケ法理」を参考にした、みなし侵害規定を導入する一方、「プロバイダ責任制限法」を参考にした免責規定、および米国フェア・ユース規定に倣った権利制限の一般規定を導入すべき旨提言した。</p>
通信と放送の融合に向けた知的財産および関連法整備の研究	平松 幸男	知的財産研究科修士	<p>現在、通信・放送の融合・連携にともなって、通信・放送法体系が見直されている。本論文では、総務省における通信・放送法の見直しの経緯と、提出された「放送法等の一部を改正する法律案」について分析し、また、欧州、米国の通信・放送融合状況とコンテンツ規制機関についても分析を行った。さらに、「ハウジングサービス」といった新しいサービスが、著作権法上問題となったことから「録画ネット事件」と「まねき TV 事件」について判例研究を行った。これらを踏まえ、通信・放送の融合に向けた、通信・放送の新法体系と、通信・放送の融合・連携時代における著作権法のあり方を提言する。</p>
電子書籍の普及と著作権法上の問題	平松 幸男	西出 朋輝	<p>本論文では新ビジネスである電子書籍ビジネスの著作権問題を取り上げる。まず、近年の著作権法改正による権利制限規定および日本版フェアユースの検討動向を近年活発化している電子書籍ビジネスへの適用性の点から分析する。その結果、文化庁の著作権法制問題小委員会で示されたフェアユースの3類型は限界があることを明らかにし、これらに加えてC類型の文言にベルヌ条約9条2項に規定されているスリーステップテスト文言を基本とした変更を加えたD類型を新たに創設する提案をする。このD類型を現行著作権法と3類型に追加する形で導入することにより、電子書籍ビジネスにおける幅広い利用行為の法的根拠を得ることができる。</p>
消費者の観点から見た知的財産と標準化の新規範への研究 ～新たなガイドラインの必要性～	平松 幸男	山田 江利子	<p>技術開発の進歩において、特にハイテク分野といわれる分野で、消費者が軽視される問題が起きている。企業の競争と利益のバランスを考慮しつつ、消費者の具体的な意見を取り入れる方法が必要であり、これには企業の競争に深く関係する知的財産と標準化・独占禁止法の関係が重要となる。そこで、「消費者の生活を考慮した意見の反映、それによる消費者の利益の確保」を目的とした新たなガイドラインを提案する。これにより、消費者の意見を踏まえた標準化、標準化における公正取引委員会の</p>

			関与による不当なケースの排除、消費者(特に高齢者・障害者)が広く使う標準規格の必須特許の無償提供などが実現し現状が改善されることが期待できる。
テルル化カドミウム型太陽電池の開発・特許戦略と製品化戦略に関する研究	山崎 攻	木下 昭一郎	<p>日本企業の太陽電池のグローバルシェアが低下している。パナソニック(旧:松下電器)と米国ファーストソーラー社を対比させて、特許を含めた事業化戦略を分析した。前者はCdTe型太陽電池の事業化を中止したが、後者はこの太陽電池で大成功を収めた。企業文化の違いが新事業の成否を分けたと考える。</p> <p>また市場においては、デジタル家電特有の「コモディティ化」が進んでいることを確認した。この先行指標をとらえて先回りした対策を可能にするために、特許出願公開件数の推移グラフとコモディティ化の関係を分析した。最後に日本企業がグローバル市場で復活するために、システム一体販売の推進や中国市場での実用新案型特許侵害の回避を提言した。</p>
照明用LEDの事業動向と特許戦略に関する研究	山崎 攻	村上 恭一	LED照明市場の急速な成長に影響する特許の詳細、各照明器具メーカーの特許戦略を明らかにすることを目的とし、本研究では重要特許の分析と、光源、灯具メーカーの出願分析を行った。結果、白色LEDの重要特許(第2900928号)の期限切れと、新規参入企業の増加との関連性が明らかになった。また灯具の新規参入メーカーは光の強度や色を間接的に制御する技術の出願に注力していることも明らかになった。このように、光源開発の自由度が増すことで、従来の照明器具の枠を越えた技術でも他社との差別化を図ることが可能になると予想される。
進歩性判断における後知恵について	高島 喜一		<p>最近、進歩性判断に関し、EPOのcould-would approachを惹起させる「回路用接続部材事件」、「切替弁事件」、「エアセルラー緩衝用シート事件」及び「キシリトール調合物事件」の4件の判決が出た。これは出願人にとって有利な判決である。</p> <p>本稿では、進歩性判断が厳しかった時代の「使い捨てマスク事件」や「半割り式研磨ロール事件」の2件、ターニングポイントとなったと言える「紙葉類識別装置事件」、そして、上記4件の計7件を取り上げ検討し、進歩性判断の変遷を分析・研究した。また、上記4件の判決</p>

			における考え方を形式的に適用した場合の危険性についても指摘した。
コンピュータ・ソフトウェア及びビジネス方法関連発明の保護適格性に関する考察	高島 喜一	川内 英主	<p>現在に至るまでコンピュータ・ソフトウェアやビジネス方法関連発明の保護適格性についての判断に関しては、世界中で多くの議論がなされてきているが、いまだ見解が統一されるには至っていない。このような中、近年、米国の Bilski 事件や欧州の EPO 拡大審判部への付託 (G03/08) が大きく取り上げられた。</p> <p>本稿では、これらの事件を背景として、コンピュータ・ソフトウェア及びビジネス方法関連発明の保護適格性について考察を行った。当該考察に当たっては、日本・米国・欧州における現在までの審査基準・運用を確認し、またこれらを比較したうえで、保護適格性のあり方の検討を行い、今後どのような審査基準・運用がなされるべきであるかを考察した。</p>
均等論における第1要件について	高島 喜一	田中 智弘	均等論は、特許侵害訴訟において主張される理論の1つである。しかし、裁判所が「均等の範囲である」と認められた判例は少ない。これは、均等論の認められる要件が不明確であることが原因であると考えられる。そこで本論文は、最高裁判決「無限摺動用ボールスプライン判決」において示された均等論における第1要件(非本質的部分)の明確化を試みることにし、すなわち、均等論の第1要件に示されている「非本質的部分」とは何を指すか、どのように抽出されるのかについて考察すると共に、第2要件(置換可能性)との関連性、すなわち、第1要件と第2要件とのダブルチェックの問題に関して考察を行った。
日英家電メーカーにおける電気掃除機の特許登録動向と特許戦略の研究	田浪 和生	犬伏 宏行	国内家電メーカー4社(パナソニック、東芝、三菱電機、日立製作所)と英国ダイソン社の競争激化が予測される電気掃除機に関する技術開発戦略と特許戦略の違いを明らかにする。斯かる特許戦略を導き出すため、具体的に電気掃除機における「吸引力」、「集塵性」及び「サイクロン」の観点で IPDL を利用して各国内メーカーとダイソン社の特許出願公開、特許登録動向を分析した。最後に、それぞれの特許戦略に限らず電気掃除機についての技術情報や市場動向も含めて考察した。
中小ベンチャー企業の特許戦略について	田浪 和生	上田 洋平	中小企業はグローバル化、不況の影響により、苦しい経営状態を強いられている。このような経営状態から脱出し、企業の存続及び飛躍のためには自社開発した技術い

			<p>わゆる知的財産を有効に活用することである。しかし、現状の中小企業は日々のコストダウンに追われ、知的財産戦略を検討する時間やコストに余裕がない。そこで、現状の中小企業に関する知的財産に関する問題点を文献で調査並びに中小企業へアンケート・ヒヤリングを実施し、現状の中小企業の問題点を把握し、欧米諸国のベンチャー企業の知的財産戦略をも調査し、中小企業の知的財産戦略について今後どのような活動を行っていくかを検討した。</p>
<p>トレードドレスにおける日中米の保護のあり方について</p>	田浪 和生	胡 文静	<p>米国に存在するトレードドレスの保護法制に着目し、日、中、米における保護の比較研究をした。社会の発展につれ、多様な経済活動が生まれ、知的財産に関するすべての権利を保護するには限界が見える。営業表示の保護の分野は、実体法では多くの国は保護していない。この観点から米国のトレードドレス法理について研究するとともに、日本と中国の場合の保護の現状について調査し、トレードドレス保護を適正に行う方策を検討し、考察として3件の提案を提示した。トレードドレスの保護の問題は大変重要であり、今後この検討がさらに発展することを期待したい。</p>
<p>寡占市場における有効な特許管理・特許戦略の分析</p>	田浪 和生	濱田 慎平	<p>寡占市場の代表的な例としてベアリング産業に着目し、寡占市場の中で企業が生き残っていく為の活路を特許管理・特許戦略の側面から分析を行った。まず初めに、公正取引委員会の独占禁止法上の指針にしたがい、ベアリング業界が斯かる寡占市場に該当することを確認し、次いで当該業界の特許戦略に関し調査分析した。自社の市場地位と競争余地を把握し、同質化戦略、差別化戦略又はプラグ戦略といった寡占市場における有効な戦略をとるための道標としてパテントマップを作成し、ベアリングの用途開発とそこにおける特許戦略を考察した。</p>
<p>x86系CPUに係る私的独占事例(インテル事件)の検討と考察</p>	岩本 章吾	石山 雅洋	<p>本研究は、インテル社が行ったリベートの供与が私的独占とされた審決、通称インテル事件について考察を行うものである。リベートは適法な価格競争としての側面を持つと同時に、インテルのような支配的な企業によるものは私的独占形成のための手段としての側面を持つ可能性がある。</p> <p>私は、リベートの提供が他の競争事業者を排除することになるかの排除該当性を判断する場合は、以下の三点を</p>

			軸に判断する必要があると考えた。(1)リベートの基準 (2)排他的取引の基準 (3)競争の実質的制限の成立これらを検討した結果、インテルが採用したリベートは、ライバル企業の排除や参入の阻止を目的としているとみるのが自然であるという結論を導くことができた。
パテントプールに対する独占禁止法適用の考察	岩本 章吾	片尾 公治	パテントプールとは、ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものであり、知的財産権の行使として、原則独占禁止法上違法とならないものであるが、場合によっては、独占禁止法上違法となるものである。本論分ではパテントプールが独占禁止法上問題となった際、どのような要件が考慮されているか判例及びガイドラインから考察し、私見を述べた。また、架空の事例を作成し、具体的にパテントプールが独占禁止法上違法となる場合を示した。
並行輸入に関する独占禁止法上の問題	岩本 章吾	中西 良一	並行輸入とは、総代理店契約が輸入品について行われる場合において、第三者が契約当事者間のルートとは別のルートで契約対象商品を輸入することである。 我が国知的財産法における並行輸入の取り扱いは、それが真正商品であれば許容されるものとされている。しかし、並行輸入を阻害する行為自体は禁止されておらず、そのような行為は独禁法上の課題を生じさせる。その課題とは、並行輸入の阻害行為に対する独禁法の適用条項の問題、及び、独禁法 21 条の適用に係る問題である。 以上より、本稿は、知的財産法における並行輸入問題の動向を確認し、それを阻害する行為について独禁法上どのような取り扱いがなされるべきかを研究するものである。
並行輸入の阻害行為から見る独占禁止法 21 条の意義の検討	岩本 章吾	中野 裕規	知的財産権法と独占禁止法との関係においては、独占禁止法 21 条で知的財産権の適用除外規定が設けられおり、知的財産権の権利の行使は独占禁止法上問題とならないとされている。 本稿においては、知的財産権と独占禁止法が交錯する、並行輸入とその阻害行為を踏まえて、どのように独占禁止法 21 条が取り扱われるべきかを検討する。現在 21 条の解釈として、通説とされる見解には大きく見て問題は

			ないが、その理論構成には問題があるといわれる。通説の「権利の行使とみられる行為であっても知的財産権法の目的に合致するか否か」で独占禁止法の適用除外を判断することには疑問があり、競争政策の観点から適用除外を判断すべきである。
知的財産権の競争制限効果と損害賠償（独占禁止法第 21 条通説的見解の妥当性）	岩本 章吾	濱田 卓範	<p>特許を始とする知的財産権は、無体財産権制度の下で、例えば企業間競争を促進するなどのインセンティブを付与することから、競争政策を実現することに資する権利とされている。一方、その権利の独占的な利用を保護することとなる為、知的財産権法の適用範囲において、競争は排除されることとなり、競争制限効果を持つ場合がある。</p> <p>独占禁止法は、第 21 条に知的財産権に関する適用除外規定を設けることで、従来、その解釈によって、知的財産権の競争制限的な効果への規制を行ってきた。今回、関連する審決判決を研究することにより、知的財産権の競争制限効果と現状の独占禁止法第 21 条の通説的見解の妥当性、及び現行制度の問題点を検討する。</p>
コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングについての米日欧中の法的比較	森 正幸	張 莉	<p>現在、多くの国は、コンピュータ・プログラムを著作物として著作権法により保護が与えられており、その保護制度は基本的に類似する点が多い。一方では各国間の取り扱いに微妙な差があり、その中の一つとして、プログラム著作権の制限の問題を挙げることができる。特に、プログラムのリバース・エンジニアリング（以下 RE という）行為が許容される範囲の問題について、様々議論されていた。また、RE を制限する契約条項の有効性についても議論されている。</p> <p>本論文は、米国、欧州、日本、及び中国の法的現状を比較することにより、RE についてどのような法制が日本や中国のコンピュータ・プログラム産業の発展に相応しいかを提案したものである。</p>
特許調査における概念検索の効率的活用例	都築 泉	藤井 康輝	<p>専門知識を持たないエンドユーザーが、特定の分野の特許出願を包括的に検索するのは困難である。その理由は、検索対象の技術分野に付与されている FI 等の特許分類を調べる事には不慣れであり、検索に用いることは難しく、また検索式の作成に必要な演算子の用い方の知識も乏しいからである。</p> <p>今回、特許出願の検索において、技術主題には詳しいが、</p>

			<p>検索に関する専門的な知識を持たないエンドユーザーにとって、より包括的な検索が行えるように、従来型演算子を用いる検索方法とは異なる概念検索を利用して、調査対象とする技術分野の特許出願を効率よく検索する方法を提案し、その方法を基に検索を行った。本論文はその検索方法をまとめたものである。</p>
特許および商標出願動向からみた各社の商品戦略分析	都築 泉	山田 尚史	<p>本研究は、化粧品業界大手企業である資生堂、および花王の2社と新規参入企業である富士フィルムおよび味の素の計4社について、各社の特許戦略およびブランド戦略を調査・分析することを目的とした。</p> <p>そのために、本研究では各社の特許戦略およびブランド戦略を、書籍など一般情報から調査し提示した。さらに、各社の特許および商標の出願動向についての調査を行い、そのデータをもとに戦略の分析を行った。その後、調査した特許戦略およびブランド戦略と分析を行ったデータとを対比し解説を行った。</p> <p>その結果、調査した戦略と特許および商標出願動向のおおよそその一致と、大手企業と新規参入企業との戦略の進め方についての各社の違いが明らかとなった。</p>
頒布権消尽論の是非についての考察～判例を中心として～	生駒 正文	加藤 慎也	<p>映画の著作物に関して、解釈論上消尽しない頒布権という独自の権利が、著作者に認められている。何らかの動画を伴っている著作物の複製物の流通を制限できる権利である。そうすると、映画DVD等に関しては自由に売買することはできないはずである。しかし、それらの売買が容認されていることも実態である。これを反映した判例も出ている。最高裁はゲームの著作物について、頒布権が消尽するという旨の判決を下した。それでは、ゲーム以外の映画の著作物についても同様のことが言えるのではないか。権利の及ぶ範囲に区切りをつける必要がある。本論文では、頒布権に関する判例等を検討し、頒布権が消尽する可能性について言及していく。</p>
類似商号に関する紛争の研究	生駒 正文	小島 幸保	<p>会社の名称である商号は、企業活動を営む上で最も基本的なものであり、企業活動の積み重ねによって信用を獲得しうるものであって、相応の経済的価値を有する。しかし、商号が、登録商標と同一又は類似し、または、周知性・著名性を具備した「商品等表示」と同一又は類似することによって、紛争が生じることがある。当該紛争が訴訟に発展した結果、商号登記の抹消が命じられ、変</p>

			更を余儀なくされると、長年当該商号を使用してきた企業ほど経済的負担は大きく、それまでの商号によって蓄積された信用をも失うこととなる。そこで、類似商号に関する裁判例により訴訟の構造を研究することにより、紛争予防の方策の検討を試みるものである。
キャラクターの著作権法上の保護とライセンス契約	生駒 正文	中西 雄也	日本のキャラクター市場は、2兆円規模で成長している。しかし、日本の法律においてはキャラクター自体を直接保護する法律はなく、各法において個別に保護し、運用しなくてはならない。例えば、キャラクターを外観（色彩、形状）で保護する法律としては著作権法を中心に、意匠法、商標法でありキャラクターの侵害等を防ぐ為に不正競争防止法、民法などがある。また、キャラクターは判例上においても、非常に多義的な解釈をされている。そのため絶対的な保護を受けにくい。かつ、キャラクターを使用する媒体も多い為、本論文においては漫画におけるキャラクターをいかにして保護するべきかを検討していく。また、キャラクターに関するライセンス契約制度に関して実際使用するさいの重要な項目について検討していく。
フェアユースの研究 — 権利制限規定の限界と一般規定の導入 —	生駒 正文	知的財産研究科修士生	本論考は、権利制限規定に主眼を置き、現行著作権法の問題点や、解決策としての一般規定導入の必要性等を主な論点とする。具体的な内容としては、我が国の権利制限規定について問題の所在を確認しつつ、従来の裁判例・学説の状況において、形式的侵害を非侵害とするため、現在どの様な対策が採られているかを確認した後、アメリカ著作権法について深く掘り下げ、米国著作権法 107 条の内容、判例、及び問題点について取り扱う。そして、上記内容を踏まえた上で、我が国の著作権法に一般規定の導入することの可否、及び一般規定の導入に際しての日本における一般規定の親和性や 3step test、日本版フェアユースの創設などについて考察を進めていく。
応用美術品における著作権保護	生駒 正文	知的財産研究科修士生	美術著作物は、絵画・彫刻・版画のような「純粹美術」と実用的機能を発揮させる目的で実用品に応用された「応用美術」がある。我が国の現行著作権法では、応用美術の著作物として美術工芸品を保護するとし、応用美術については積極的な解決を図るべきことが国会において強調された。ドイツでは、「美術の著作物」と、美術の著作物であるものが著作権法で規定される。応用美術の

			領域は、「個性」と「形態形成の高度性」をモノサシとし、それから著作権法と意匠法による保護のボーダーラインを決める。アメリカでは、著作権法 102 条 (a) (5) で保護される物についての規定がある。その後、実用品のデザインのうち、実用品自体と区別される創作物は、デザイン・パテントと著作権法の重複保護が認められ、著作権法においても、これら応用美術（機械的又は実用品的特徴を除く）の保護規定が明確化された。
民間伝承薬用植物由来成分の特許性に関する分析研究	宇佐見 弘 文	知的財産研究科修士	民間伝承薬用植物の特許性について、日本、欧州、米国の事例の分析研究を行った。今回検討した事例では、登録査定を受けた発明は、「用途発明」が多く、「物の発明」として抽出方法を限定した「プロダクツ・バイ・プロセス・クレーム」、「物を生産する方法の発明」が認められた。用途は、一部の発明に具体的にその効果が示されていない未完成発明と思われる発明が見受けられた。欧州事例は、特許性判断のための技術水準が、刊行物リストであるサーチレポートに記載されない、国外の口述も含めた証拠により認定され、米国事例ではサンスクリット文字で書かれた文献により後日特許が無効となった。国間の審査基準の同調が必要であると考えられた。
米国特許法における情報開示義務制度と裁判所での判断基準について	宇佐見 弘 文	濱口 大樹	米国においては、米国特許出願を行うにあたり、出願人等が知り得る範囲の特許性に影響を与える先行技術を知っている場合には、これを隠すことなく USPTO に対して情報開示陳述書 (IDS) に記載し、出願書類とは別に提出することが義務付けられている。そして、これに違反した場合、出願人には特許権行使不能という非常に重いペナルティーが科されることとなっている。この IDS を巡る情報開示義務違反の判断は、裁判所において行われているが、その判断基準は、当事者にとって非常に不明確、不明瞭なものとなっている。本稿では、いくつかの判例をもとに裁判所の判断を考察し、その結果、当事者にとって有用な裁判所の判断の傾向を示す。
医薬品等特許期間延長制度の最大 5 年の制限に関する考察	宇佐見 弘 文	知的財産研究科修士	我が国の特許法は、その特許権の存続期間を出願から 20 年と定めている。しかし、医薬等一部の分野については、他の法の規制により実質的に権利を実施可能な期間が短縮されてしまうという問題から存続期間を最長 5 年延長させるものとして存続期間延長の制度が設けられており、これにより損なわれた特許権の実質的な回復を行っ

			ている。しかし、医薬品分野における 2010 年問題が騒がれ、後発医薬品が政策的に推奨される現在においてこの 5 年という期間は長い期間かまたは短い期間なのかという疑問が生じる。本稿では、同制度の設定の背景や運用の基準、諸外国との比較、医薬品業界の現状等からこの疑問について考察するものである。
営業秘密保護における秘密管理性要件について	宇佐見 弘 文	山田 満久	<p>営業秘密として保護されるためには、(1) 秘密管理性、(2) 有用性、(3) 非公知性、の 3 つを満たさなければならないが、最も重要な要件となるのは秘密管理性である。訴訟においては秘密管理性の有無が争点となることが多く、その中でも特に問題となるのは、情報の管理に一部瑕疵がある場合に秘密管理性を肯定すべきか否かである。この点については、秘密管理性の要件を緩やかに捉える考え方と一定レベルの高度な基準を要求する考え方が存在し、裁判例においても上記の二つの立場からそれぞれアプローチするものが蓄積されている。</p> <p>本稿ではどちらの立場を正当とするかを指摘するとともに、企業における秘密管理の在り方について検討を行った。</p>
不正競争防止法 2 条 1 項 3 号の課題 - 裁判例を通じた商品形態と依拠性の要件を中心に	宇佐見 弘 文	吉村 唯	<p>本論文では、不正競争防止法 2 条 1 項 3 号について判例研究を行った。2 条 1 項 3 号の要件を明確化していき、近年判断に使われ出した依拠性の必要性を考える。判例を通して一般的に言われている依拠性の要件と近年の判断に違いがないかを検討を行った。中でも、独立開発の抗弁において、被告先行商品の開発時期が重要となってきた。特にデザイン性を重視する衣服等の商品については、被告先行商品と被告商品の特徴的形状が類似していると判断された場合、被告先行商品の開発時期が一年以上前か否かで判断が大きく変わってきている。近年増加傾向の事例のため、今後も独立開発の抗弁となる時期を調査し続けていく必要がある。</p>
大学研究者の研究成果の公表と特許出願 ～ グレースピリオドの統一についての考察	石井 正	村田 千代	<p>現在、大学は産学連携活動が求められ、積極的に「知」を特許化し、産業の発達をもたらすと同時に、技術移転を行い、研究費を独自で賄うことを求められている。研究成果をいち早く論文や学会で発表することを責務とし、自らは特許を実施しない大学研究者と大学にとっては、発明を開示することによって排他的な特許権を取得することは相反する行為である。30 条の制限の緩和を求</p>

			め続け、そして究極的には、米国式の1年間のグレースピリオドの世界的調和が求められている。先発明主義式のグレースピリオドを先願主義の我が国に導入することが研究者としての Priority と研究資金としての特許が得られる制度であるのかを考察する。
特許訴訟における無効抗弁に関する研究—ダブルトラックに関する問題を中心として—	則近 憲佑	石本 泰悠	キルビー判決以降、特許の無効性判断にあたり、特許侵害訴訟における無効抗弁と特許無効審判の両ルート（ダブルトラック）が確立され訴訟が迅速化された。しかし、司法行政間での判断齟齬の問題、審理重複による社会経済的な問題、特許権者の手続き負担増の問題、裁判所の技術専門性についての懸念、侵害訴訟で無効抗弁をされた特許権利者側の圧倒的敗訴率などが問題として報告されている。本論文では、小委員会等で扱われた論点を中心に情報を収集し現状を把握し、現実的にはダブルトラック状態を維持すべきであると捉えた上で、効率的で円滑な制度運用の可能性を検討した。
特許法104条の3の無効の主張に対する特許権者による訂正の主張について	則近 憲佑	知的財産研究科修士	わが国では、キルビー事件最高裁判決以降、積極的に特許無効の主張がなされるようになった。そして、平成16年特許法改正により特許法104条の3が導入され、その法的整備がされた。しかし、現行制度は特許権者にとって厳しい状況ともいえる。また、特許権者は権利行使をするために適正な対応を求められる。手続きに関する事項ではあるため画一的な処理が望ましいが、具体的な法律はなく未だ議論がされている。そこで、本研究は特許侵害訴訟における特許法104条の3の抗弁を受けた特許権者が、それを否定し又は覆すための訂正の主張の扱いについて検討する。そして、紛争の合理的解決を成し遂げるために改善策を挙げる。
特許訴訟におけるフォーラムショッピングの日米中比較	則近 憲佑	山本 伸輔	自己に有利な判断を求めて裁判所や行政機関を選択する「フォーラムショッピング」の実務について日本、米国、中国それぞれにおいて検討し、その背景と現状に迫ります。日本では特許事件に関してはどの裁判所にも判決にあまり差異はありませんが、米国では今日においてもどこで訴訟を行うかにより原告の勝訴率が大きく異なります。それらの事象を裁判所のデータなどを基に検証し、中国においても、今後は裁判地選択の実務が重要になることについて検討します。また、フォーラムショッピングの実務が勝負を分けたような事例を紹介し、最後に日

			本企業が各国において訴訟に巻き込まれた際にどのように対処すべきかについて提言します。
--	--	--	--

2009 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
著作権侵害の主体を巡る法的理論	高橋 寛	田村 俊明	いわゆる間接侵害の主体に関し、我が国著作権法には規定がなく、裁判所は、かつて演奏権に係る特殊事情から編み出された「カラオケ法理」に代表される解釈論により、さまざまな態様で間接侵害責任を認定してきた。本稿では、著作権に係る間接侵害行為主体の認定に関し、主要な判例・学説を分析・検討するとともに、最近のロクラクII事件と Winny 事件について第一審と控訴審の判決を比較・考察する。以上を踏まえ、間接侵害に係る立法化の必要性を論じ、私見を提示する。
著作権法における日本版フェアユース規定の導入について	高橋 寛	西村 香那	技術革新に伴って著作物の利用態様が変化する中、米国法に倣った権利制限に係る一般条項（日本版フェアユース規定）の導入が検討されている。本稿では、まず、日本版フェアユース規定の導入が検討されるようになった背景や現行著作権法の問題点につき、裁判例を含めて分析・検討した。その上で、このような規定を導入とした場合における、その位置づけ、個別制限規定との関係なども考慮しつつ、あるべき対応について考察した。その結果、著作権法 20 条 2 項 4 号を参考にした補完的な受け皿規定を権利制限規定の末尾に置くべき、また、保護と利用の公正なバランスを図る考え方・解釈の定着を図るべきであるとの結論に至った。
デジタルコンテンツの保護と流通に関する研究	平松 幸男	上山 彩	デジタルコンテンツに関する法制度と実際の運用（権利処理システムやビジネスモデル）の分析を行った。デジタル時代に崩れてしまった権利者と使用者のバランスの適正化に関する研究である。まず現状の著作権法（公正利用や私的使用等の権利制限規定）の分析を行った。その上で今後の可能性として、日本版フェアユースについて判例や米国法との比較、また不正競争防止法や民法等も考慮に入れた。実際の運用については、特に上記を含め放送と通信の融合から権利処理や標準化に至るまでの課題解決に向けて、現在多くの企業等に注目され始めて

			いるデジタルサイネージ等々の国内・海外動向の分析を基に、今後の流通促進法制の必要性について考察した。
標準に含まれるソフトウェアプログラムの相互利用に関する研究	平松 幸男	山中 岳	現在、世界的な流れとして特許を標準化することがスタンダードとなりつつあり、各国が技術や特許について標準化を推進する動きを活発化させている。この様な標準化を世界規模で推進するのが国際標準化団体と呼ばれる団体である。ITU-Tでは、現在ソフトウェアプログラム著作権について標準化を推進しているが、これには様々な問題点が多く含まれる。現状のままではソフトウェアプログラム著作権標準化に於ける取り扱いルールが確実に機能するとは言えないと考えられるため、これらに関する今後の解決策について本論文で研究した。ここで、オープン・ソースによる著作権へのアプローチ方法が標準化とどの様に違うのかについても詳細に言及する。
ビデオゲーム機振動コントローラ訴訟からみる権利化・権利行使戦略の分析	山崎 攻	尾崎 優一郎	本研究は、家庭用ビデオゲーム機振動コントローラ訴訟におけるイメージョン社の権利化・権利行使戦略の詳細を明らかにすることを目的とした。本研究では、これまでの下出・荒川研究で未検討であった333特許についての詳細な分析と、本事件に関わる一連の継続出願におけるクレームの変化について分析した。また、陪審裁判に向けた権利行使戦略について調べた。その結果、イメージョン社の次世代型ゲーム機コントローラに向けた権利化戦略、原出願から017特許・213特許・333特許と続く一連の継続出願における家庭用ゲーム機市場の発展に合わせた権利拡張戦略、マイクロソフトとの和解さえも利用する巧妙な訴訟戦略が明らかになった。
家庭用燃料電池コージェネレーションの事業・技術・知的財産面からの研究	山崎 攻	藤原 正樹	温暖化ガスCO2削減とエネルギー安全保障の救世主『エネファーム』(家庭用燃料電池コージェネレーション)の開発は、広範な技術が複合したシステムを実用化する大型プロジェクトである。その研究開発には、長い時間と大きな投資を必要とし商品化までの負担が大きい。本研究の対象である燃料電池の開発では、技術開発競争、知的財産の獲得競争、事業上のリスクの分散を円滑に行うために、共同開発の手法が取り入れられている。燃料のガスに詳しいガス事業者と電気に詳しい電機メーカーが互いの強みを発揮した異業種企業の共同開発の実態を事業面、技術面、知的財産面から分析し、今後も増加する

			であろう大型プロジェクトへの取組方法のヒントが得られた。
サブコンビネーションに関する考察	高島 喜一	光寺 弘至	本報告書では、サブコンビネーションに係る平成 17 年(行ケ)第 10220 号審決取消訴訟事件判決を取り上げた。発明とはその構成及び解決する課題から認識されるものであるとの大前提のもと、判決では、本事件は特許法 36 条を満たすと判断した。しかしながら、サブコンビネーションクレームは、本来、そこに記載された構成のみではコンビネーションの発明の課題を解決することができない。したがって、上記大前提のもとでは、サブコンビネーションクレームは、特許法 36 条 6 項 1 号の要件を満たさないものであり、当該クレームは実質的に間接侵害で保護するのが我国の法制であるとの結論に到らざるを得ない。
知的財産権を担保とした融資についての研究	田浪 和生	大藤 慎也	近年、知的財産を担保として、企業に融資を行うという例が出現してきているが、不動産等を担保にした普通の融資に比べるとその件数は多いとは言えず、一部の金融機関が行うに留まっており、そこに障壁があると見受けられる。しかし、環境整備がなされれば、知的財産権担保融資を肯定的に見る金融機関も多く、知的財産権を担保とした融資に関して、潜在的な需要は決して低くない。よって、知的財産権を担保としての融資を行う際の障壁と、その障壁を乗り越える方法を研究し、具体的にはパテントプール方式による知的財産担保融資の活性化体制の構築を提言する。
我が国の建設業における知的財産管理のあり方について	田浪 和生	川瀨 隆司	我が国の建設業は、全産業の第 3 位に位置付けられている基幹産業である。しかしながら、建設業における知的財産活動は、他製造業と比して立ち遅れている状況にある。業界全体として知的財産活動が具体的企業戦略として捉えられていない状況といえる。建設業界は、その歴史や業界構造、更に政治経済の動向や制度の変遷等に密接に影響されるという特殊性を内在している。本研究は、建設業における知的財産活動の実態を調査・分析して、知的財産戦略の浸透が立ち遅れた原因を模索し、今後の国土の建設を担う建設業においての知的財産活動の方向性と知的財産管理のあり方を研究し提案するものである。

<p>特許権侵害物品についての水際措置比較研究 ～関税法第 69 条の 20 通関解放制度 運用事例をもとに～</p>	田浪 和生	山口 弥香	<p>我が国の水際取締の制度のうち、通関解放制度が実際に運用された事例は 1 件しかない。その事例をとりあげ、通関解放制度を有する認定手続の現状と TRIP s 協定との関係、他国の水際措置との比較・考察し、欧米の制度と比べ侵害差止効力が弱いと言われる我が国の認定手続の特徴を述べた。同時に制度設計変更の可能性があるならば、水際という国外との接点での措置である以上、対物効を有する制度のほうが望ましいという観点から、水際措置は可視不能な権利に係る貨物については独立した権限を有する機関のもとで、税関は執行機関であることに徹底するべきであると提言した</p>
<p>特許権者とリサイクル業界間の課題とその解決策 —独占禁止法の立場からの考察—</p>	岩本 章吾	高岡 健	<p>近頃、新聞をはじめとした情報媒体に、環境技術に関連したものを目にする。しかし、これらは、ユーザー側の使用、利用の役割を終えた後のことまで明確に考慮されているとは言い難い。現に、商品等に関して特許権等の知的財産権が付与されている場合、権利者は、商品等のリサイクルを図ろうとする相手方の行為の態様によっては、訴え等の法的措置に踏み切るケースもある。本研究は、その請求が認められた場合であっても、独占禁止法の法的観点から、特許権者とリサイクル業界における課題とその解決策を考察することで、双方の競争の機会を確保しようとするものであり、本国が真の環境大国であると世界に主張するためにも意義あるものである。</p>
<p>著作物に対する適用除外制度について</p>	岩本 章吾	立花 稔弘	<p>再販売価格維持行為は独占禁止法上の不公正な取引方法(2 条 9 項)に該当し、原則として独占禁止法に違反する行為であるが、独占禁止法 23 条 4 項において、著作物に対する再販売価格維持行為は著作物再販制度として、独占禁止法の適用除外とされている。著作物再販制度の根拠としては、文化の保護を挙げる見解が多々見受けられる。文化の保護自体は重要な価値であるが、著作物再販制度が文化の保護に寄与しているか厳密に論証されなければいけない。そこで、本研究では、著作物再販制度の対象品目である書籍、雑誌に着目し、著作物再販制度の妥当性を検討することによって、競争政策と文化について理解を深めることとした。</p>
<p>商標の権利行使とみられる行為における</p>	岩本 章吾	建部 陽	<p>独禁法 21 条によれば、商標権の行使と認められる行為は、独禁法の適用を免れることとなる。権利行使が商標保護制度の趣旨・目的を逸脱し、競争制限を理由に行わ</p>

独占禁止法違反該当性について			れる場合には、独禁法の適用を受けうる。しかし、制限行為が商標権の行使であると認められたならば、公正かつ自由な競争が阻害されるおそれがある。そこで、本稿は、商標権と独禁法の関係を明確にすることを目的とし、独禁法 21 条の解釈、商標権と独禁法に係る実務上の運用について検討を行う。その上で、商標権の公益性を踏まえ、商標の権利行使とみられる行為における独禁法違反該当性を主とし、両者の関係がどうあるべきかについて研究する。
ライセンス契約における独占禁止法上の不爭義務条項問題 -日米欧を比較して-	岩本 章吾	奈良場 絵理	ライセンス契約に際し「不爭義務」条項を附すことは、知的財産ガイドラインより不公正な取引方法に該当する場合のある制限行為として列挙されている。独占禁止法 21 条は知的財産権の行使といえる場合には適用除外されるが、公取委見解たる再構成された権利範囲論において「不爭義務」条項は制限行為であり、その行為に具体的根拠規定を持たないことからこれを否定する。「公正競争阻害性」を通説的見解で捉えたと、競争制限行為は全て違法となる。そこで本研究では①「公共の利益」を究極目的公益説より、②反公益性要件説を類推解釈することで「不爭義務」条項を附した場合であっても独禁法上合法化される場合があるのかを具体的事例より検討する
「独占禁止法 21 条の存在意義について」	岩本 章吾	松永 美里	知的財産権は、発明を保護し、後願の発明には特許権を与えず、その発明の実施を先願発明に対する実施行為として排除することで、発明者のインセンティブを強化し、究極的には産業の発達に寄与する。他方、独占禁止法は、独占的行為を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、究極的には一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的としている。独占排他的である知的財産権に対し、それを排除しようという独占禁止法、両者は相反しているように思われる。そこで、本研究において独占禁止法と知的財産権の関係並びに独占禁止法第 21 条の存在意義を明らかにしていく。
電機制御方法の発明の進歩性について	森 正幸	田村 尚子	本事案の発明は、インバータを介してモータを動かす方法に関する。モータをある速さで負荷をかけて回転させようとする、安定稼働までに様々な工夫が必要となる。本事案のモータは、同じ波形が 3 相重なった電流や電圧で回転させるものである。このような特殊な電機の制御

			方法、すなわち「方法」の発明であり、かつ機能的表現の発明特定事項を含む場合の想到容易性について、現実にはどのように判断されているのかを、無効2006-80260号事件およびその審決取消訴訟を取り上げて分析した。あわせて、本件特許に基づく特許権侵害訴訟での有効性判断での発明の効果の評価について触れた。
進歩性判断における用途限定の意義について	森 正幸	原 桂	物の発明、特に化学分野の発明においては、物の形状・構造などからその物を特定できない場合、物の用途を用いてその物を特定しようとする場合がある。かかる表現形式で記載されている場合において、請求項に係る発明についての発明の認定方法は審査基準で示されているが、その判断基準は未だに明確とはいえない。本稿では、進歩性判断における用途限定の意義について、先行文献や審査基準を通して検討した。さらに後半では、事例検討として、平成18年（行ケ）第10303号特許取消決定取消請求事件を取り上げた。本事件をとおして、物の用途を表現した場合の発明の評価および進歩性との関係の考え方について検討を加えた。
特許動向からみた情報セキュリティ対策技術	都築 泉	高橋 和成	本論文では、情報セキュリティにおける様々な脅威や脆弱性を踏まえ、情報セキュリティ対策技術を(1)侵入検知・防御、(2)認証、(3)暗号の3つに分類し、各々の代表的なセキュリティ技術に焦点を絞って検討した。また、これら3つのセキュリティ技術を基礎から把握し、その特許及び動向調査から、最近の情報セキュリティ上の問題点や傾向を踏まえて解析を行った。その結果、各年代における社会環境の変化や情報技術の進歩を受けて、様々な脅威や脆弱性が少なからず情報資産には存在し、それを是正するための情報セキュリティ対策技術が開発されていることが特許出願動向から把握できた。
不正競争防止法における店舗デザインの法的保護のあり方について	生駒 正文	土井 典子	激化する市場競争の中で、商品・サービス提供者は一般消費者にアピールするために商品開発や店舗開発に多くの費用・労力を費やしている。顧客誘引力において大きな力を発揮し、企業価値を高めることに寄与する店舗デザインについて、これまで我が国では保護が明確化されていなかった。本論文では店舗デザインが不正競争防止法の営業表示となりうる可能性が示唆された判例の出現を契機に、店舗デザインを保護する米国のトレードドレスの法理及び代表判例、我が国の主要判例と店舗デザイ

			ン保護の意義、知的財産各法による保護の可能性とその限界領域、及び不正競争防止法の本旨を検討した上で、不正競争防止法による店舗デザイン保護の可能性を提起するものである。
キャラクターの著作権性について	生駒 正文	中川 広志	人気のあるキャラクターには顧客吸引力が発生し、商業的価値が生まれる。そういったキャラクターは模倣や無断利用からの法的保護が必要であり、その保護限界についても明確にする必要がある。本稿ではキャラクターについて、原画の著作物や映画の著作物といった著作権を根拠とした法的保護を検討した。著作権法上、キャラクターそれ自体には著作物性が認められていないが、複製権や変形権の侵害を根拠にすることで著作物に近いたちでの保護が可能である。また、意匠法、商標法、不正競争防止法、民法についても保護可能性を検討し、最後に「キャラクター権」が確立された場合について述べた。
著作権における並行輸入について	生駒 正文	馬田 正浩	本研究では、著作権における並行輸入を中心として、他の知的財産権における並行輸入との違いについて述べる。我が国の並行輸入と知的財産権における考え方は、特許権、商標権、著作権のそれぞれの権利において、理論的構成は著しく異なっているのである。そこで、これらについて比較をしながら、我が国では今後著作権、その中でも特に映画の著作物と並行輸入の関係がどのような影響を与えるかを検討課題とする。著作権、特許権、商標権に関して、それぞれの権利における並行輸入の判断について判例を通じて比較し、知的財産権における並行輸入の商品の規制に対する考え方から、著作権における並行輸入の判断の妥当性について検討を行う。
iPS 細胞に関する京都大学とバイエル社の特許出願の比較に基づく権利範囲についての一考察	宇佐見 弘文	坂本 輝路	体細胞に4種の転写因子 (Oct3/4, Sox2, Klf4 および c-Myc) を導入し、体細胞のリプログラミングを引き起こすことにより作製した、ES 細胞様幹細胞である「iPS 細胞」は、京都大学の山中伸弥教授によって世界に先駆けて発表された人工多能性幹細胞である。バイエル社によるヒト iPS 細胞の作製が京都大学よりも先行しているとの指摘がある。そこで本研究では、ヒト iPS 細胞技術の特許の重要性に鑑み、バイエル社による iPS 細胞が先行しているとの指摘について検討を行い、京都大学が取得した iPS 細胞技術に関する特許第 4183742 号の権利範囲にヒト iPS 細胞技術が含まれるのか否かについて検討

			し、iPS 細胞技術に関するバイエルの出願と京都大学の出願の比較検討を行った。
最近の事例に基づく遺伝子の権利化に関する動向	宇佐見 弘 文	根岸 忠志	1990年代の著しいバイオ技術の発展は、各国における遺伝子特許の審査基準についての問題を引き起こした。特に米国が他と比較して遺伝子特許の権利範囲が広いことが問題となった。それに伴い日米欧の三極特許庁において、それぞれの遺伝子特許に関する審査基準が確認された。しかしながら、ここでも米国の審査基準の違いが改めて明らかになった。そこで本稿では、日米の遺伝子特許に関する審査基準を比較しつつ、日米欧の三極特許庁の比較研究があったときに日本にどのような遺伝子特許が出願されたのかを調査し、これからの遺伝子特許についての検討・考察を行った
化合物分野における特許請求の範囲の訂正が認められる範囲の動向について	宇佐見 弘 文	細田 芳弘	本研究においては、化合物分野における特許請求の範囲の訂正について、訂正の認められる範囲の動向を調査した。訂正が認められるか否かについては複数の論点があるが、その中でも、特許請求の範囲を実質的に拡張し、又は変更する訂正に着目した。この論点について争われた事件として、特許請求の範囲の記載を形式的に変更しても、実質的な変更にならないとして訂正がみとめられた「グアニジン誘導体事件」〔平成13年（行ケ）第88号事件〕を主として取り上げ、類似する他の事件と比較・考察している。
知的財産の消尽研究 －特許権と商標権の消尽比較－	石井 正	奥崎 珠希	特許・商標権等の知的財産を含む商品が国境を越えて流通し、あるいは国の間において譲渡され、それら商品が使用された後に、再度市場において流通されることはしばしば経験する。こうした場合、特許権・商標権の消尽についての取扱いが問題となる。 既にこれまで特許権・商標権の消尽については最高裁判所による判断が示されている。 本論においては、これら特許権・商標権の消尽に関する学説や判例について、検証しなおすとともに、特にキヤノンインクタンク事件に焦点をおき、判決の問題点を明らかにしたうえで、商標権適用の可能性及び、本事件における特許権消尽と商標権消尽の比較・評価を行う。
ソフトウェアの法的保護	則近 憲佑	大山 裕志	ソフトウェアの概要と保護の歴史を踏まえ、特許権と著作権での保護について権利ごとに考察し、問題点や問題点より発生した訴訟での判断などを考察する。現在もつ

			とも有効である営業秘密現状を把握した上で、ビジネスでどのように扱われてきたのか。マネジメントの中で注意すべき点と必要とされていることを考察する。最後に、現在の開発の実情を踏まえ、知的財産権での保護について考察し今後、開発がどう変化していくか。とくにクラウドコンピューティングにより、ソフトウェアの保護が現在の制度で対応できるのかを検討し、保護をどうすればよいのか。どのような制度が必要なのか検討、考察する。
特許権消尽の比較法的研究	則近 憲佑	高田 実奈	特許権消尽、特に特許製品の修理、再生産の問題について取り上げる。日米欧各国の主要な判決や従来の議論の状況を概観し、比較検討を行うことにより、日本における消尽理論の課題解決のためのヒントを探る。その方法として、日本のインクカートリッジ事件を題材に、米国及びドイツにおける修理、再生産の問題に対する判断基準をあてはめた場合、どのような判断がなされるかについても考察した。比較検討の結果、日本における今後の判断においては、「耐用期間」を重視した判断を行うのが良いと考える。また、新たな製造にあたるかどうかの判断においては、加工・交換される部材が本質的部分に関するか否かを考慮すべきではないと考える。

2008 年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
デジタルコンテンツと同一性保持権	高橋 寛	幸長 沙知	<p>従来、著作物とされてきたコンテンツがデジタル化され、その同一性保持権が問題となるケースが増加している。そこで、同一性保持権の意義、立法経緯等を分析するとともに、「ときめきメモリアル事件」等の裁判例を取り上げて検討する。</p> <p>「ときめきメモリアル事件」上告審判決に見られるように、大量に複製・頒布されるデジタルコンテンツについて、ユーザによる著作物の利用・享受方法にまで同一性保持権が及ぶという解釈を採るならば、コンテンツの利用・流通を阻害し、ひいては、著作権法の究極目的である文化の発展をも阻害するおそれもある。従来の著作</p>

			人格権規定の厳格な解釈・適用を改め、権利制限規定の柔軟な解釈や立法的対応が必要である。
間接侵害法理の比較法的研究	高橋 寛	渡邊 彰子	<p>いわゆる間接侵害法理は、著作権法に定める各支分権の直接侵害に係る行為につき規範的解釈を行い、責任を負うべき主体をより広く認定するための判例理論であるが、法的安定性の見地からも問題があると指摘されている。</p> <p>本稿では、英国をはじめとするコモンロー諸国及び主要EU 諸国の法制及び裁判例を分析し、我が国との比較を行うとともに、裁判所の法創造機能に委ねるべき部分と立法対応を要する部分とに分けて、立法論を含む提言を行う。立法論としては、侵害専用品につき、英国 1988 年著作権・意匠・特許法の二次侵害規定を参考に、著作権法 113 条において、侵害とみなす行為として規定することにより、予測可能性を高めるべきであると考えます。</p>
インターネット上における著作物の公正利用（フェアユース）について	高橋 寛	知的財産研究科修士生	<p>インターネット社会の隆盛に伴い、様々な表現活動やビジネスが広大なネット社会の細部に至るまで普及し、著作権文化を彩っている。その一方で、インターネットを介して大規模に著作権を侵害する行為も著増しているが、現行著作権法は、これに有効に対処できているとは言えないのが実情である。</p> <p>本稿では、これらの問題点に対し、著作権者等の保護の強化と著作物の公正な利用の促進との、両方の視点から分析・検討し、日本版フェアユース条項の導入を含め、インターネット上における著作物の公正な利用のあり方について提言する。</p>
著作物の並行輸入について - 音楽レコード還流防止措置 -	高橋 寛	知的財産研究科修士生	<p>特許・商標に関する判例、中古ゲームソフト事件最高裁判決等を踏まえるなら、著作物に係る並行輸入は、原則として許容されるものと考えられるところ、平成 16 年に音楽レコードに係る還流防止措置が導入され、一部のレコードにつき並行輸入を阻止できることとなり、実際に水際措置が適用されている。我が国には再販売価格維持制度もあり、レコードに対する保護は「過保護」の域に達しているとも思える。</p> <p>本論文では、この措置の問題点を分析するとともに、映画の著作物に係る状況との比較も行いつつ、その存在意義を問う。</p>

垂直統合および水平分業を通じたMEMS技術の知的財産・標準化戦略の実証的研究	平松 幸男	小森 洋介	<p>本研究において、次世代産業として期待されるMEMSを事例に、市場動向、特許出願動向、標準化動向などを多面的に調査し、「知的財産と標準化」、「垂直統合と水平分業」、「ニーズ・シーズ」、「マーケティング」、「産学連携」の視点から私案を示した。</p> <p>今後、産業として花開くためには、ニーズに対応できるデバイスの開発が課題であり、MEMS技術+αの視点、つまり、ビジネスモデルに沿った事前のテーマの選定が重要であると判断し、明確な基準が定まっていない現状を打開するためにも、「知的財産と標準化」および「垂直統合と水平分業」に重きを置いて、今後、政府、企業、研究機関がどのように対応すべきかについての提言を示した。</p>
高級メゾンにおける模倣品対策に関する提言	平松 幸男	宗宮 亮	<p>本論文は、広告や品質に投資せず、製造費のみで非常に利益率が高く、偽造者を強く惹きつける高級ブランドの模倣品に焦点を当て、消費者視点の侵害行為抑制活動と企業戦略によりマーケットを縮小させることが模倣品撲滅の上で即効性があるものと考え、「買う人がいるから売る」という視点のもと、需要サイドに焦点を当て、消費者を新たな担い手とした模倣品対策を提言した。</p>
プラズマディスプレイの事業再編と知財戦略に関する分析	山崎 攻	岡田 麻菜	<p>本研究ではプラズマテレビ（薄型大画面テレビ）に焦点を当てて研究を進め、企業経営を円滑に進めていくために欠かせない事業・研究開発（技術）・知財戦略の三位一体の各要素の分析をおこなった。PDP業界の事業再編や要素技術、さらに重要特許についての分析をおこなった。それらの分析から得られたデータにより、知財戦略によって企業の経営に多大な影響を与えるということが判明した。この研究により、M&Aや事業再編など企業経営に有用なデータが得られた。</p>
ビデオゲーム機振動コントローラ訴訟からみる米国における知的財産戦略の分析	山崎 攻	荒川 幸平	<p>本研究は、ビデオゲーム機振動コントローラ訴訟におけるイマージョン社の特許権取得手法を分析することによりイマージョン社知的財産戦略の詳細を明らかにし、最近ますます巧妙になる米国における知的財産戦略を明らかにすることを目的とした。</p> <p>その本事例の分析の結果、イマージョン社の特許戦略がソニー・コンピュータエンターテイメントなどの主要メーカーに対して特許権行使することを目的に、米国特許法上合法的に継続出願制度を利用し権利の拡張・強化を図</p>

			り、主要メーカーの製品が販売された時点で訴訟を提起したことが明らかとなった。またビデオゲーム機振動コントローラ訴訟におけるイマージョン社の手法が法的妥当性を有するものであると明確となった。
特許の権利化及び権利維持における企業戦略の分析	山崎 攻	本根 幸	企業が戦略を立て経営を行ううえで知的財産の視線から物事を見ていくことが重要であり、第一に競合相手や業界全体の知的財産戦略を知る必要がある。しかし、競合相手等の戦略を入手するのは至難の技である。ゆえに本研究では知的財産の公開情報をもとに企業の戦略を分析し、企業間の違いや事業領域での違いを定量的に調査分析を行う。知的財産活動は必然的に公開されてしまうものであり、知的財産活動の情報はまるわかりである。これらの公開情報を調査分析することで競合相手等の知的財産戦略を読むことができるのではないかと考え知的財産研究所が運営している「IIP パテントデータベース」を使用し本研究を行うこととした。
進歩性判断における「容易の容易」について	高島 喜一	葉 志堯	本稿は東京高裁平成14（行ケ）第259号審決取消請求事件を取り上げ、「上位概念化」、「容易の容易」と「効果の参酌」三つの観点から本判決の進歩性判断の妥当性について検討した。「上位概念化」と「効果の参酌」についての判断は妥当である。一方、「容易の容易」については、一見「容易の容易の容易の容易」の4段階を踏むものであるが、分析すると、実は一つの容易に更なるもう一つ技術手段を付加して、二つ「容易」を積み重ねて二段の論理付けを行っている。しかしながら、「全体としても容易」とするに必要な理由も証拠も充分ではないため、進歩性なしとするためには、説明不十分な判断であることを指摘した。
用途発明の新規性について	高島 喜一	知的財産研究科修士	本稿は、東京高裁平成18(行ケ)10227号審決取消訴訟事件を取上げ、用途発明の新規性について分析した。その結果、用途発明の要件である「当該物が新たな用途への使用に適することを見いだし」ているかということと「未知の属性を発見」しているかということとに、一部混同が存在しているとの結論に達した。そして本判決をつきつめれば、「新たな属性を発見しその属性を利用しさえすれば、それが新たな用途を見出している」というように捉えることができ、結局のところ「技術的思想が異なれば、異なる用途」であり、別発明とすべきということが、

			新しい用途か否かの判断基準になり得るという結論に至り、当該判断基準の法的妥当性を検討したものである。
産学連携による共同研究を成功させるために - 成功事例に学ぶ共同研究のあり方及び事業化のための知的財産確保の意義 -	田浪 和生	小淵 保司	産学連携による共同研究については、非常に多くの論文等が発表されているにも拘らず未だに多くの問題がある。知識競争社会の中で、企業と大学、公的研究所等と分担、協力して先進的な研究、開発を行い、迅速、かつ効率的に成果を出していくことが求められている。複数の組織による共同研究、共同開発は避けて通れないものであり、オープン・イノベーションという形でますます重要性が高まってきている。 関係省庁の補助事業による共同研究では多くの成功事例が紹介されているが、共同研究の成功とは何か、事業化のための知的財産確保の意義をふくめて改めて考えておくことは、今後の日本の技術、科学の発展のために大きな意義があると考えられる。
インプラント技術の特許保護について	田浪 和生	反保 貴裕	近年発達してきているインプラント技術の特許保護について現状と問題点を分析し、併せて医療行為との関連性についても検討し、今後の特許保護のあり方について考察する。 特許の世界で倫理が問題となっている分野が、人体の身体・生命が関係している医療行為である。医療行為の問題を特許法の中で扱う際には、さらに倫理の問題が公序の中に入り込むことになり、ますます複雑な様相を呈することになる。 本論では、かかる医療行為の一環としてのインプラント技術に関するその特許保護のあり方を研究するものである。
特許事務所の将来展望 ～現状分析と新規ビジネスの可能性について～	田浪 和生	知的財産研究科修了生	現在のように社会の経済状況が不安定になってくると、既存の特許事務所の業務体系では企業からの業務委託の数が減らされ、経営を圧迫する恐れがある。また様々な要因が絡み合い、特許事務所及び弁理士にとって厳しい経営環境を迎える可能性がある。 そこで、各種出願件数といった周辺環境や弁理士の数やクライアントの要望といった特許事務所の現状を分析しつつ、特許事務所が実際にどのような業務分野に進出可能か、そしてそのためには特許事務所内をどのように改革をしていけばよいのか、考察した。

<p>インクジェットプリンタの判決から見る特許管理についての研究</p>	<p>田浪 和生</p>	<p>友田 吉洋</p>	<p>インクカートリッジにおける特許権侵害差止請求事件として、セイコーエプソン対エコリカ事件、及びキャノン対リサイクルアシスト事件(2件)を取り上げた。これらの事件では、特許請求項が先行技術により無効と判断されたケースがあり、特許管理上に問題があったと考えられる。他方、最高裁まで争われたキャノン対リサイクルアシスト事件では、特許の有効性が争点とならず、特許権が消尽するかどうか争点となった。なぜ事件によってこのような相違が生じたのかを、事件に挙げられた特許の請求項や判決文を比較して、特許の新規性、進歩性、消尽について特許管理上の視点から特許管理のあり方に関して検討した。</p>
<p>独占禁止法と特許法の関係(独占禁止法第21条の解釈)</p>	<p>岩本 章吾</p>	<p>花岡 信一</p>	<p>知的財産法と独占禁止法は、それぞれ目的が矛盾している。このため、独占禁止法第21条に知的財産権の適用除外条項が設けられている。この21条の解釈については、現在、「再構成された権利範囲論」が通説となっている。</p> <p>この通説に対し、筆者が特に疑問視するのは、自家開発による特許権も許諾による特許権も一律で扱っている点である。</p> <p>本論文では、「押し付けられた独占説」に着目し、自家開発技術については、全て独占禁止法の適用除外とするとともに、許諾については実施料を契約自由の原則とし、その他の契約条項は、全て独占禁止法の適用とする考えを提案している。</p>
<p>行政指導によるパテントプール形成と独占禁止法</p>	<p>岩本 章吾</p>	<p>小林 心</p>	<p>パテントプールは技術の普及発展を促す手段として近年注目を浴びている。政府が行政指導により複数事業者に働きかけ、パテントプールの形成を促すという政策手段は検討に値する方法であると考えられるが、この手段は独占禁止法上問題となるおそれもある。そこで本論は、①パテントプールの競争制限性の有無、②独占禁止法第21条による適用除外の可否、③行政指導による違法性の阻却、④独占禁止法の「公共の利益」の解釈、の4つの論点について研究し、この政策手段についての独占禁止法上の問題を考える際の判断プロセスをまとめ上げ、最後に5つの架空事例についてこの判断プロセスに基づき違法合法を検討した。</p>

著作物に関する独占禁止法の適用除外について	岩本 章吾	知的財産研究科修士	<p>知的財産権は排他的権利が付与されるもので、その行使には競争制限効果が発生する。独占禁止法 21 条は知的財産権との関係を規定しているが、知的財産権において位置が定かではない行為については判断が困難になる。</p> <p>また同じく適用除外の、独占禁止法 23 条 4 項において規定されている、再販売価格維持行為は経済活動で最も基本的な競争要素である価格競争を阻害するものである。そのため再販売価格維持行為は独占禁止法上において原則違法としている。</p> <p>本研究を行うにあたり、審決ソニー・コンピュータエンタテインメント事件を検討する。これにより、独占禁止法と知的財産権法との関係、または、競争政策と文化という側面における消費者利益について理解を深める。</p>
コンピュータプログラムの特許法と著作権法における保護比較	森 正幸	弓場 崇法	<p>コンピュータプログラムは複製が容易であり、インターネットによる流通性の高さやアクセスの容易性など他の知的財産と異なる点がある。特許法と著作権法の両方の知的財産法によって保護が可能な点も特殊である。本論文ではこのようなコンピュータプログラムの特性を確認し、特許法と著作権法によって保護が可能となった変遷や現在の保護状況について考察する。また、「一太郎事件」などの判例を参考にしてコンピュータプログラムにおいてどのような侵害が行われているのか、現在の法律ではどのように対処されているのかを考察する。現在の保護状況からの課題などを確認して今後どのようにしてコンピュータプログラムを保護すべきかを考える。</p>
均等論の法理	森 正幸	知的財産研究科修士	<p>クレーム解釈の法理の一つとして挙げられる均等論の法理として、根拠、要件、判断の枠組ともに様々な考え方が存在し、今後の運用の統一が望まれる重要な法理である。要件に関しては、ポールスプライン事件判決において5つの均等の要件が示され一応の決着をみたが、判断された要件を具体的事例にどのように適用し、判断を下すのかという点は未解決である。</p> <p>本稿では、上告審判決で示された5つの要件を確認し、判決以後下級審において当該要件がどのように適用され、判断を下されたのかという点を、いくつかの判例を基に検討する。その後、近年の侵害訴訟における均等論の法理の使用状況等を分析した後、その有用性について私見を述べる。</p>

ビジネス関連発明の 動向	都築 泉	知的財産研 究科修了生	ビジネス関連発明は 90 年代終わりに登場し、世界中の産業界を席卷した。広告や流通、金融業界など、これまで特許とは関係が希薄であったサービス産業においても特許の取得が可能となり、2000 年の初頭には日本でもビジネス関連発明に関する特許出願が急増したが、2000 年のピークを境に年々減少傾向にある。また、権利化される出願の比率が低いことが挙げられており、審査請求する必要のある出願を慎重に吟味することが望まれている。そこで、日本におけるビジネス関連発明の特許動向を調査し、今日における現状を解明することを目的として本研究を行った。調査では FI「G06F17/60」を用い、技術分野別の動向を研究した。あわせて、出願人上位 5 社を取り上げ、それら各社の特許動向についても比較・検討を行った。
バイオベンチャーの 成功要因	都築 泉	知的財産研 究科修了生	第 1 章では、ベンチャー企業の定義、日本の科学技術、企業大学間の関係の推移から歴史的背景をみて、日本の科学技術政策、産学連携の意義と現状を述べる。株式上場している 13 社を具体的にとりあげて論じる。第 2 章では、ベンチャー企業の売上高推移を調べ、グラフを作成、利益の推移を比較、利益の上がっている企業とした各 3 社ホームページ、有価証券報告書、事業報告書、知的財産報告書からそれぞれの成功要因の検討結果を述べる。第 3 章では、その 3 社の成功要因と、バイオベンチャーの企業総数、地域分布、事業内容とを踏まえて、バイオベンチャー界においてどのようなベンチャー企業が成功するのかを考察した結果を述べる。
特許動向から見ため っき業界の動向	都築 泉	知的財産研 究科修了生	めっきというものは、我々の生活とは切っても切れない関係にある。機械部品、電子機器、または装飾用のめっきなど、我々が文化的な生活を営むならばその中のどこかにめっきの存在がある。しかしながら、それほど生活に密着した技術分野でありながらめっきにはどういった種類があるか、時代とともにめっき技術がどういった変遷を遂げたのかなどは一般的に広く認知されていない。そこで、本研究では電気めっきにおける 1995 年までの特許出願データをまとめた特許庁技術分野別特許マップを参考にして、1995 年当時と現在でめっき業界の特許出願の動向に違いがあるのか、違いがあるならばそれほどの技術分野で顕著なのか、について比較検討を行った。

<p>著作物の保護と利用のバランスについての研究</p> <p>- 権利制限規定とフェア・ユース -</p>	生駒 正文	關口 可奈子	<p>情報社会の中で著作物の創作方法や利用方法、著作物のやりとりが多様化している今日、日本の著作権法の問題点が露呈され、改正を視野に入れる必要性が出てきた。そこで、創作者の権利とその範囲はどのようにあるべきなのかを、まず日本法の権利制限規定と米国のフェア・ユースとを比較し、対応できる可能性はあるのかを研究する。その中で実際に保護と利用のバランスを考える上で、特に引用・パロディに関する判例を取り上げ、さらに発展していく情報社会の中での著作物の保護と利用のバランスをどのように調整していけば、双方の安定性と柔軟性が図られた著作権法にできるのかを研究する。また、日本版フェア・ユース導入に関しても考察する。</p>
<p>商品それ自体の形態と不正競争防止法</p>	生駒 正文	石田 真知子	<p>現時点で商品それ自体の形態の保護を不正競争防止法で行なえる限界の見極めを最大の目的として本論を進めている。現行法の著作権法・意匠法・商標法では「大量生産され、美感を起こさせる程ではないが特徴のある商品の形態」を保護することは困難である。そこで、不正競争防止法による商品それ自体の形態の保護についての可能性を検討した。判例を整理する中で商品の形態を表す特徴として挙げられる「形」「色」「外観であるか否か」「商標が付されていることとの関係」「混同惹起の対象者・模倣禁止期間」「ヒット（周知）の程度」「販売形態」の7項目で多方面から商品それ自体の形態の保護について可能性を明確にした点に本論の意義がある。</p>
<p>応用美術の法的保護</p>	生駒 正文	福井 利政	<p>美術の著作物は、専ら美を表現することを目的とする「純粋美術」と、実用品を媒体として美を表現することを目的とする「応用美術」に大別される。わが国の著作権法では、「美術の著作物には、美術工芸品を含む」と規定されており、絵画や彫刻等の純粋美術のほか、実用品のうち美術工芸品については著作権法の保護対象である美術の著作物に入るとは明確である。しかし、その他の応用美術が著作権法で保護されるか否かは、条文上明らかでないため、裁判所が事案ごとに判断を行なっている。本稿では、主要国における応用美術の保護法制と比較をするとともに、判例の動向を踏まえた上で、わが国における応用美術の保護の在り方について考察する。</p>
<p>著作権と並行輸入- 判例に基づいて -</p>	生駒 正文	金子 亜矢	<p>並行輸入とは、外国で製造された商品を輸入する際に、総代理店等によって国内に輸入するといった正規のルー</p>

			<p>トではなく、外国で販売された商品を現地で購入し、総代理店以外の別ルートで輸入することである。並行輸入に関する考え方についてはいくつか学説が存在するものの、通説では並行輸入は肯定されている。しかし、現在においても並行輸入に関してはたびたび議論がなされている。</p> <p>本稿では、第1章では、並行輸入に関連する日本と米国の基本的な用語の説明及び重要判例を紹介する。第2章では、他の知的財産権の並行輸入について検討するとともに判例比較を行なう。そして最後に、並行輸入に関する私の考えを述べる。</p>
キャラクターの法的保護	生駒 正文		
医薬品業界における先発医薬品とジェネリック医薬品の関係と特許戦略	宇佐見 弘文	知的財産研究科修士生	<p>近年、ジェネリック医薬品の使用促進の動きがとられている中、先発医薬品メーカーとジェネリック医薬品メーカーはどのような関係にあるのか、先発医薬品メーカーは先発医薬品を独占的に製造販売するためにどのような特許を取得し、取得した特許の期間満了によるジェネリック医薬品の製造販売の障害として、どのような特許戦略を取っているか、そのジェネリック医薬品が販売されることによりどのような影響が出るのか。また、ジェネリック医薬品メーカーはジェネリック薬品を販売するためにどのような対策を取り、他のジェネリックメーカーからのジェネリック医薬品の製造販売を防ぐための特許戦略など、このような双方の動向を研究対象とする。</p>
ハーセプチンの事例に基づく抗体医薬品の特許保護についての考察	宇佐見 弘文	知的財産研究科修士生	<p>抗体は、一定の構造と機能を有することから、クレームにおいて通常のタンパク質では認められない機能的表現のみによって、抗体自体を特定することが認められている。それゆえ権利取得にあたっては特有の問題を有する。当該問題については、クレーム表現や拒絶理由とその克服例等の観点から既に調査・研究がなされており、それらの成果はすでに公開されている。しかしながら、特定の抗体医薬品について、いかなる特許保護がなされているかについて論じた報告は未だ公開されていないのが現状かと思われる。そこで本稿では、ハーセプチンを事例として、抗体医薬品の特許保護が如何にしてなされているのかについて、調査・考察を行った。</p>

リーチ・スルークレームについての考察 - アプタマー創出技術に関する日欧の審査手続の比較より -	宇佐見 弘 文	知的財産研究科修士生	リーチ・スルークレームとは、「現在開示された発明に基づいた将来なされるであろう発明に対するクレーム」である。これらのクレームには、基礎的なスクリーニング方法により同定されるかもしれない候補化合物や、その下流用途に向けられたクレームを含んでいる。このリーチ・スルークレームについての運用についての基準が、三極で確認されたにも関わらず、その運用に差異が生じているのではないか、という疑いが生じた。リーチ・スルークレームと思われる SELEX 法、アプタマーに関する出願の欧州と日本での審査の手続を比較し、その差異がどこで生じたのかについて考察した。
インクタンク事件特許消尽判決分析 - 『特許発明の本質的部分』と認定された構成の際充足性を中心に -	石井 正	末吉 礼治	本稿は、いわゆるキャノンインクタンク事件の最高裁の判決を分析するものである。 先ず、最高裁と下級審とを比較し、両者の関係を整理する。ここでは、第一類型を評価し、最高裁の判断は知財高裁の第二類型の内容を引きずっていること等を述べる。 次に、最高裁の当てはめの妥当性を検討する。『特許発明の本質的部分』と認められた構成の再充足性をもって特許権消尽を判断する道筋に疑問点があることを指摘する。そして、それは特 3 6 条 5 項及び同条 6 項 2 号の発明記載の便宜による弊害の問題に帰着することを明らかにする。
インクジェットプリンタにおけるインクカートリッジ特許権消尽問題とその課題	石井 正	飯山 将臣	インクカートリッジをはじめとした消耗品におけるリサイクル産業が最近注目されている。この背後には、使用済み品を再生して販売するリサイクル品の特許権消尽問題が国内外で起きている。本研究では、キャノン社インクタンク特許権消尽判決における評価と今後の課題を述べるとともに、インクカートリッジをはじめとした自動車やデジタル家電製品などといった一つの商品に多くの改良技術を含んだ蓄積型技術における特許権消尽問題の本質的課題について言及する。さらには、所有権方式（差止め請求）や賠償請求方式などといった今までの特許権消尽の解決方法にはない新しい解決アプローチを試論として述べる。
企業の「知的財産紛争処理能力」について - IBM 事件を通して -	則近 憲佑	宇路 公美子	1960 年代、半導体を製造するためには、フェアチャイルドや WE、TI の基本特許を使用する必要があった。1965 年には、TI のジャック・キルビー氏の発明した半導体特

			<p>許が日本に多数出願・公告され、日本企業は異議申し立てを行う一方で、ライセンス交渉に臨んでいた。1989年に、いわゆる 275 特許が登録査定を受け、TI の提示した高額なライセンス料を支払うことを選択していく日本企業の中で、非抵触の確認を求め、訴訟を提起した企業があった。それが富士通である。</p> <p>この研究では、なぜ富士通だけが訴訟で争うことを選んだかとのテーマの下、富士通のこれまで経験した知財訴訟との関係から、知財紛争処理能力について検討を行う。</p>
公正使用（フェアユース）を巡る日米著作権紛争事例の比較研究	則近 憲佑	岸 史子	<p>日本の著作権法では、私的使用の為の複製など、著作権法規定されている行為については著作権侵害にはならないとする「権利制限規定」が採用されている。一方米国著作権法では、一定の条件（①使用の目的及び態様・②著作物の性質・③使用の量及び実質性・④市場に対する影響力の4要素）を満たせば著作権侵害にはならないとする「公正使用（フェアユース）の法理」という判例法に基づいた規定が存在しており、デジタル・コンテンツ等新しい著作物に対して柔軟に対応している。本論文では、日米の規定を説明し、フェアユースが取り上げられた判例を比較し、最後に日本の著作権法へフェアユースを導入することの可否について述べる。</p>
マイクロソフトの契約戦略	則近 憲佑	知的財産研究科修了生	<p>①Vista の使用許諾契約書 (End User License Agreement, EULA) を元に、マイクロソフトの契約ポリシーについて検討する。②マイクロソフト VS. Sun Microsystems の事件を紹介する。③GNU/Linux の GPL について、調査し、GPL をもとに、GPL の契約ポリシーについて検討する。その上で、④マイクロソフトと GPL の契約ポリシーを照らし合わせ、マイクロソフトと Linux の契約ポリシーの相違点について述べる。また、⑤マイクロソフト契約に対する日本の公正取引委員会の審決について研究し、マイクロソフトの契約戦略についても言及する。</p>
コンピュータソフトウェアの権利保護活動	則近 憲佑	矢根 俊治	<p>本稿は、コンピュータソフトウェアの権利保護活動が我が国においてどのように行われているかを明らかにするものである。</p> <p>現行法上、コンピュータソフトウェアの権利の法的保護については、著作権法及び特許法に基づくものが中心となる。そこで、まずは両法律を中心として、コンピュータソフトウェアの権利保護法制について検討している。</p>

			次に、コンピュータソフトウェアの権利保護に重要な役割を担っている団体の活動について検討している。まずは、主な6団体について概観した上で、この中でも積極的、直接的な権利保護活動を行っている社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の活動の実態について検討している。
--	--	--	---

2007年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
パブリシティ権の使用に関する契約のあり方	高橋 寛	伊澤 加奈子	著名人の氏名・肖像には顧客吸引力、いわゆるパブリシティ価値があるところ、その無断利用から保護するため、パブリシティ権が認められ、発展を遂げている。本稿では、このようなパブリシティ権について、まず、米国の動向を概観し、我が国の判例を考察した上で、学説を比較検討し、次に、“プロ野球選手の肖像権等事件”を例に、契約によるパブリシティ権の管理について検討した上で、“統一契約書”のあり方について提言する。
職務著作規定における公表名義要件の意義	高橋 寛	小野 剛史	我が国特有の職務著作規定（著作権法15条）は、昨今、緩やかに解釈されるようになり、そのため、各要件、とりわけ公表名義要件の存在意義が問われている。本稿では、この公表名義要件の意義について、立法趣旨・目的をはじめ様々な観点から検討・検証した上で、私論として、この要件を削除しつつ、「別段の定め」の要件に関わる手続的規整の整備により創作者保護を図るべきとの立法論を提案する。
著作権法における権利制限規定の問題点と対応策の検討	高橋 寛	永田 勝哉	社会の実状に対応しつつ著作物等の保護と利用の適正なバランスを図ることこそ著作権法の趣旨・目的であるとの基本認識に立つならば、現行の権利制限規定には、様々な問題があると思われる。本稿では、このような権利制限規定の問題点とそれへの対応策について、関連する裁判例を含めて検討した上で、現行規定ではカバーできない利用行為に救済を与え得る補完的な一般条項を導入すべきとの見解を採る。

間接侵害に対する法的保護について（差止請求を中心に）	高橋 寛	森脇 雅典	ファイル交換ソフトによる音楽著作権侵害に見られるように、個々のエンドユーザに対する規制のみでは権利保護の実効性に欠け、サービス提供者等のサービス提供行為を規制すべき事例が多数生じている。本稿では、このようなサービス提供者等に対する規制、すなわち間接侵害者の間接侵害行為に対する差止請求の可否について、クラブ・キャッツアイ事件最高裁判決等の裁判例を踏まえつつ、著作権法 112 条 1 項の解釈論を中心に検討し、立法論を含む私見を述べる。
ホームネットワークにみる標準化、パテントプールの研究	平松 幸男	小東 克伊	近年、家庭内の各電化製品をネットワーク化したホームネットワークについて動きが見られる。本研究では、ホームネットワークをめぐる政府の取り組みや市場動向、標準化動向、特許出願動向、パテントプールの現状などを調査した。調査の結果、キラーアプリケーションの不存在や標準化団体の乱立による多数の技術標準が策定されている状況、全ての家電製品が関わるため技術標準に含まれる必須特許が多数になりパテントプールが形成される可能性があるが限界があることなどが確認できた。ホームネットワークの普及に関する私案として、エンドユーザ参加型の標準化活動の推進と製品単位のパテントプールを形成が必要であることを示した。
ナノインプリント技術の発展にむけた提言 ーナノテクノロジー知的財産戦略ー	平松 幸男	坂本 太地	本論では、プリント技術とナノテクノロジーを融合させた新技術領域であるナノインプリントを採り上げ、今後の発展が期待される本技術の技術開発動向、市場動向、特許出願動向、記事動向および標準化動向について調査・分析し、これらの結果を基に我が国が取るべき今後の技術開発戦略について提言を示す。特に、ナノインプリントの 3 つの実現技術に関する我が国と欧米諸国の技術開発動向を比較し、現段階では全方位的な開発が重要であることを述べる。また、世界的にも緒に付いたばかりの標準化について、その対象項目を提案する。
液晶パネル表示装置における知財、研究開発、事業の実態	山崎 攻	牛田 壮一	本研究の目的は、液晶パネル表示装置に関わる知財戦略（主要性能・技術に関連する特許の出願・権利化数の状況の経年変化）から研究開発戦略、事業戦略の実態を検証するということである。液晶パネル関連要旨技術ごとに、「出願数(各暦年)」は、各年の技術開発の実態を表し、「権利化数(各暦年)」は、各年の事業戦略の実態を表し、「権利化数(各暦年)/出願数(各暦年)」は、各年の研究開発戦

			略と事業戦略の関係性の実態を表しているという筆者の説を基に、液晶パネル関連要旨技術ごとの知財戦略、研究開発戦略、事業戦略における真の実態を解明した。
ビデオゲーム機振動コントローラ訴訟にみる知的財産経営分析	山崎 攻	下出 一	2002年にソニーのビデオゲーム機の振動コントローラが米国イマージョン社から特許権侵害で提訴された事件についてビジネス面、特許・知財面より総合的に系統立てて分析を行った。そもそもビデオゲーム機におけるコントローラとは何かを明らかにし、本事件の特許で活用された米国独自の手続制度についても整理した。次に各種報道資料に加え米国証券取引委員会や米国特許商標庁、日本国特許庁等から本事件に関する様々な公的書類や契約書類等を入手することで一般には報道されていない部分を含む本事件の全貌を初めて明らかにした。同時に、本事件における知財戦略の巧みさを明らかにし、それを参考に企業の知財活動についての提言を行った。
進歩性判断における効果及び間接事情の参酌について	高島 喜一	酒徳 美里	本研究は、東京高等裁判所と独国連邦最高裁判所双方によって判断された車輪懸架装置及びそのための圧縮コイルばね事件を取り上げ、我が国の進歩性の判断の基準について検討するものである。本件は、裁判における引用例・本件特許クレームが日本と独国において完全一致しているにもかかわらず、両裁判所は異なった判断を下した事例である。これを受け、特許の審査基準において大きな比重を占める進歩性判断に焦点を当て、論理付けにおける各段階、つまり、構成の容易推考性及、効果の参酌及び間接事情の参酌についてとりあげ、なぜ両裁判所は異なる判断を下したのか検討した。
KSR事件における自明性判断 －日米欧の審査基準を踏まえての検討－	高島 喜一	澤田 知子	KSR事件では、米国最高裁判所が米国の特許要件である非自明性について新しい基準を定めるのではないかとして大きな注目を集めた。本件では、位置調整可能なベダルシステムの特許の非自明性が争われており、先行発明に電子センサーを組合せるための教示、示唆および動機が存在するか否かについて議論された。最高裁判決においては、非自明性の判断基準としていくつかの項目が示されているが、本報告書では、①TSM テストと②“obvious to try”（試みることは自明）の2つを取り上げ、米国に加え日本や欧州の審査基準と対比しつつ、それらの検討を行った。

<p>進歩性の判断における発明の認定に関する考察</p>	<p>高島 喜一</p>	<p>高橋 智</p>	<p>本報告書では、リパーゼ判決の判旨と 70 条 2 項からさらに、明細書等を参酌する度合いを進め、発明の課題や効果をも考慮することが重要と考えた。本件特許発明 1 では新規性が認められるので、さらに容易想到な構成といえるかについては、甲 1 発明のものを、本件特許発明 1 と同一にするための「方向づけの技術思想」すなわち、進歩性判断における論理づけが必要であるが、甲 1～甲 3 及び甲 2 4 発明には、「動機づけとなり得るもの」の一つである「課題の共通性」は存在しない。また、主なる甲 1 発明には、長周期的な凹凸は不要なので、甲 1 発明に長周期的な凹凸を導入する他の動機づけも存在しない。従って、容易想到な構成とはいえないと考える。</p>
<p>車椅子事件における進歩性判断に関する考察</p>	<p>高島 喜一</p>	<p>山本 博之</p>	<p>進歩性判断は、法的価値判断に属し、類型化が難しく、一律な判断を行いにくい厄介な問題である。本報告書においては、平成 17 年（行ケ）第 3 4 3 号審決取消請求事件の第 3 次判決について取り上げ、①判示された考案の要旨認定についてリパーゼ判決に基づく観点から検討を行い、「特段の事情」の有無に関わらず、いずれの場合から判断しても当該判示には問題があること、②考案の進歩性判断について「後知恵」による判断の疑いがあること、③本判決における一連の判断手法が所謂「容易の容易」に陥っており、且つ、その場合に「段階ごとにおいて容易」の判断したのみで、必須である「全体としても容易」の検討が欠落している旨を指摘した。</p>
<p>産学連携を促進するうえの大学における研究成果有体物の商業的利用について</p>	<p>田浪 和生</p>	<p>大内 智子</p>	<p>教職員等が大学法人の業務として、又はその他の研究者等が教職員等の指導に基づき研究活動の一環として、創作、抽出又は取得したものであって、学術的・財産的価値のある細胞株・実験動物等の研究成果有体物の産学連携を進めるうえで、日本・米国における MTA（成果有体物の移転に関する契約（Material Transfer Agreement））の現状調査の報告書及び米国上場企業の証券取引委員会へ実際に提出されたマテリアルの商業的利用項目がある契約書を調査した。その結果、研究成果有体物を商業的に利用するために以下 3 つのことを提案した。1. 研究成果有体物の Patenting 2. 研究成果有体物の広報活動 3. 研究成果有体物の一元管理。</p>

<p>特徴的技術の出願動向と市場性についての分析</p> <p>—富士フイルム(株)顔認識技術の特許出願動向を例に—</p>	田浪 和生	上條 雄樹	<p>デジタルスチルカメラに搭載され、画面内から人の顔を抽出し撮影の標的とすることができる顔検出AFをはじめとする『顔認識技術』を、技術的な観点から画像認識技術・画像修正技術の派生技術として位置付けを行い、その一大市場が形成される先駆けとなった、富士フイルム株式会社の顔認識技術に関する特許出願動向の特許検索によって把握し、技術の変遷・他社出願動向・特許出願時の引用・被引用文献の関係から、同社の顔認識技術の特許性について分析した。また、その分析から、一つの特徴的な技術が、同技術を用いた製品の市場を形成するまでに到る、特許取得と事業化の連携についての検討を行った。</p>
<p>先行文献調査における知識構築の方法、並びに課題</p>	田浪 和生	知的財産管理事例研究 修了者	<p>現在、日本における出願件数および審査請求件数は年々鰻登りの状況となっている中で、調査の外注と任期付き審査官の確保という2つの方法が実行されている。本論は、登録調査機関内で登録調査実施者として実際に特許庁から委託された仕事（先行文献調査仕事）を行っている自らの特許調査に関する知識や経験をまとめるとともに、筆者が研究した課題とその対応案の提示を行うことが目的である。先行文献調査を行う上で必要な技術ならびに法律上の知識を解説すると共に、特定分野（アミューズメント分野）での経験をもとに、先行文献に関する知識の効果的な構築方法を調査・研究し、併せて課題とそれへの対応策を研究し考察した。</p>
<p>M & A を反映したライセンス契約条項の研究</p> <p>—米国企業のライセンス契約の実態から—</p>	田浪 和生	吉川 雅順	<p>M & A を反映したライセンス契約条項について研究した。契約当事者の一方がM & A 等によりその支配権が第三者に移転した場合に発生するライセンス契約上の問題点に焦点を当て、かかる支配権変動をいかに想定して契約書に規定するかをM & A が頻発する米国における企業が締結した契約を参照して研究した。研究結果、第一にライセンス契約締結の際、契約期間中において契約当事者にM & A が発生した場合のリスクを担保するための契約ドラフティング能力を身に着けることの重要性を考察し、第二に日本において今後M & A が盛んになる場合を想定して、日本企業としてのライセンス契約上の対応策の提言をした。</p>

著作権行使を巡る独占禁止法事例の検証と独占禁止法違反の判断の枠組みについての考察	岩本 章吾	竹内 直久	独占禁止法21条の適用除外に関する通説的見解及び公正取引委員会の見解についての問題点を指摘し、知的財産権法の観点から独占禁止法21条による適用除外の是非の判断の枠組みを提案した。その過程で、多様化する著作物に対応できるよう、著作権の行使が独占禁止法上問題となる場面を著作権法の観点から分類・類型化した。また、著作権法と独占禁止法との対立が顕在化するプログラム著作物、デジタルコンテンツについては、従来の著作物との相違点を指摘した。さらに、過去の審決例及び「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（H19.9.28）」を検証し、そのうえで、各行為類型の特徴を踏まえた判断の枠組み、特徴的な判断要素・視点を提案した。
独占禁止法21条の解釈についての考察	岩本 章吾	知的財産判例研究修了者	独占禁止法21条には、知的財産権法による権利の行使と認められる行為には独占禁止法を適用しないと規定されている。本稿では、権利の行使と認められる行為とはどのような行為であるかについて検討した。学説では、「その行為に従わないことが知的財産権の侵害を構成することになる当該行為」を意味するとされている。しかしそのような場合でも、実質的に知的財産権保護の趣旨を逸脱しその独占権を行使する場合には、独占禁止法が適用される。公正取引委員会のガイドラインや検討した2件の事例も同様の考え方をしている。これらの問題点を把握し、その上で、この問題点を克服するために、どのような解釈が妥当であるかについての私見を述べた。
知的財産権のライセンスと独占禁止法	岩本 章吾	内藤 美紀	本論文では、知的財産権法と独占禁止法の両者の関係性を確認し、双方の境界線について示している独占禁止法21条の文言解釈についての学説等を取り上げ検討する。また、第3章では、ライセンス契約の意義を述べたあと、知的財産権による権利行使がどのような制限条項となるのか、またその制限条項がどのような独占禁止法違反と関係するのかについて検討する。第4章では、競争促進・制限機能の両性質をもつパテント・プールに着目し、その違法性や効力について検討した後、第5章で、「パチンコ機特許プール事件」をとりあげ、事件の概要や法律の論点について検討する。第6章では、これらを踏まえて、ガイドラインを取り上げながらまとめ、考察する。

選択発明の成立性およびその効力	森 正幸	知的財産判例研究修了者	本稿では、先行発明の下位概念で表現されていながら、その有利な効果により特許として認められる、選択発明について、その成立性や効力等に着目し考察している。まず、選択発明が認められるための要件や、選択発明が特許となりうる理由等に触れる。次に、選択発明に関する裁判例を紹介し、どのような発明が選択発明として認められ、また認められないのか、を概観する。また、選択発明と同系統の概念である数値限定発明について触れることで選択発明を別の角度から論じる。そして先行発明との利用関係における選択発明を見ることで、その効力について研究する。
リサイクルによる再生品と特許権の消尽の関係について	森 正幸	西村 勇作	特許権者により適法に特許製品が譲渡された場合、当該製品に関し特許権は消尽するが、当該製品につき修理、加工等を行った場合、消尽の成立が否定されることがあるのか、それとも消尽は画一的に成立するのか、消尽の法的性質につき検討を加えた。消尽は取引の安全を図るための法理であるから、消尽の成立は画一的に解すべきである。ただ、消尽するのは当該特許製品の使用、譲渡等に関する権利だけであり、生産する権利は消尽しないから、修理等により当該製品と同一性を欠く特許製品が新たに生産されたと認められる場合には、これを消尽の問題として考えるのではなく、端的にその生産と認められる行為に対して特許権の行使を認めればよい。
特許法 101 条 2 号、5 号による間接侵害の要件についての考察 ～一太郎事件知財高裁判決を題材として～	森 正幸	若本 修一	平成 14 年の特許法改正において新設された 101 条 2 号、4 号（現行 5 号）に関し、その適用について判示した一太郎事件控訴審判決を中心に、その原審およびプリント基板メッキ用治具事件の東京地裁判決をあげ、間接侵害規定の要件に関する論点を紹介し、検討を加えたものである。一太郎事件の控訴審判決は、平成 17 年 4 月 1 日に発足した知的財産高等裁判所の大合議部による初めての判断が示されたという点において、実務的にも反響を呼び、評釈も多数なされているところであるが、特に、方法クレームに関する 4 号の解釈については、原審と控訴審で見解が異なっていることから、控訴審の認定についてその根拠を探りつつ、自説を展開する。
発明の技術的、権利的価値評価の試み	都築 泉	赤木 與志郎	発明を評価するにあたって発明の技術内容を示す書誌情報、あるいは権利の広がりを示すファミリー特許情報が有効に活用しうるか否かを検討した。母集団としては標

<p>ー書誌事項 (IPC), ファミリー情報による 発明評価指標ー</p>			<p>識タンパク質に関する公開、公表・再公表公報を用いた。国内出願と国際出願、さらに、登録特許群、および商品化に至った特許群を、母集団に対して PATOLIS や DWPI から入手した書誌情報を比較検討した結果、診断・モニタリングという発明範囲では、登録特許群、商品化特許群のいずれも、IPC 数に加えてファミリーパテント数に対する相関が有意であった。これらの関係は、THOMSONPharma を使った海外特許から見ても、同じ発明範囲では同様の傾向が顕著であった。以上の検討の結果から、今回の検討手法は、発明の評価として有効に活用できる可能性を示ことが分かった。</p>
<p>大学発特許のデータベースによる分析 ー大学からの特許出願・特許取得状況ー</p>	都築 泉	高崎 秀美	<p>「特許情報」に着目し、大学から多く特許出願・権利化されている分野とその傾向、特許化率、審査請求率などを、各大学から公開されている情報及び特許情報データベースから得られる情報を用いて分析した。特許化率・審査請求率からは大学全体及び特定の研究分野の知財活動の傾向や状況が読み取れる。日本の大学発特許の価値をこれらの情報の分析ではかり、それを大学の知的財産経営、産学連携の促進に応用することを検討した結果、大学の特定の研究分野についてはその特許化率と背景の分析により産学連携の成功要因を見出すことが可能であり、大学から創出される特許の価値判断を含めた知的財産活動の評価に活用が可能であることがわかった。</p>
<p>ライフサイエンス関連分野における大学発特許についての考察</p>	都築 泉	西脇 美奈子	<p>国立大学の法人化以降、大学の出願数は増加している。だが果たして特許の質と量は大学の知名度に比例しているのか？意外な分野に強い大学があるのでは？との思いから「IPDL、PATOLIS-Web 等のデータベースを使った大学発特許の調査」を研究テーマに選択した。まず特許明細書での「ライフサイエンス関連分野」はどの技術分野を指すのか、医学系大学と総合大学で頻出する FI を調査・比較して特定を試みた。また医学系大学(医科・歯科・薬科大学)の共同出願の状況について調べ、その共同研究の内容及び相手先について、新聞記事データベース「日経テレコン 21」を用いて調査することで、大学発特許の可能性について考察した。</p>
<p>卒業作品ーレリーフの制作</p>	生駒 正文	知的財産判例研究修了者	<p>私たちは、大学・専門学校や学習教室で、学習の成果として習道・絵画・写真・料理作品・華道・茶道・版画・機械設計図・建築設計図・卒業論文・卒業制作等の作品を</p>

			<p>出品する。学習上の作品は、多くが先駆者—先生と言われる人の「まね」から始まり、学習によって、少しずつ自分の表現になっていく。今までは、授業の過程の創作物であり、営利性がなく、著作権者の利益を不当に害するのでなければ引用の範囲を超えても使用が許された。しかし、最近の社会においては、人間の権利意識が厳しく捉えられ、原作品の著作権者から権利侵害だと訴えられることも、懸念しなければならなくなった。著作権者の権利を正当に評価するため、卒業作品が、翻案権及び著作者人格権の侵害として訴えられた事件を検討し、どこまで社会的に許容されるか考察していく。</p>
知的財産をめぐる会計上の諸問題	生駒 正文	武田 晴彦	<p>近年、企業における知的財産の占める割合が増大している。しかし、現状の会計基準では、限定された場面での資産計上が認められておらず、自社開発の知的財産については、財務諸表上に全く表示されないといった問題がある。価値評価されないものは、十分な管理、活用が困難であるし、投資家にとっても適切な評価が困難になる。このため、知的財産を財務諸表上にいかに記載していくかが課題となっている。会計基準は、経済社会の表現ルールであり、より合理的で表現力のあるルールが求められている。本研究では、現状の知的財産の会計上の問題点と場面毎の評価手法を整理することで、今後の知的財産を活用した経営戦略や知的財産の評価手法の発展につながればと思料するものである。</p>
物のパブリシティ権—競走馬の名称の顧客吸引力—	生駒 正文	知的財産判例研究修了者	<p>パブリシティ権について研究した。まずアメリカにおいて、パブリシティ権の前身ともいえるプライバシーの権利がいかにして発生したか、そしてそこからどのような判例や学説を経て、パブリシティ権が創出されたのかを調査し、次に日本では如何なる事件を経てパブリシティ権が定着するに至ったかを確認するために複数の判例を追った。自然人だけでなく、『物』が有する顧客吸引力という経済的価値が無断で利用された事例についても調べ、その経済的価値が保護された場合、どのような権利によってそれがなされたのかを調査し整理した。以上で判明した事実を踏まえ、ギャロップレーサー最高裁判決について私見を述べた。</p>
店舗デザインの法的保護	生駒 正文	八尾 友隆	<p>本論文は、トレードドレスを中心に述べる。トレードドレスといっても、商品のデザインから店舗デザインまで</p>

			デザインに関して広く該当する。その中で、店舗デザインに関して論ずる。まず、トレードドレスとは、店舗デザインとは何かから述べる。わが国と米国とでは、トレードドレスに関する見解が異なる。まずは、その違いか述べ、米国におけるトレードドレスの保護判断に重要な法律について述べる。次に米国における店舗デザインに関するトレードドレスの裁判例を紹介しつつ、トレードドレスの保護判断を述べる。最後にわが国における店舗デザインに関する法律・判例を紹介し、私見を述べる。
中外製薬の抗原抗体についての特許戦略の研究	宇佐見 弘 文	津田 恵	本報告は「エボジン」の特許戦略の研究に関する。本剤のライフサイクル延長戦略を調査すると、1985年に物質特許を、1986年に製法特許を出願している。またそれ以前に用途特許を出願し、物質特許から約5年ごとに時期をずらせて各種製剤の特許を出願している。基本特許は2005年に存続期間が満了しているが、製剤特許のそれは2015年まで存続する。また、抗アゴニスト抗体として改良されたと思われる R744 がもうすぐ発売される。したがって、基本特許、製剤特許の存続期間が満了しても、腎性及び悪性腫瘍性貧血の分野で他社の参入を阻止し、市場優位性を保つことができ、製品のライフサイクル延長に成功していると考えられる。
抗原抗体分野における知的財産の流通性について	宇佐見 弘 文	知的財産管理事例研究者	知的財産戦略大綱などを通じて、企業活動における知的財産の重要性が認識されている。この中で、企業の未利用特許、大学の技術の移転等を目的に特許流通を目的とした技術移転促進法が1988年に採択された。この中の抗体抗原技術に対しては、企業では特許流通組織を通じて流通させるよりも、M&Aや自社にて様々な技術流通の為の契約を結ぶことが多い。大学TLOに対しては、抗体抗原分野の特許の流通を行う事は製品化の為の技術ではなく利用価値が低い、さらに、知的財産ポリシーが不足している現状から抗原抗体分野の特許流通は可能性が低いことが明らかとなった。
特許情報を用いた重要特許抽出方法の研究 -高精細インクジェットプリンタ技術を事例として-	石井 正	京谷 博	研究開発の対象である製品の主機能・主性能実現の要となる先行重要特許を客観的に選別・抽出する手法の開発を目的とした。本研究に於ける重要特許とは、新規発明の基礎となる、被引用回数の多い特許に加え、欧州及び多数国へ出願又は権利化されている特許と考えた。抽出の具体的方法として、Fターム、外国特許データベース、

			被引用特許文献データを組み合わせ分析した。重要特許抽出の一例として、高画質インクジェットプリンタを取り上げ、高画質化のキーとなる幾つかの重要要素技術(重要特許)を抽出、他の文献等から、抽出した特許が商品に採用されていることも確認した。本手法は特許価値の評価指標としても活用できる。
レーザービームプリンタの特許出願分析 -先行開発者と後発開発者の技術比較-	石井 正	平沼 洋一	事務機器であるレーザービームプリンタ (LBP) は、多くの改良技術を寄せ集めた蓄積型技術であり、膨大な特許が存在する。その特許を分析することで、製品の発展と衰退や、製品の基幹技術を知ることが可能となる。本研究では、蓄積型技術の典型例である、LBP の特許出願分析を行い、過去を中心技術と、今後重要になると考えられる技術分野を明らかにしている。そして、LBP 技術の先行開発者と、後発開発者の特許出願戦略の相違点を明らかにし、考察している。
特許情報分析に関する先行事例研究	石井 正	徳永 雄一朗	本研究では、継続的・有意的な特許情報分析を行うためには、分析手法について改めて考察する必要があると考え、先行事例の類型化と事例提供を行った。まず、特許情報の内容 (①公報情報、②包袋情報、③関連情報) について概説した後、特許情報分析の目的 (①技術情動的活用、②企業情動的活用、③権利情動的活用) とその事例について概説した。次に、3つの観点 (①分析内容、②分析尺度、③分析データ) から特許情報分析手法を類型化した。最後に、企業情動的活用の観点から2つの分析事例 (①新規事業参入の検討、②特許活動のパフォーマンス評価) を提供した。本研究により、分析を計画する際に参考となるような視点を提供できたと考える。
キルビー特許事件とその影響に関する研究 -特許法 104 条の 3 の制定と訴訟実務への影響-	則近 憲佑	北口 純子	富士通株式会社とテキサス・インスツルメント社が争った、半導体集積回路の基本特許に関する訴訟、いわゆるキルビー特許事件の最高裁判所判決が、以後の法律、紛争処理の実務に与えた影響、また、両当事者の裁判戦略に与えた影響についての研究論文である。キルビー特許事件最高裁判所判決では、従来の無効判断否定説を採用せず、権利濫用説を採用した。この判決を受け、平成 16 年に特許法が改正され、特許権者等の権利行使の制限規定である、特許法 104 条の 3 が制定された。これにより、従来の特許庁による無効審判に加え、裁判所で特許無効

			を争うことができるようになり、わが国における特許侵害訴訟の在り方が大きく変わった。
キルビー特許訴訟事件～富士通の訴訟遂行能力について～	則近 憲佑	齊藤 遼平	日本の富士通株式会社と米国の TI 社（テキサス・インスルメンツ）が争った「キルビー特許侵害・損害賠償請求権不存在確認訴訟事件」を研究対象として、企業の知的財産戦略ひいては知的財産管理の在り方を考える。本事件は、TI 社のジャック・キルビー氏が発明した半導体集積回路の基本特許であるキルビー-275 特許を根拠に TI 社がライセンス料の支払いを日本の企業に求めたのに対して、富士通のみが当該特許に関し 10 年にもおよび闘い抜き、従来は特許庁（行政）の無効審判の事件事例とされていた特許の無効の判断を裁判所・司法も行うことができる最高裁判決を勝ち取った事件である。本事例研究では、富士通の勝訴の要因を分析し、いかにして、富士通が国際的な知的財産紛争を処理する能力を身に付け、その能力を伸ばしてきたのかを検討する。
地理的表示の国際保護に関する軌跡と展望 －生産地名称ブランドの利益をめぐる攻防－	山名 美加	大村 比香留	国際協定において知的財産権の一つとして扱われる地理的表示であるが、とりわけ TRIPs 協定ではその 23 条がワイン及びスピリッツに保護対象を絞った条項で異彩を放っている。本稿では、その制度の源流とも言える EU における農業政策と地理的表示保護制度発達の経緯を追いながら、その過程に生じてきた欧州内部での様々な衝突を追う。そして国際レベルの保護対象に昇華されたことで新たに衝突することとなった国家間の対立例を見ながら、知的財産権であると同時に多面的な意義を持つ地理的表示保護制度のあり方について今後の方向性を考察する。
パブリシティ権の再考	山名 美加	知的財産判例研究修了者	パブリシティの権利は米国において発展した経済的権利の概念であり、わが国においては、「人がその氏名、肖像、その他顧客吸引力のある個人識別情報の有する経済的利益ないし価値を、排他的に支配する権利」とされている。近時、パブリシティ権の対象は物などに拡大しつつある。わが国において物のパブリシティ権は消極説が有力であるが、現代における取引の現状からして、何らかの保護が必要になるものと考え。そこで本稿は、パブリシティ権がいかに認められ発展したかを概観し、一般的なパブリシティ権についてのみならず、わが国において物の

			パブリシティ権が認められうるか憲法的観点から考察し、権利可能性を見出すことを目的とする。
プログラム保護に関する考察－日米欧の状況から－	山名 美加	北口 敏庸	コンピュータ・ソフトウェア、特にコンピュータ・プログラム保護に関する法制度について、日・米・欧の法制度から考察する。現在、コンピュータ・プログラムに対する保護は基本的に特許法及び著作権法で保護されているが、その点に関し、多くの議論がなされている。それらを考察していくと共に、真にコンピュータ・ソフトウェア保護にふさわしい法制度を提言する。第一に米国における法制度検証として、特許法及び著作権法及びその諸判例を考察する。第二に日本においても米国と同じ構成で考察すると共に旧通産省が立案した「プログラム権法案」に関して触れ、考察する。第三に近年の EPC におけるコンピュータ・プログラム保護を巡る議論を顧み、コンピュータ・プログラム保護に特許法がふさわしいかどうかを考察する。それらの考察から最も効率的な保護規定として「プログラム権条約」の可能性を考察する。
商標の改変利用について	山名 美加	知的財産判例研究修了者	本稿は商標パロディの保護について考察するものである。ここでいう商標パロディとは、もとの商標に批評などの目的のために茶化しなどの手を加えた表現形式をいうものとし、これがわが国において保護される表現かどうか検討するものである。これまでも、著作権においてはパロディの検討が行われてきている。しかしながら、商標を対象として、どこまでその表現形式が認められるかということについてはあまり触れられてきていない。商標パロディというものが、わが国において保護されるべき表現であるのか、それら保護されるべきものの利益が互いに衝突した際にいかにして、利益の衡量を図り、解決を図るのであるかという点についても考察を加える。
著作権法 2 条 2 項における『美術工芸品』に関わる一考察 －応用美術と美術工芸の交錯を巡って－	山名 美加	知的財産判例研究修了者	著作権法 2 条 2 項において、『美術工芸品』は、美術の著作物として保護することが規定されている。しかし、『美術工芸品』として保護される著作物とはどういった創作物なのか、また、『美術工芸品』の広義の意味で用いられる応用美術との境界に関しても未だ明確にはされておらず、現在においても審美的効果を有する創作物が著作権法で保護されるか、否かを争う問題が現れている。そこで、本稿においては、著作権法で保護される『美術工

			芸品』に該当する著作物とはどういった創作物を指すのか、日本における『美術』という概念の成立を背景として存在する美術工芸の枠組みも踏まえて、著作権法2条2項についての検討を行う。
--	--	--	--

2006年度

研究題目	指導教員	名前	概要文
応用美術の法的保護に関する判例研究	高橋 寛	吉田 俊介	応用美術の法的保護に関し、著作権法を中心に、意匠法、不正競争防止法等の関連法制、内外の裁判例などを概観し、わが国において美術の著作物として保護される基準を分析・抽出するとともに、現時点で最良と考えられる保護法制のあり方について考察し、提言する。
コンピュータ・プログラムの法的保護に関する事例研究	高橋 寛	小村 章	コンピュータ・プログラムに対する著作権保護に関し、日米の主要な裁判例を概観し、「表現・アイデア二分法」、「三段階テスト」について考察するとともに、リバース・エンジニアリングの取扱いについて、欧州（EC 指令）、米国（DMCA、フェア・ユース）と比較しつつ、わが国の法制のあり方について提言する。
P2P ファイル交換における関係者の法的責任	高橋 寛	新山 栄	インターネットの普及や情報のデジタル化が進行する中、P2P ファイル共有（P2P ファイル交換ソフトを用いた著作物の無許諾送信・複製）が問題となっているところ、日米の裁判例により、ユーザー、ソフト提供者、ソフト製作者の法的責任について考察し、わが国の法制のあり方について提言する。
著作権法15条1項の「法人等の業務に従事する者」の意義に関する判例の研究	高橋 寛	田中 崇公	独自の職務著作制度を定める著作権法15条1項の「法人等の業務に従事する者」の意義に関し、RGB アドベンチャー（エーシーシープロダクション製作スタジオ）事件平成15年4月11日最高裁判決を中心に、判例及び学説の動向を概観するとともに、その射程距離とあるべき解釈について考察し、提言する。
デジタルネットワーク社会におけるデジタルコンテンツと著作権法制（私的複製）の在り方について	高橋 寛	廣江 花織	デジタル化によって著作物の利用態様、とりわけ複製態様が変化し、私的複製の捉え方が重要課題となっているところ、私的複製として許容されるか否かの判断基準として、ベルヌ条約の「3-Step-Test」を用いて検証するとともに、デジタルコンテンツ利用のあり方について考察し、提言する。

光触媒を事例とした産学官連携による技術普及に関する研究	平松 幸男	石井 静	光触媒を事例として、特許出願動向、標準化を含む業界の動向という観点から、技術の発見から産業が発展するまでの産学官の役割について調査し、更なる成功への提言を行うことを目的とした。光触媒の事例では、3つのポイントがあると考察し、それらを踏まえ、更なる技術発展、産学官連携の成功のために、産・学・官それぞれが認識すべき役割について提言を行った。
環境とエネルギーの調和へ向けた次世代エネルギーの研究開発の動向と戦略	平松 幸男	向井 孝志	今日、我々は地球規模のエネルギー・環境問題に直面している。燃料電池やリチウムイオン電池は、エネルギー効率や環境の調和性に優れている。本論では、これら電池技術の開発動向等を調査・分析した。関連した特許出願統計と政府、企業、大学などの活動から、3E問題解決に向けた国際戦略に関する提言を行った。
燃料電池自動車開発におけるトヨタ自動車の可能性と限界	山崎 攻	田坂 俊義	本事例研究報告書は燃料電池自動車開発の心臓部である燃料電池技術領域に着目し、自動車産業界のリーディングカンパニーであるトヨタ自動車の燃料電池自動車開発を三位一体（事業、知財、技術）の経営的視点から捉え、その実用化の可能性と限界について研究したものである。
RFID ビジネスにおける知的財産経営戦略分析	山崎 攻	知的財産研究科修了生	本研究では、急成長を遂げた RFID(Radio Frequency Identification)といったユニークな市場を取り上げ、企業の事業側面・技術側面・知的財産側面の分析結果から、それぞれの本質的因子がどのような作用を及ぼしあい、Felica などの新しいビジネスを形成しているか、知的財産経営分析を行う。
ICカードとバイオメトリクス認証の併用について	山崎 攻	佐藤 宏太	ICカード市場の需要を拡大する技術としてバイオメトリクス認証技術に注目されている。しかし、実際に開発するに値するリターンが得られるかは不明であることから本稿では、技術側面・知財側面・事業側面から探ることで、生み出される市場・方式とその広がりを総合的に判断することを目的とする。
家庭用PEFCコージェネレーションシステムの将来	山崎 攻	花谷 昌洋	本研究は固体高分子形燃料電池 (PEFC) の中でも家庭用コージェネレーションシステムとして用いられるものについて分析を行う。分析は、企業の技術・知財・事業の各側面に関する客観的データを収集し、それらの相互関係、戦略を解明する。それぞれの分析結果から企業の経営的戦略を新たに提起し、今後の展望を述べる。

IC タグ事業における三位一体の分析	山崎 攻	小池 美弥	本研究では、流通のカギを握る IC タグ技術について、特に重要となる実装技術の分野に焦点をあてて、調査を行った。そして、更なる発展が期待できる技術を三位一体（事業・知財・技術）の経営的視点から考察、最終的には、IC タグ業界における経営的戦略の提案を行った。
進歩性判断の事例研究	高島 喜一	沼田 卓也	進歩性の判断は引用発明に基づいて当業者が請求項に係る発明に容易に想到できたことの論理づけができるか否かにより行われる。しかし、阻害要因があれば、二つの引用発明を結びつけることができず、進歩性を否定できない。今回の研究では、阻害要因を中心とし、技術分野の関連性にも着目し、幾つかの判例を検討していく。
発明の成立性の事例研究	高島 喜一	伊吹 浩一郎	特許の成立性に関して、発明に該当しないものの種類の1つに、情報の単なる提示（提示される情報の内容のみ特徴を有するものであって、情報の提示を主たる目的とするもの）がある。日本の審査基準にも具体例を示し記載があるが情報の単なる提示の判断基準に関しては記載がない。そこでビデオ記録媒体事件を題材として分析し、情報の単なる提示の判断基準に関して、審査基準からの具体例と共に検討し私見を述べる。
進歩性判断時における後知恵についての考察	高島 喜一	伊達 彬雄	進歩性の是非を判断する時、それを決定付けられる事項が後知恵の介入で正しく判断されない場合がある。この後知恵が起こるプロセスを解明すべく、ゴムクローラ事件を分析し、後知恵になり得る判断の特性を解明し、さらに審査基準の上位概念化の項目について言及した。
進歩性判断における発明の認定に関する考察	高島 喜一	道下 和明	進歩性判断理論の充実を目指して、侵害訴訟と同時に判決された審決取消訴訟を1つ取り上げ、審決および判決を詳細に分析した。発明の要旨認定と引用発明の認定に着目して考察し、いわゆるリパーゼ判決の判例としての運用のあり方や、引用発明の技術的理解の重要性を論じた。侵害訴訟における無効判断との関係にも言及した。
発明の進歩性判断に関する全体像の把握について	高島 喜一	阪部 正規	本研究は、審査・審判又は訴訟において、進歩性判断についてどのような観点で何を検討すべきかを全体的に把握することを目的とする。このため、本研究では、法の立法趣旨にはじまり、審査基準、主要な判決例、及び論点を広く整理している。判決例は、主に平成15年1月～平成18年12月までの判決例を取り上げている。

使い捨てカメラを例とした特許保護に関する研究	田浪 和生	中村 匠	使い捨てカメラを題材に研究した。技術史、リサイクルの起源、詰替えの経緯、日本国内及び米国で起きた使い捨てカメラの特許権及び実用新案権侵害訴訟の経緯、再生品販売による知的財産問題及びその政策的解決策を述べ、最後に今後のカメラのデジタル化に伴い想定される知的財産問題とその政策的解決策を論じた。
訴訟で耐える特許クレームについての研究	田浪 和生	辻本 光広	近年の消耗品関連の訴訟を背景に、再生品から自社の利益を守るためになされる対策のうち、特許のクレームにどのような文言を記載し、どのように活用するか、また特許侵害訴訟になった時に訴訟に耐える特許とはどういうものかについて論じる。
特許から見たガス用テレコントロールシステムの分析	田浪 和生	土肥 祐治	安全を目的としたシステムはアナログ網を通信インフラとしてスタートしたが、ISDN～光通信へとインフラが変化するにつれ端末 NCU も変更を余儀なくされ、設備の投資意欲は大きく減退した。インフラの変化に翻弄されたシステムを商用期～インフラ激動期～新インフラ期と分類、主要特許の解説、業界地図の作成を行い、新インフラ期にふさわしい無線システムが開発されていく過程、各社の戦略を分析した。
職務発明管理と企業の対応	田浪 和生	礒野 喜美子	本稿の課題は、職務発明対価をめぐる訴訟の中心課題・特許法新旧 35 条 3 項「相当の対価」の決定が最終的に裁判で事後的に決定される事による企業への負の効果の検討である。この企業競争力にマイナスとなる影響は特許法の目的（1 条規定）に矛盾することを分析し、3-5 項の削除又は、3 項の「相当の対価」の決定は従業者等と使用者等の間での話し合い・協議により決定する、と言う内容への改正を提案している。
知的財産権の濫用による私的独占に関する 3 件の審決研究	岩本 章吾	木之下 繁	独占的利用権を有する知的財産権の濫用により、独禁法違反（3 条、2 条 5 項）となる審決北海道新聞社事件（同意審決 2000(平成 12)2.28 審決集 46・144）、パラマウントベッド事件（勧告審決 1998(平成 10)3.31 審決集 44・362）、インテル事件（勧告審決 2005（平成 17）4.13 審決集未掲載）の 3 件を取り上げ、審決の判断の妥当性を探った。
契約関係における知的財産法と独占禁止法の調整に関する考察	岩本 章吾	北浦 一郎	本論文は、企業間の契約で、知的財産権と独占禁止法の調整を考察するべく、米国判例において採用されてきた「合理の原則」を紹介した上、同原則と我が国公正取引委員会のガイドライン等の整合性を確認し、パテント・プ

			ール(2件)と非係争条項(1件)に関する審決例・判決例を、「合理の原則」の解釈・適用の観点から分析した。
特許ライセンス契約等における制限的条項に関する判例研究	岩本 章吾	小川 潤	数値特許ライセンス契約等における制限的条項に関する問題を研究することにより、独占禁止法と知的財産権法との関係を明らかにし、特許ライセンス契約での制限的条項についての適用除外制度の問題をどのように理解すればいいのかについて研究、検討した。
出願時同効材の均等論による保護の適否	森 正幸	松村 安之	本稿は、均等論を出願時同効材をクレームしなかった特許権者の救済法理としても捉える考え方に疑問を提示し、特許権者が予測可能であってクレームすることができた同効材については、原則として、均等論主張はできず、クレームに記載しなかったことについてのやむを得ない事情等の例外事情があった場合のみ許容しようとするものである。
数値限定と進歩性の関連性に関する基礎研究	森 正幸	大濱 伸也	数値限定発明の進歩性判断は困難を極めるが、本稿では数値限定発明を数値限定が有する意味によって場合わけし、これと進歩性判断、特に臨界的意義の関連性について考察した。また、理解を容易にするため、「液晶ディスプレイ」に関する分野に限定して進歩性判断の基準を明確にしようとした。
車載用ミリ波レーダ信号処理方式における技術的側面と進歩性特許要件判断基準	森 正幸	上野 朔男	車載用ミリ波レーダ信号処理方式である FM-CW・モノパルス方式と現在実用化されている FM-CW・DBF 方式の特許を、これらの拒絶査定不服審判に関連する特許審決取消訴訟、特許庁拒絶査定不服審判での審決及び拒絶理由通知に伴う査定等から進歩性について考察する。
III-V 族窒化物半導体に係る発明の特許性判断及び技術的範囲確定における諸問題	森 正幸	小谷 敏弘	III-V 族窒化物半導体に係る発明に関する審決及び審決取消訴訟、侵害訴訟の判決を事例として、新規な化合物半導体材料分野における発明の特許性判断、及び技術的範囲確定における諸問題を検討し、広く強い特許を取得するための実務上の指針を調査・検討した。
進歩性についての行政判断と司法判断	森 正幸	香川 伸一	特許要件の中でも最も重要な進歩性判断は、困惑を呈し、異なる判断を誘発することがある。その為一度特許になった発明も侵害訴訟での無効抗弁により別の判断をされ、特許無効になる場合も多い。本論文では判例を元に行政と司法の進歩性判断手法を比較・分析し、判断が相違する原因を考察し、更に無効になり難い安定な特許を得る為のクレームドラフティングを目指す検討を行なった。

クレームの解釈及び記載に係る事例の考察	森 正幸	楊 裕治	クレームの解釈についての基本的な考え方を理解することを目的とした。そのため、特許制度の趣旨、特許法、審査基準及び特許審査と紛争解決の場面での解釈基準を確認し、具体的事例（事例1～6）を検討した。そして、特許請求の範囲の記載に基づく特許発明の技術的範囲を、発明の範囲の修正という観点でまとめた。
コンピュータ・ソフトウェア関連発明の特異性について	森 正幸	堀口 道行	『知的財産立国日本』を国家的施策として掲げる我が国において、ソフトウェア関連発明の重要性は充分認識できる。しかし、ソフトウェア発明は「無体物」、「デジタルコンテンツ」及び「ハードウェア従属性」という性質に加え、創作の本質が「アイデアやアルゴリズム」にあるという、性質を持つ。これら特異な性質を有する「ソフトウェア発明」が「特許法」においてどの様に咀嚼されているかを考える。
エンドユーザーサーチと概念検索	都築 泉	永井 享章	今まで特許調査の業務はサーチャーとの分業や調査会社への委託が中心であった。しかし近年では一般の利用者達が自ら調査を行うエンドユーザーサーチが普及してきている。エンドユーザーサーチの普及を促進している要因として概念検索の登場が考えられている。この事例研究では概念検索を用いた検索サービスを実際を使用して、比較検討を行い、エンドユーザーサーチへの概念検索の有用性とその有効的な使い方について検討した。
検索エンジンビジネスの動向 ～特許情報活用の視点から～	都築 泉	河上 慎太郎	本研究では、検索エンジン関連各社の技術動向分析を目的とし、特許引用情報により、各社の技術的な相関関係を調べた。調査は米国特許（登録）を対象とし、DialogのUS Patent Full textを用いて行なった。本研究により、各社の技術的な相関関係が明らかになった。また、各社の被引用回数が最多の特許は、企業収益の基盤となる技術に深く関係するものであることが見出された。
ハイブリッドと燃料電池-特許から見た自動車産業の動向	都築 泉	前田 泰伸	自動車産業は、現時点で日本の基幹産業であり、世界的にも優位性を持っている。しかし今、自動車は環境・エネルギーの問題に直面しており、また各国の環境規制なども強化されつつある。環境・エネルギー問題に対応した次の自動車の技術となりうる低公害自動車技術の概略、ハイブリッド自動車、燃料電池・燃料電池自動車技術開発を知的財産という点から注目し、調査を行い、所見をまとめた。

TLOの働きとバイオテクノロジー	都築 泉	中谷 正之	技術移転機関（TLO）の特許出願動向について、特に医療に重点を置き、バイオ関連を中心に調査・検討を行った。また、相同性(ホモロジー)検索による特許性について、日本と米国の取り扱いの違いを中心に研究をおこなった。日本において、相同性(ホモロジー)による予測のみでは、特許化は認められていない。その妥当性と問題点、これからの動向を含めて調査・研究し、予測した。
キャラクタービジネスの法律判例研究	生駒 正文	藤田 透	「キャラクタービジネス」という概念は、多義に使用されるが、本稿ではキャラクターの法律保護を判例の流れを通して、キャラクターのライセンス契約の注意点などの法務問題を中心に、キャラクタービジネスにおける基礎的知識を検討する。
店舗デザインの保護と法律判例研究	生駒 正文	本谷 浩一	不正競争防止法で保護されない店舗デザインの全体的なイメージといった感覚的なものを包含したその店舗のブランドイメージについては不法行為で保護すべき問題もあるが、不正競争防止法2条1項1号・2号の商品等表示を拡大解釈して店舗デザインの全体的イメージを保護するか、又は一般条項を設けて保護することを考察した。
キャラクターの法的保護	生駒 正文	冨宅 恵	キャラクターは、意匠法、商標法、不正競争防止法、著作権法、民法による保護が考えられ、キャラクターの使用方法に応じて適用する法律を検討する必要がある。また、各法にはそれぞれ保護の限界が存在するため、複数の法律による重畳的保護を考える必要がある。本稿は、かかる観点からキャラクターの保護を多角的に検討するものである。
製品「リユープリン」におけるライフサイクル延長戦略事例検討	宇佐見 弘文	西村 元伸	現在、製薬業界もグローバル化する過程で世界的な再編に生き残る為に、国内企業も海外進出が本格化している中で、特許戦略は重要性を増している。そこで、本研究は特許戦略の基本である製品ライフサイクル延長戦略を、大手開発型製薬業の国際戦略製品である「リユープリン」を事例として研究する。また、研究を進める中で、競合他社の存在、知的財産戦略の活動が見えてきたのであわせて報告する。
医療行為と医薬の併用をした場合のクレームについて	宇佐見 弘文	早川 達也	医薬特許の発明保護形式として、「物質発明」、「医薬用途発明」等があるが、医療行為は「産業上の利用可能性がない」（特許法29条1項柱書）ことにより、特許を受けることができない。そこで、医療関連行為と密接に関連

			する医薬発明クレームにおいて併用等の場合の問題点及び、解決策を挙げることにする。
医薬分野における製品ライフサイクルの延長対策	宇佐見 弘 文	古賀 剛	医薬品は開発期間が長いことから、製品販売後のピーク時に製品保護のための基本特許が満了することがある。そのため医薬品メーカーは特許戦略や薬事制度を利用し、製品のライフサイクル延長を図る対策をとっている。そこで、ヨーロッパでの「 Losec® 」をめぐる事例を検討し、現実に如何なる戦略がとられ、製品のライフサイクルの延長対策や製品保護対策が行われているかを検討する。
特許情報によるインクジェットプリンタの技術発展分析	石井 正	朝岡 裕俊	蓄積型技術の典型例であるインクジェットプリンタの開発段階を、特許出願数、出願人数及び発明者数の相対的關係から明らかにする。このため、インクジェットプリンタに関する F タームの技術分類、出願人数及び発明者数を分析することで、同業他社の市場への参入と退出の状況を把握し各技術ステージを定量的に明らかにする。
企業における研究開発と市場参入への期間について（インクジェットプリンタの事例）	石井 正	木谷 信哉	新技術商品の開発から市場への投入までの期間は近年、短縮化の傾向にあるといわれている。しかしこの期間は、技術分野、商品分野において様々でありこれまで十分に研究もされていない。本研究では、特許出願の推移から研究開発の動向を把握し、研究開発から市場で一定のシェアを獲得するまでに至る期間の検証を行う。
富士通対 T I のキルビー特許訴訟の全経緯と最高裁判決の影響についての研究	則近 憲佑	舟橋 和宏	本事例研究は、「キルビー特許訴訟事件」の裁判記録を入手してその内容を整理したものである。本報告書では入手した裁判記録のうち、訴状、準備書面(特に第7準備書面)、一審判決書、二審判決書、最高裁判決書の要点を各章で述べるとともに、最終章では最高裁判決の影響についても述べる。特に一審の東京地方裁判所に富士通が提出した第7準備書面は、本件訴訟の争点を網羅し、各判決文でも度々引用されているので、重点的に研究した。
企業の「知的財産紛争処理能力」に関する事例研究<富士通対 TI キルビー特許訴訟について>集積回路技術史からみるキルビー特許の位置づけ	則近 憲佑	小谷 裕太郎	富士通対 T I (キルビー訴訟) について、従来の法律的側面からのみではなく技術的側面から研究する。集積回路の基本特許といわれているキルビー特許について、技術的範囲を明確化し、もう一つの集積回路の基本特許であるノイス特許との比較を行い、集積回路技術の発展動向を踏まえ、キルビー特許の集積回路技術史における位置づけを行う。

企業の「知的財産紛争処理能力」に関する事例研究<富士通対 TI キルビー特許訴訟について>真空管・トランジスタの技術史的側面から	則近 憲佑	宅間 聖一	富士通対 TI 訴訟は IC の基本特許とされるキルビー特許に関する訴訟である。問題となった技術とそれに関する特許を時間軸にそって系統的に列挙し、関連する技術の詳細な解説を行った。また、真空管及びトランジスタ分野の重要な技術及び特許に関して、技術史の観点から整理した。トランジスタから IC への技術進歩に当たって鍵となった技術を読み解き、キルビー特許に至る技術の流れを整理した。
企業の「知財紛争処理能力」に関する事例研究<富士通対 TI「キルビー特許訴訟」事例を中心に>	則近 憲佑	張 鮮雅	本研究は、IC の基本特許の一つである「キルビー特許」を巡る訴訟の全貌、歴史的な背景、歴史的な意義を把握し、富士通と TI の知的財産紛争にかけた努力と能力を認識することを目的にする。特に訴訟が起った当時の経済的な状況、富士通と TI の当時の知的財産戦略や知的財産管理状況、富士通が IBM と争った「IBM ソフトウェア著作権紛争」の影響、TI が富士通以外の企業と争った事件などを中心に、研究したものである。
南アジア共同体特許条約の構想	山名 美加	永井 道彰	インドは知的財産権を巡り活発な動きを見せており、南アジア地域内での影響力も増しつつある。南アジア地域には英国コモンローをベースとした法的共通基盤や南アジア地域協力連合 (SAARC) などの経済的共通基盤も存在し、地域共同体特許条約が締結される素地がある。提唱する南アジア共同体特許条約はプロキユアメントからエンフォースメントまでを射程とし、ヨーロッパ特許条約 (EPC) をも越える条約となる可能性がある。
日本の産学連携の課題 - 米国、欧州、インドとの比較を通して -	山名 美加	藤原 伸城	米国バイ・ドール法の成立により、国費による研究の特許化が加速すると信じ、日本は、それに追随した政策を打ち出した。しかしながら、日本の産学連携は同時に多くの課題を抱えこむこととなった。米国の事例、判例、欧州の事例、インドの産学連携の現状を調査し、グローバル化時代における日本の産学連携の近未来像を検討した。
知的財産の国際的保護をめぐる現代的課題 - 財産的情報の保護に関する事例研究 -	山名 美加	赤澤 知左登	遺伝資源、伝統的知識、フォークロアなどといった財産的情報の保護を求める動き、紛争の発生が、今後の国際的な知的財産制度のあり方に大きな課題を突きつけている。CBD (生物多様性条約) やそれに関するガイドラインなどの国際的なルール、それらに従った各国の取り組みなどを比較、整理しながら今後の知的財産制度の行方について考察した。

<p>我が国における著作物の改変利用上の表現の自由と著作権の抵触に関する一考察 —パロディ及びその保護について—</p>	<p>山名 美加</p>	<p>村上 友幸</p>	<p>今日のコンピュータ、インターネットの技術発展・普及は、一方では著作権侵害を促す要因ともなっている。我々は、憲法上、表現の自由を保障されながらも、著作権法によって、その改変利用には一定の制限を受けている。ネット社会の現在、どこまで著作物の改変利用が認められるのか。本稿では、特に「パロディ」を取り上げ、事例、学説がわが国よりも豊富な米国での論点を整理しつつ、日本におけるパロディ判断のあり方について検討した。</p>
--	--------------	--------------	--